

BUSINESS REPORT 2020

2019年度決算 ジブラルタ生命の現状



Gibraltar
ジブラルタ生命

保険に、愛という本質を。



保険とは、人への愛から生まれるもの。

私たちジブラルタ生命は、だれよりも、心からそう考えています。

だからこそ、保険をより良くするのは人への愛だと信じています。

お客さまの声はつねに余すことなく、一生懸命に聴く。

時にはお客さま以上に、本人とご家族のことを考える。

そして、万が一の時はだれよりも速く全力で行動する。

私たちは、そのすべてに持てる限りの力を尽くしていきたい。

それは、ご契約という入口から、

保険金をお届けするという出口までのフルサービスを、

皆さまにご提供し続けるのが使命だと思うから。

この先もずっと、保険に、愛という本質を。

私たちは、ジブラルタ生命です。



「安心」と「信頼」のシンボル

ジブラルタ・ロック、その強さが社名の由来です。

ジブラルタ生命は、プルデンシャル・ファイナンシャルの一員として、2001年4月から営業を開始しました。その社名は、ジブラルタ海峡に位置する長さ4.8km、高さ400 mにもおよぶ巨大な岩山“ジブラルタ・ロック”を由来としています。

C O N T E N T S

■	P.2	ごあいさつ
■	P.3	経営理念
■	P.4	2019年度決算ハイライト
■	P.8	機関投資家としての役割
■	P.9	コーポレート・ガバナンス
■	P.18	お客さま本位の業務運営に関する方針
■	P.21	SDGsに関する取り組み
■	P.22	お客さま満足度向上への取り組み
■	P.26	適切な保険金等のお支払いのための取り組みについて
■	P.27	お客さまサービス
■	P.28	多様化推進への取り組み（ダイバーシティ&インクルージョン）
■	P.30	環境への取り組み
■	P.31	健康経営の取り組み
■	P.32	社会貢献活動
■	P.34	ライフプラン・コンサルタントについて
■	P.35	代理店チャンネルについて
■	P.36	プルデンシャル・ファイナンシャルについて
■	P.37	業績・データ編
■	P.117	生命保険協会統一開示基準項目一覧



当冊子は保険業法第111条に基づいて
作成したディスクロージャー資料です。
(2020年8月作成)



会社概要 (2020年3月31日現在)

社 名：ジブラルタ生命保険株式会社
英 文 名：The Gibraltar Life Insurance Co., Ltd.
営 業 開 始：2001年4月3日（平成13年4月3日）
資 本 金：755億円
総 資 産：11兆3,191億円
保 険 料 等 収 入：9,571億円
従 業 員 数：12,137名
本 社 所 在 地：東京都千代田区永田町2-13-10 プルデンシャルタワー
URL：<https://www.gib-life.co.jp/>

◀ ジブラルタ生命のあるプルデンシャルタワー（東京都千代田区）

平素より、ジブラルタ生命をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

この度、2019年度の業績をはじめとする当社の現状をまとめた冊子を作成しましたので、本誌を通じて当社へのご理解を一層深めていただければ幸いです。

2019年度を振り返りますと、8月の大雨や、9月以降に上陸した複数の台風は、日本各地に甚大な被害をもたらしました。さらに、2020年に入ってから、新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るい、国内でも感染者・発症者が出ている状況です。被害に遭われた方々に心よりお見舞い申し上げます。

経済環境に目を向けますと、2019年度前半は緩やかな景気回復基調で推移しましたが、10月に実施された消費税率引き上げにより、個人消費、住宅投資が落ち込み、さらに年明け以降は、新型コロナウイルスの感染拡大により、個人消費、生産活動の大幅な落ち込みが見られ、景気の不透明感が急速に高まりました。

このような経済環境下においても、当社は健全な財務基盤を有し、「お客さまとご家族に経済的な保障と心の平和をお届けする」という揺らぐことのない使命のもと、主力のライフプラン・コンサルタント、および当社と企業理念を共有している一般代理店が、コンサルティングサービスを通じてお客さまに最適な保障を提供してまいりました。



当社は、「お客さま本位の業務運営に関する方針」のもと、お客さまのニーズにあった最適な保障をご提案すること、クオリティの高い商品・サービスをご提供すること、そしてその保障に込められた想いを保険金・給付金とともに確実にお届けすることに全社一丸となって取り組んでおります。

今後、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて生活様式や働き方が大きく変わっていくものと考えております。こうした環境変化にも迅速に対応しながら、社員一人ひとりがお客さまに焦点をあわせ、「人間愛・家族愛という不朽の原理に基づく相互扶助制度である生命保険を社会に広く普及し続けることで、お客さまから最も信頼され、社会、コミュニティから最も称賛される生命保険会社になる」という当社のビジョン（将来像）の実現を目指してまいります。

引き続き変わらぬご支援・ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

2020年8月

代表取締役社長 兼 CEO

添田 毅司

We are the GIBRALTAR.

ジブラルタ生命の社員は、生命保険の持つ社会的役割を信じ、
ひとりでも多くのお客さまに真の生命保険をお届けします。
そして顧客のために努力を惜しまず、常にベストのサービスを提供し続ける会社となります。
ジブラルタ生命の社員は、生命保険の正しい在り方を追求する信念、
そして人間愛・家族愛の不朽の原理を伝える情熱があります。
我々は、コアバリュー、ビジョン、ミッションを指針に永遠に時代を創造し続けます。

行動指針

Core Values

ジブラルタ生命の社員の行動指針は、全世界のプルデンシャル・ファイナンシャル共通の
「コアバリュー」に基づいています。
「コアバリュー」は次の4つで構成されています。



将来像と使命

Vision [将来像]

我々は、人間愛・家族愛という不朽の原理に基づく相互扶助制度である生命保険を社会に広く普及し続けることで、お客さまから最も信頼され、社会、コミュニティから最も称賛される生命保険会社になります。

Mission [使命]

我々は、一人ひとりのお客さまに生命保険の真価を正しく伝え、真に役立つ生命保険を提供し、保険金を支払うまで誠実に生命保険サービスを続けることでお客さまとご家族に経済的な保障と心の平和をお届けします。

2019年度決算ハイライト

2019年度主要指標

(単位:百万円)

項目	2018年度(末)	2019年度(末)
個人保険新契約高	3,864,683	3,154,666 (前年度比 18.4%減)
個人保険新契約年換算保険料	71,775	50,957 (前年度比 29.0%減)
個人保険保有契約高	37,101,514	36,806,657 (前年度末比 0.8%減)
個人保険保有契約年換算保険料	904,698	876,185 (前年度末比 3.2%減)
総資産	11,662,953	11,319,157 (前年度末比 2.9%減)
保険料等収入	1,172,739	957,126 (前年度比 18.4%減)
基礎利益	134,948	127,850 (前年度比 5.3%減)
当期純利益	136,685	58,373 (前年度比 57.3%減)
実質純資産額	2,234,181	2,210,221 (前年度末比 1.1%減)
ソルベンシー・マージン比率	852.6%	802.4% (前年度末比 50.2ポイント減)
逆ざやの状況	逆ざやはありません	逆ざやはありません

*個人保険には個人年金保険を含みます。
*当社は転換制度を導入しておりません。

② 実質純資産額(=実質資産負債差額)とは

有価証券や有形固定資産の含み損益などを反映した、いわば時価ベースの資産の合計から、価格変動準備金や危険準備金などの資本性の高い負債をのぞいた負債の合計を差し引いて算出するもので、行政監督上の指標のひとつです。実質資産負債差額ともいいます。

業績指標

個人保険と個人年金保険の合計(以下、個人保険)の新契約高は3兆1,546億円(前年度比18.4%減)、個人保険新契約年換算保険料は509億円(前年度比29.0%減)となりました。

② 新契約高とは

当年度に新たにお引き受けした保障金額の合計額です。1年間にどれくらいの生命保険を販売したのかを示す指標のひとつです。

個人保険新契約高

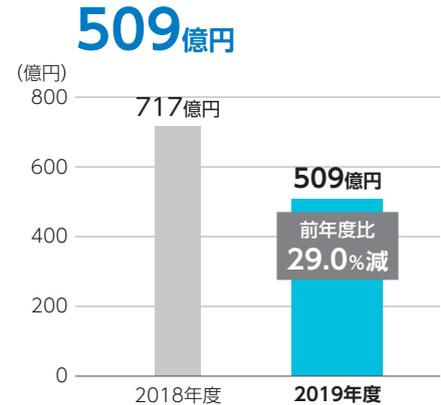


? 年換算保険料とは

保険料の払い方には月払、年払、一時払など、さまざまな支払い方法があります。年換算保険料は、そうした支払い方法の違いを調整し、契約期間中に平均して支払うと仮定した場合に、生命保険会社が保険契約から1年間にどのくらいの保険料収入を得ているかを示しています。

現在、生命保険会社が販売する商品は多様化し、死亡保障金額が小さい商品が多く販売されるため、契約高だけでは業績を判断するのに適切ではない場合があります、それを補完する指標として使われています。

個人保険新契約年換算保険料



規模指標

個人保険保有契約高は36兆8,066億円 (前年度末比0.8%減)、**個人保険保有契約年換算保険料は8,761億円** (前年度末比3.2%減)、**総資産は11兆3,191億円** (前年度末比2.9%減)となりました。

個人保険保有契約高



個人保険保有契約年換算保険料



総資産



? 保有契約高とは

当年度末にお引き受けしている保障金額の合計額で、年度末時点にどれくらいの保険契約を保有しているのかを示す指標です。

? 総資産とは

現金及び預貯金、有価証券等の運用資産と未収金等の非運用資産の合計で、企業の事業規模を示す財務指標のひとつです。

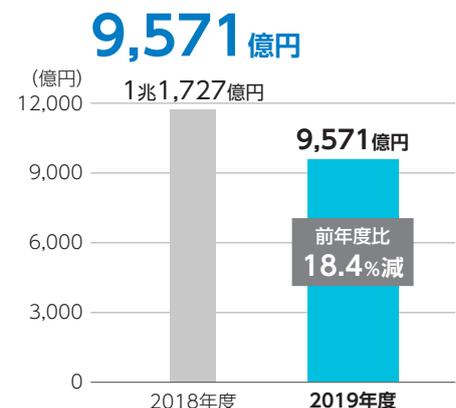
収益指標

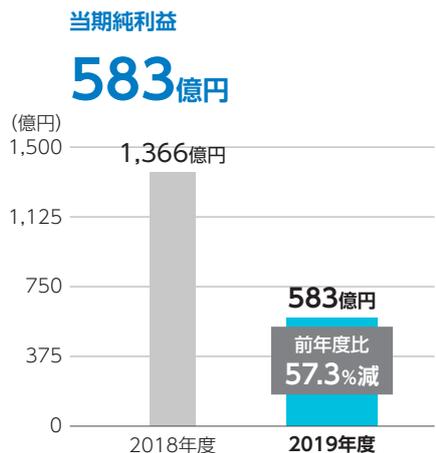
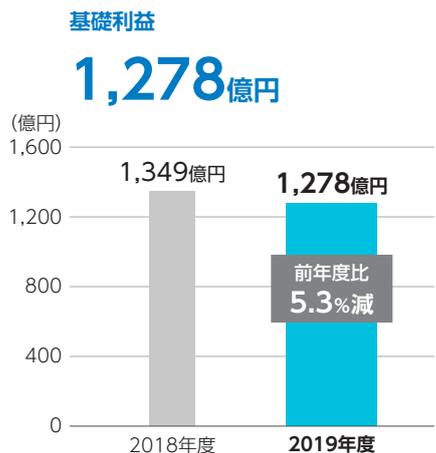
保険料等収入は9,571億円 (前年度比18.4%減)、**基礎利益は1,278億円** (前年度比5.3%減)、**当期純利益は583億円** (前年度比57.3%減)となりました。

? 保険料等収入とは

ご契約者から払い込まれた保険料による収益で、生命保険会社の収益の大宗をなしています。再保険収入もここに含まれます。

保険料等収入





① 基礎利益とは

保険料収入や保険金・事業費支払等の保険関係の収支と、利息及び配当金等収入を中心とした運用関係の収支からなる損益で、一般事業会社の営業利益に近いものです。保険本業における収益力を示す指標のひとつです。

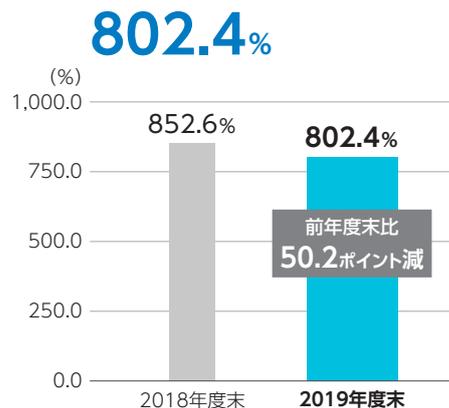
① 当期純利益とは

税引前当期純利益から、法人税及び住民税ならびに法人税等調整額を控除した金額で、会社のすべての活動によって生じた純利益を意味します。

健全性指標

経営の健全性を示す指標のひとつである**ソルベンシー・マージン比率は、802.4%** (前年度末比50.2ポイント減)と減少しましたが、引き続き十分な支払余力を確保しています。

ソルベンシー・マージン比率



① ソルベンシー・マージン比率とは

環境の変化などにより通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかを判断するための行政監督上の指標のひとつです。具体的には、純資産などの内部留保と有価証券含み益などの合計(ソルベンシー・マージン総額)を、数値化した諸リスクの合計額で割り算して算出します。

ご参考 ソルベンシー・マージン比率の算出式

ソルベンシー・マージン比率は次の算式により算出されます。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率 (\%)} = \frac{\text{ソルベンシー・マージン総額}}{\text{リスクの合計額} \times 1/2} \times 100$$

● ソルベンシー・マージン総額 (=下記の合計額)

資本金等、価格変動準備金、危険準備金、一般貸倒引当金、(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%*、土地の含み損益×85%*、全期チルメル式責任準備金相当額超過額、負債性資本調達手段等、全期チルメル式責任準備金相当額超過額および負債性資本調達手段等のうちマージンに算入されない額、持込資本金等、控除項目、その他
* マイナスの場合100%

$$\bullet \text{リスクの合計額} = \sqrt{(R1+R8)^2 + (R2+R3+R7)^2} + R4$$

保険リスク、予定利率リスク、資産運用リスク、経営管理リスクなど通常予測できる範囲を超える諸リスクを数値化して算出します。

- 保険リスク相当額 (R1)
大災害の発生などにより、保険金などの支払いが急増するリスク相当額
- 第三分野保険の保険リスク相当額 (R8)
医療保険やがん保険などのいわゆる第三分野保険について給付金等の支払いが急増するリスク相当額
- 予定利率リスク相当額 (R2)
運用環境の悪化により、資産運用利回りが予定利率を下回るリスク相当額
- 最低保証リスク相当額 (R7)
変額保険、変額年金保険の保険金等の最低保証に関するリスク相当額
- 資産運用リスク相当額 (R3)
株価暴落、為替相場の激変などにより資産価値が大幅に下落するリスク、および貸付先企業の倒産などにより貸倒れが急増するリスク相当額
- 経営管理リスク相当額 (R4)
業務の運営上、通常の予測を超えて発生し得るリスク相当額

※詳細につきましては、業績・データ編P.37をご覧ください。

格付け

格付けは、独立した第三者である格付会社が、保険会社の保険金支払いに関する確実性をアルファベットと記号・単語などで表したものです。会社の財務・収支情報、営業・経営戦略などさまざまな情報に基づき決定されています。

格付けは格付会社の意見であり、保険金の支払いなどについて保証を行うものではありません。また、取得した時点までの数値・情報などに基づいたものであるため、将来的に変更される可能性があります。当社の格付取得状況は以下のとおりです。

■ スタンダード&プアーズ 保険財務力格付け

A+

※2020年7月末現在
※スタンダード&プアーズ社は、金融商品取引法に定められている信用格付会社です。



保険会社が保険契約債務を履行する能力は高いが、上位2つ(AAA, AA)の格付けに比べ、事業環境が悪化した場合、その影響をやや受けやすい。

*「AA」から「CCC」までの格付けには、プラス記号またはマイナス記号が付されることがあり、それぞれ、各格付けカテゴリーの中での相対的な強さを表します。

保険契約継続率

契約が有効に継続している割合を示した数値です。当社は営業開始以来、お客さまに焦点をあわせることを重視し

た経営を行っており、お客さま満足度の証となる継続率を重視しています。

■ 13月目継続率… **94.7%** (対象契約2018/1/1～2018/12/31)

■ 25月目継続率… **88.2%** (対象契約2017/1/1～2017/12/31)

利差(順ざや／逆ざや)

生命保険会社は、ご契約者にお支払いいただいた保険料の一部を将来の保険金等のお支払いに備えて責任準備金として積み立てていますが、この責任準備金は、一定の利率により毎年運用されることを前提としております。(この利率のことを「予定利率(責任準備金計算用)」といいます)

予定利率により見込んでいた運用収益を実際の運用収支が上回る状態を「順ざや」、下回る状態を「逆ざや」といいます。

当社の基礎利益上の運用収支等の利回りは、平均予定利率を上回っており、「順ざや」となっています。

ご参考 ▶ 順ざや／逆ざや額は、次の方法で算出しています。

順ざや／逆ざや額 = (基礎利益上の運用収支等の利回り^{*1} - 平均予定利率^{*2}) × 一般勘定責任準備金^{*3}

※1 基礎利益上の運用収支等の利回りとは、基礎利益に含まれる一般勘定の運用収支から契約者配当金積立利息繰入額を控除したものの一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。

※2 平均予定利率とは、予定利息の一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。

※3 一般勘定責任準備金は、危険準備金を除く一般勘定部分の責任準備金について、以下の方式で算出。

(期始責任準備金 + 期末責任準備金 - 予定利息) × 1/2

機関投資家としての役割



資産運用(一般勘定資産)

当社の資産運用は、ALM(資産負債総合管理)の観点から、原則的に保険負債の特性に合致する運用資産への投資を行っています。具体的には、安定したキャッシュフローが得られる国債や信用度の高い発行体による確定利付資産を運用の中心に置いています。また、信用度の若干劣る確定利付資産・株式・不動産などへの投資を限定的に実行することで総合収益の向上を図っております。なお、外貨建保険負債に対応するものを除き、外貨建公社債等につきましては、原則として為替ヘッジを行っています。

2019年度末の**一般勘定資産残高は11兆3,083億円**となりました。資産運用については、引き続き安定的な収益を確保できる国内外公社債を運用の中核に据えました。なお、主な資産の運用状況は以下のとおりです。

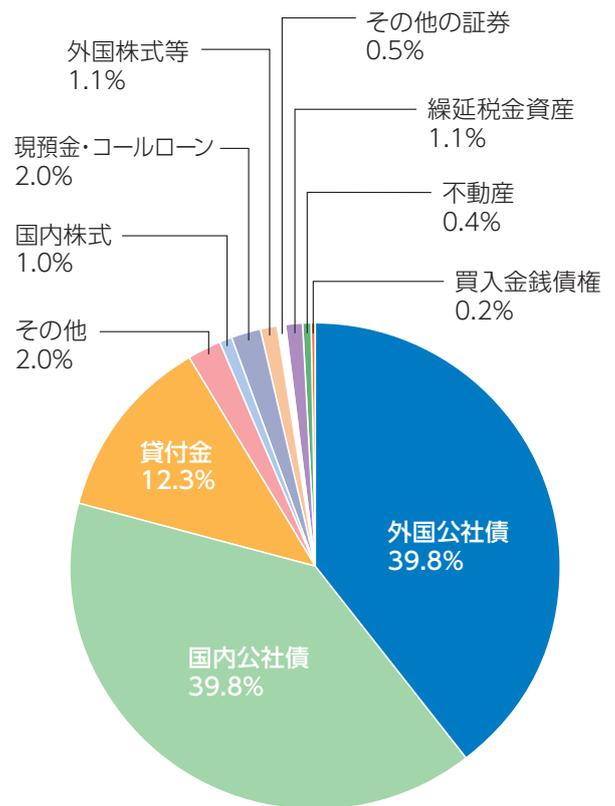
国内公社債につきましては、負債特性を勘案し、国債ならびに高格付け社債への投資を行いました。外国証券については、外貨建保険対応として負債側の状況等を勘案しながら外貨建公社債へ投資を行いました。加えて、外貨建保険負債対応外で為替ヘッジを付した外貨建公社債等への投資も行いました。貸付金については、国内外の案件に投資を実施

しました。

この結果、2019年度末の主な資産構成は、**公社債39.8%、外国証券40.8%、貸付金12.3%**となりました。

*外国証券には、外国公社債、外国株式等を含みます。
*資産の構成には、貸倒引当金(△0.0%)を含みます。

■ 資産の構成



① ALM(アセット・ライアビリティ・マネジメント)とは

資産と負債を総合的に把握し、管理することです。生命保険会社の負債は、契約時に固定された予定利率により積み立てられる責任準備金(きわめて長期の負債)が大部分を占めます。ALM手法の一環として、長期固定金利の負債の金利変動リスクを相殺するため、長期の債券を保有しています。

② 責任準備金とは

将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険業法で保険種類ごとに積み立てが義務付けられている準備金のことです。

ESG投資に関する取組方針の制定

当社は、持続可能な社会の実現に資することが生命保険会社の社会的責任を果たすものと認識し、「ESG投資に関する取組方針」を2020年6月に定めました。

取組方針に沿って、お客さまからお預かりしている保険料の運用につき、資産特性に応じて、E(環境)、S(社会)、G(ガバナンス)の要素を考慮した運用(「ESG投資」といいます。)を行うことを推進します。

今後も、持続可能な社会の実現に貢献できるようにグループ会社をはじめ、他の金融機関とも連携をし、ESG投資ノウハウの蓄積に努めてまいります。

コーポレート・ガバナンス

経営管理体制

コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスとは、お客さまと株主の利益最大化のための適切な経営を形作る社内外の仕組みであると考え、その充実、改善に取り組んでいます。

当社は、監督・統制機能の強化と意思決定のスピード向上を両立しうるコーポレート・ガバナンス体制を構築し、お客さまの声を真摯にお聴きして積極的にサービスに反映させると同時に、経営の透明性や健全性の確保と向上を図っています。

コーポレート・ガバナンス体制

当社は取締役会、監査役会設置会社です。

取締役会は経営上の重要事項の意思決定を行います。お客さまの視点に立った経営を行い、適正な業務執行を実現するために、取締役間の相互監視体制を敷いています。

さらに、社外取締役の任用等を通じて経営監督機能の強化を図るとともに、業務執行機能の強化を目的として「執行役員制度」を導入し、取締役会の業務執行に係る意思決定権限の一部を執行役員会へ委譲しています。

監査役は、取締役会などの重要会議へ出席し、独立した立場から取締役の業務執行を監査するとともに、取締役会や執行役員会に対して意見表明を行っています。

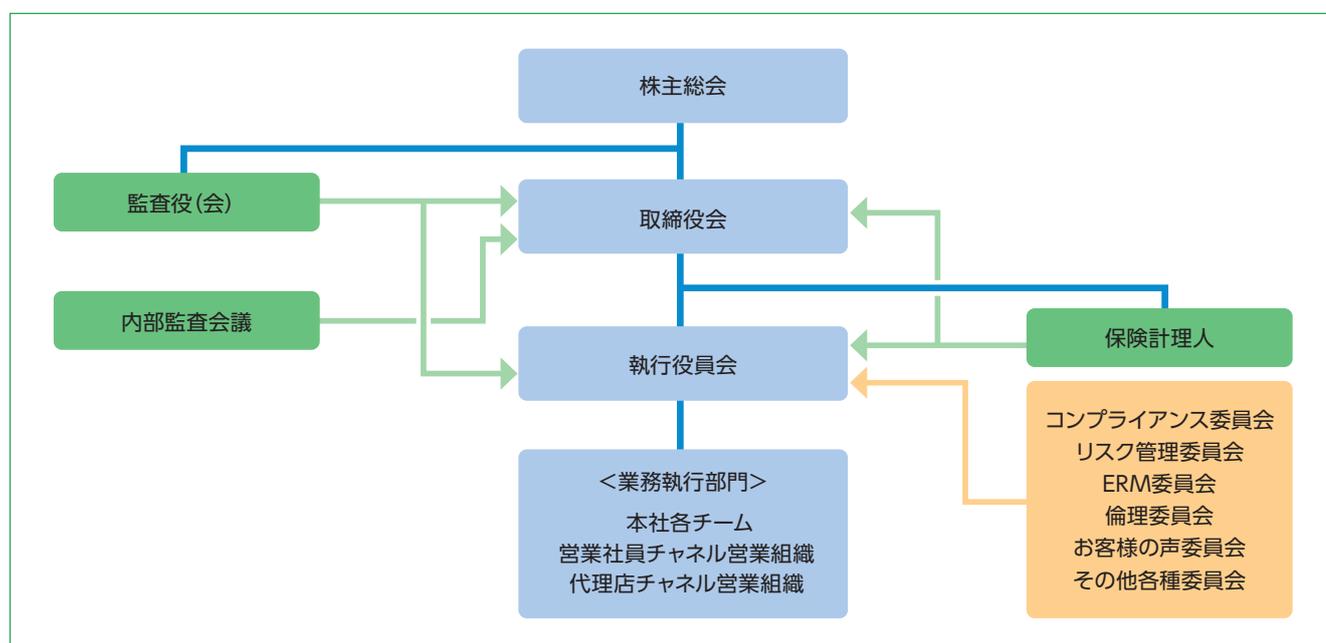
内部統制の強化

内部統制の基本的な考え方

当社は、「お客さまから最も信頼され、社会、コミュニティから最も称賛される生命保険会社になる」ことをビジョンに掲げ、「お客さまとご家族に経済的な保障と心の平和をお届けする」ことをミッションとしています。その中核をなす考え方は、保険金をお支払いすることが我々の義務であるという全社員の認識です。質の高いサービスとケアをご提供しつづけるために、法令遵守、適切なリスク管理はもとより、効率的な業務執行を追求し、内部統制システムを構築し向上させています。

内部統制の状況

- 業務の適切性確保のための体制整備を目的とした「内部統制に関する基本方針」を取締役会で制定のうえ、経営環境の変化や不祥事件の発生状況等に応じて不断の見直し、改善を行い、実効性ある内部統制システムの整備と適切な運用を推進しています。
- 3 Lines of Defenseの考え方にに基づき、保険販売管理を含む法令等遵守態勢、リスク管理態勢の整備・強化に取り組んでおります。
- 業務執行部門(1stライン)の自主自律的な品質管理およびリスクの把握、コンプライアンス部門・リスク管理部門等の本社管理部門(2ndライン)による1stラインの確認および牽制機能の発揮を通じて、法令等遵守、リスク管理の徹底を図ります。
- さらに内部監査部門(3rdライン)を充実させ、経営諸活動の遂行状況が公正かつ独立の立場で検討・評価されることを通じて、業務の健全性と適切性の確保に努めます。



ERM(エンタープライズ・リスク・マネジメント)の推進

当社では、長期の事業目標であるビジョン実現およびミッション遂行に向けた健全な経営の維持と持続的な成長を目指し、収益・資本およびリスクをそれぞれの相関関係を踏まえて統合的に管理することを、ERMと定義しています。

ERMにおける基本方針

資本の十分性を確保する範囲内で適切なリスク管理を前提としたリスクテイクを行い、リスクテイクに見合った収益性を確保することで資本を効率的に活用した収益を上げ、それにより、お客さまをはじめとするステークホルダーにさらなる価値を提供することをERMにおける基本方針としています。

推進体制

当社はリスクテイクを行うにあたり、収益・資本およびリスクの状況や経営環境を踏まえて、受け入れる(または受け入れない)リスクに対する姿勢や程度を示したリスク・アパタイトを定め、経営計画策定にあたっての指針としています。

また、ERM委員会を設置し、収益・資本およびリスクの状況を統合的に把握し、会社の業務運営がリスク・アパタイトに適合しているかどうかを定期的に検証したうえで、商品・資産運用等に関する各種対応策の検討を行っています。

ORSA(リスクとソルベンシーの自己評価)

当社は、ERM態勢の適切性、および資本の十分性について自己評価する「リスクとソルベンシーの自己評価(ORSA)」を定期的実施し、ERMのさらなる高度化への取り組みを継続していきます。

リスク管理態勢

基本方針

経営を取り巻く社会・経済環境等が変化するなか、当社では、適切な事業運営を確保し、長期にわたるお客さまへの保障責任を確実に果たすため、さまざまな要因から発生するリスクを的確に把握・分析し、適切なリスク管理を行うことを経営上の最も重要な課題の一つと認識し、リスク管理態勢の整備・高度化に努めています。

リスク管理に関する規程等

取締役会は、「リスク管理基本方針」を制定し、リスク管理の基本方針、管理対象リスクの定義と各部署の役割等を含めたリスク管理態勢を定めています。さらに、この基本方針で定義した各リスク(保険引受リスク、資産運用リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク、法務リスク、労務・人事リスク、風評リスク、有形資産リスク、子会社リスク、モデルリスク)について、執行役員会は、その管理方法・体制等を明確にしたリスク種類毎の管理規程および各リスクを横断的に管理する「統合的リスク管理規程」を定めています。

また、通常のリスク管理では対処できない事象を危機と定義し、「災害対応計画」の整備等を含む「危機管理規程」を定めています。

リスク管理体制

業務運営を通じて発生する各種リスクについては、業務執行部門がリスク種類毎の管理規程に基づき一次的なリスク管理を行っています。また、業務執行部門から独立したリスク管理統括部門が、リスク管理状況の実態把握、統合的なリスク管理の実施、リスク管理を徹底させるための諸施策の策定など、二次的なリスク管理を行うとともにリスク管理態勢の整備・高度化に取り組んでいます。さらに、リスク管理基本方針に基づき、リスク管理に係わる事項に関し、厳正な管理を行うため、業務執行部門とは独立した機関として、リスク管理委員会ならびにその下部組織であるオペレーショナルリスク管理専門部会および投融资審査専門部会を設置しています。

なお、日常のリスク管理体制だけでは対応が困難な大規模災害等に備えた体制も、あわせて整備しています。

■牽制機能の発揮

当社が認識しているリスクは、リスク種類毎の管理規程に基づき、業務執行部門により管理されていますが、同時にリスク管理統括部門がリスクのモニタリング、分析等の管理を行うことにより、牽制機能を発揮しています。

■管理・監督機能の発揮

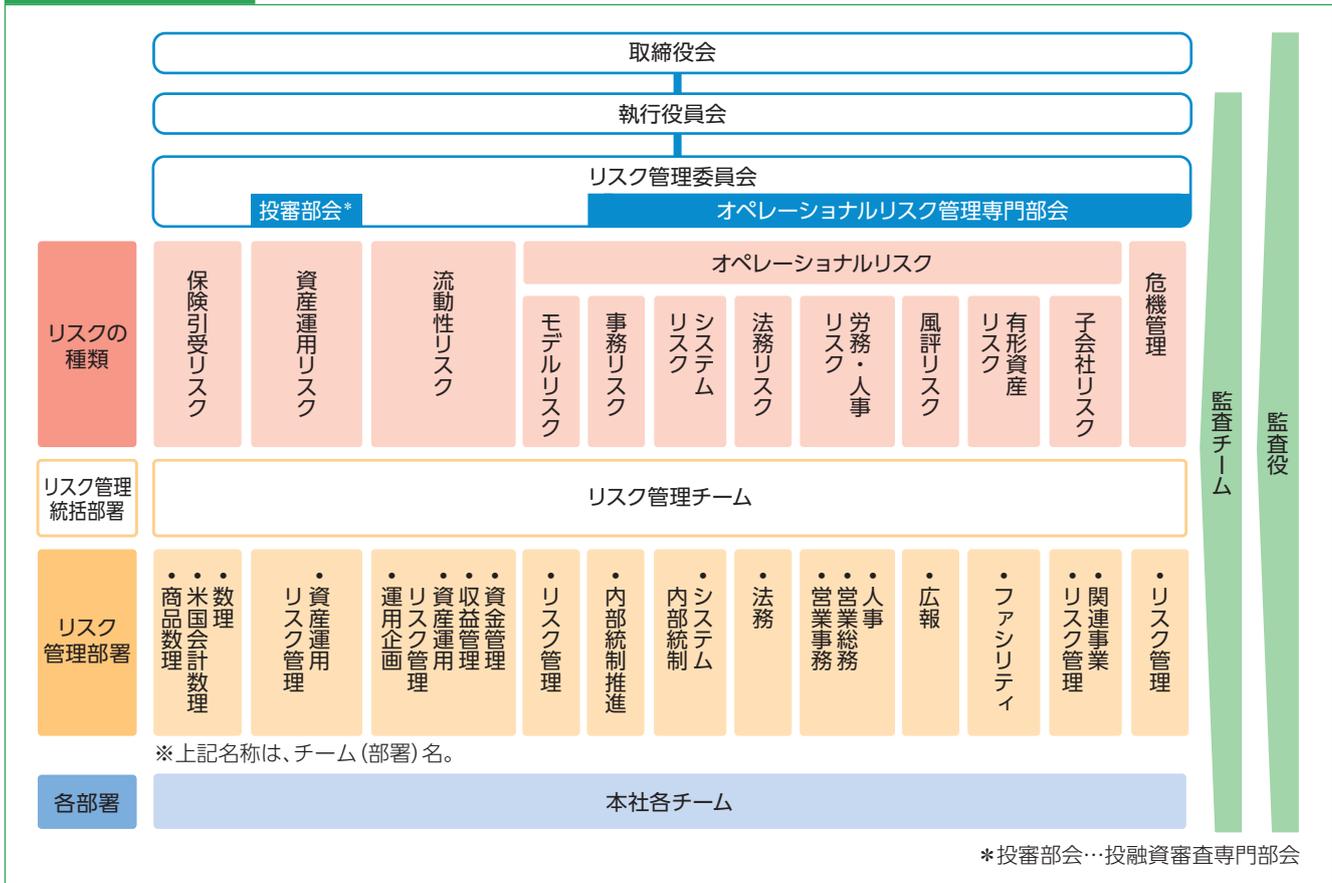
定期的に開催するリスク管理委員会ならびにその下部組織であるオペレーショナルリスク管理専門部会および投融资審査専門部会において、リスクの適正な管理に関する事項の審議・検討を行っています。

また、リスク管理委員会は、各リスク管理状況を執行役員会および取締役会へ報告しています。

■有効性の確認

監査部門による内部監査、会計監査人による外部監査および監査役による監査により、リスク管理機能の有効性を確認しています。

リスク管理体制図



統合的リスク管理の取り組み

リスクの管理にあたっては、リスク種類毎に、それぞれのリスク特性に応じた管理を適切に行っていますが、生命保険会社を取り巻くリスクが複雑化、多様化するなか、将来にわたり財務の健全性を確保するためには、全てのリスクを統合的に管理する態勢を整備することが必要不可欠と認識しています。

当社では、統合的にリスク管理を行うため「統合的リスク管理規程」を定め、「全社的なリスク管理」、「資産と負債の総合管理」、「自己資本十分性管理」によるリスク管理を行うことにより、事業戦略と一体で全てのリスクを統合的に管理しています。

全社的なリスク管理

当社では、会社が直面している、または将来直面するであろうリスクを、毎年、網羅的・能動的に把握、特定し、それらのリスクに対するコントロール施策を各部門の業務計画に織り込むことで対応しています。

各リスクの管理については、主要リスク管理指標を定め、定期的に評価・分析を実施しています。また、保険商品の開発および新規業務の取り扱いを担当する部門は、企画・準備の段階でリスク評価を実施し、リスク管理統括部門はその評価結果のレビューを行い、リスクの低減に努めています。

資産と負債の総合管理

当社では、負債特性を分析・評価したうえで金利リスク

に関するターゲットを定め、通貨別のポートフォリオデュレーションを妥当な範囲内に収めるようにして、資産と負債の金利感応度を適切に管理する「資産と負債の総合管理(ALM)」を行っています。

自己資本十分性管理

当社では、「自己資本十分性管理」において、「リスク許容量管理」、「ストレステスト」、ならびに「経済価値に基づく自己資本十分性の検証」を実施しています。

■ リスク許容量管理の実施

当社では、会社全体のリスク量をVaR(バリュー・アット・リスク)等の手法により計量化し、法定会計上の広義の自己資本の範囲内に収まるようにリスク許容量を設定し、会社全体のリスク量のコントロールを行っています。

■ ストレステストの実施

当社では、上記の統計的なリスク許容量管理を補完するために、金融市場の大幅な変動や大規模災害等による保険金支払いの増加といったシナリオを想定し、ストレステストを実施し財務の健全性に与える影響を検証しています。ストレステストの結果は、リスク管理委員会や、執行役員会、取締役会に報告され、必要に応じて財務基盤の強化等の検討に役立てることとしています。

■ 経済価値に基づく自己資本十分性の検証

当社では、資産と負債の現在価値から経済価値の自己資本を把握し、リスク量と比較することによって、経済価値に基づく自己資本の十分性を検証しています。

各リスク特性に応じた管理

保険引受リスク管理

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、損失を被るリスクです。

当社では、生命保険契約の長期性や保険事故発生率等の不確実性を十分に認識し、実効性のあるリスク管理を行うことで、会社の健全性維持と支払能力の確保を図っています。保険料が将来の保険金等のお支払いを確実に履行できる価格設定となっていることや、ご契約時の危険選択や保険金等の支払査定基準がご契約者間の公平性に留意しつつ保険商品の基礎率等に応じて適切に設定されていること等を確認しています。

また、保険料設定時の予測に反して、保険事故発生率の悪化等リスクに変化があると認められる場合には、必要に応じて「引受基準の見直し」、「保険商品の販売方針の変更」、「追加責任準備金の積み立て」等の措置を講じて対応しています。

■再保険について

再保険とは、保険会社がお引受けした保険契約上の責任の一部または全部を国内外の他の保険会社に移転することにより、リスクの分散・平準化を行うことです。

当社では、自己の保有する保険責任の一部または全部を他の保険会社に移転する再保険について、リスク保有状況を十分に分析したうえで出再先の信用力・財務状況を考慮し取引を行っています。

また、他の保険会社の保有する保険責任の一部または全部を引き受ける受再保険については、リスクの種類・特性および収益性を評価し引受の可否を決定しています。

資産運用リスク管理

資産運用リスクとは、資産運用に係る市場変化、与信先の信用状況の変化等により、保有資産の価値が変動することに伴い損失を被るリスクです。当社では、資産運用リスクを「市場リスク」「信用リスク」「不動産投資リスク」に分類し、以下のように管理を行っています。

■市場リスク管理

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等のさまざまな市場のリスクファクターの変動により、保有する資産（オフバランス資産を含む）の価値が変動し損失を被るリスクです。

当社では、こうした市場リスクを過度に内包することを避けるために、「資産と負債の総合管理（ALM）」を行い、金利変動リスクの抑制に努めています。具体的には負債特性を分析・評価したうえで金利リスクに関するターゲットを定め、通貨別のポートフォリオデュレーションを妥当な範囲内に収めるようにして、資産と負債の金利感応度を適切に管理しています。同時に、投資適格未達の債券・貸付金や株式などのリスク性資産については投資限度規程において運用資産全体に対する保有限度（リミット）を設定して管理しています。また、金利や為替、株価などの金融市場動向について継続的にモニタリングを実施し、保有資産については、定期的に資産配分、時価、金利感応度などを把握し、VaR（バリュー・アット・リスク）等の計量的な手法なども用いて市場リスク量を計算するなど、市場リスクを適切に管理しています。

■信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、保有する資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し損失を被るリスクです。また、海外向け信用供与においては、与信先の

属する国の通貨事情や政治・経済情勢等により損失を被るカウンターリスクも含まれます。

当社では、同一与信先や格付別、業種別、国別など多様な角度から保有限度（リミット）の設定を行い、信用リスクの集中や分散に留意して管理しています。また、定期的に与信先の信用分析を実施し、VaR（バリュー・アット・リスク）等の計量的な手法なども用いて信用リスク量を計算するなど、信用リスクを適切に管理しています。

■不動産投資リスク管理

不動産投資リスクとは、賃貸料等の変動等を要因として、不動産に係る収益が減少するリスク、および不動産市況の変化、地震災害等によって不動産価格が下落し損失を被るリスクです。

当社では、不動産は流動性が低いという特性を認識したうえで、不動産関連資産への保有限度（リミット）や同一物件への投資制限等を設定して管理しています。また、入居率、含み損益、採算の低い物件の投資利回り等をモニタリングすることにより、不動産投資リスクを適切に管理しています。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、財務内容の悪化等による新契約の減少に伴う保険料収入の減少、大量ないし大口解約に伴う解約返戻金支出の増加、巨大災害での資金流出により資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）、および市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）です。

当社では、資金繰りリスクについては、日々の入出金だけでなく、将来のキャッシュフローを予測したうえで管理しています。また、資金繰り逼迫度を平常時・懸念時・危機時・巨大災害時に区分し、それぞれの状況下で迅速かつ適切な対応が実施できるように、流動性資産保有最低基準を含む管理方法をあらかじめ定めています。市場流動性リスクについては、資金化の難易度や市場の変動特性に応じて流動性資産の選別・評価の基準を定め、管理しています。

モデルリスク管理

モデルリスクとは、経営の意思決定や財務諸表作成において、計算式等から成るモデルの誤使用あるいはモデルそのものの誤り等に起因し、経済的損失や風評による損害を被るリスクです。

当社では、利用しているモデルの洗い出しを行うとともに、モデルから導き出された結果の正確性とその用法の適切性を保つため、モデルのリスク評価、文書化、テストの実施、継続的にモデルを利用することの妥当性のレビューと承認、管理状況のモニタリングなどの態勢を整備することにより、モデルリスクの顕在化の未然防止に努めています。

事務リスク管理

事務リスクとは、役員・社員等が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことによりお客さまに不利益を与える、または会社が損失を被るリスクです。

当社では、正確な事務手続きを遂行するため、事務諸規程

の整備や事務教育、指導を実施するとともに、事故・不正等を未然に防ぐため、内部監査や各種点検等を行うなど、事務リスクの軽減に努めています。

なお、誤処理等により事務ミスが発生した場合、適切な対応および再発防止を実施しています。

システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動などシステムの不備やシステムの不正使用により損失を被るリスクです。

当社では、システムの不正使用を防止し、安定した稼働を維持するため、セキュリティ対策の強化に努めています。また、システム監査を始めとする定期的なモニタリング活動の実施により、システムリスクの評価ならびにその改善活動を行うなど、システムリスクが顕在化することのないよう、継続的な取り組みを行っています。

さらには、不正アクセスやサイバー攻撃などの異常事態発生時に即座に対応できる体制を構築するとともに、災害などの不測時に備え、バックアップセンターの設置ならびに非常時の対応体制を整備することで、リスクの極小化に努めています。

法務リスク管理

法務リスクとは、会社の業務遂行が法令等に抵触すること等により、会社が法的利益を享受できない、または会社が損失を被るリスク、会社が訴訟等を提起されることにより会社が損失を被るリスクです。

当社では、法務リスク管理部署が本社各部署からの依頼に対して法的助言や法的支援を行い、また法令改正情報の収集・提供および訴訟等の管理を行うこと等により、法務リスクの適切な管理に努めています。

労務・人事リスク管理

労務・人事リスクとは、雇用問題、労務管理上の問題、人材流出、人権問題等により会社が損失を被るリスクです。

当社では、労務・人事リスク管理部署が研修の実施、マニュアルの整備等を通じて労務・人事リスクの未然防止に努めています。

風評リスク管理

風評リスクとは、当社およびプルデンシャル・グループまたは生命保険業界に関する悪評や信用不安情報等の風評が、お客さま、マスコミ、その他社会一般に広がり、会社が損失を被るリスクです。なお、「風評」とは、事実と異なる情報や、事実のなかで特定の部分だけが強調されることにより発生する誤解が広く社会に伝播することをいいます。

当社では、対外的に開示する情報の確認やメディア、インターネット上の書き込みサイトのチェック等による早期発見を通じて、風評リスクの未然防止に努めています。

有形資産リスク管理

有形資産リスクとは、災害やその他の事象から生じる会社の有形資産の毀損・損害などにより損失を被るリスクです。

当社では、有形資産管理責任者を定め、有形資産の毀損・

損害などを合理的な範囲に抑えるようリスクを評価・分析しコントロールすることなどにより、有形資産リスクの適切な管理に努めています。

子会社リスク管理

子会社リスクとは、子会社の財務の健全性および業務の適正性が損なわれ、株主資本やその他の資産の毀損を招き、会社の企業価値が損なわれるリスクです。

当社では、子会社に対して、報告を求める、事前に協議を行う等により、子会社の業務管理状況等を的確に把握し、子会社の財務の健全性および業務の適正性の確保に努めています。

危機管理

大規模自然災害や大規模テロなどの災害・事故、ならびに重大な風評被害等、通常のリスク管理では対処できない事象を危機と定義し、「危機管理規程」等において平時における危機の未然防止および発生時の対応を定め、お客さまにご安心いただけるサービスが提供できる体制を整備しています。

特に自然災害・火災等の発生については、被災地別・被災規模別に「災害対応計画」を策定しています。また、新型インフルエンザの世界的大流行にも備えることができるよう同計画を策定しています。これらの緊急事態が発生した際は「災害対策本部」を設置し、対応に当たります。

また、緊急事態発生に備え、バックアップオフィスを設置するとともに、災害対応計画の実効性を確保するため、定期的に総合訓練・検証を実施し、緊急時においても保険金のお支払い等の業務が継続できる体制を整備しています。

法令等遵守(コンプライアンス)の態勢

当社は、コンプライアンスの徹底をお客さま、社会からの信頼に応えるための重要な経営課題と考え、さらなるコンプライアンス態勢の充実に向けて取り組んでおります。

法令等遵守に係る取り組み方針としての「コンプライアンス基本方針」、および法令等遵守態勢を構成する各種組織や規程の位置づけ・役割を規定した「コンプライアンス基本規程」を定めております。

また、法令や社内規程等を解説した「コンプライアンス・マニュアル」を配布または電子的掲示により、全社員に周知しております。

コンプライアンス委員会の設置

全社的に法令等遵守態勢を監督・推進するための組織として、コンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会は社長を委員長とし、その他複数の執行役員により構成しております。

チーフ・コンプライアンス・オフィサー、コンプライアンス・リーダーの配置

全社的な法令等遵守態勢の推進責任者としてチーフ・コンプライアンス・オフィサー(法令等遵守担当執行役員)を配置しております。この制度はジブラルタ生命のみならず、世界中のプルデンシャル・グループで採用されている制度です。さらに各部署における法令等遵守推進責任者として、営業拠点および本社各部署にコンプライアンス・リーダーを配置しております。

プルデンシャル倫理行動規範と倫理委員会

プルデンシャル・グループ共通の「プルデンシャル倫理行動規範」を全社員の行動規範として採用し、全社員に配布して周知するとともに、本内容の実効性を確保するための

組織として倫理委員会を設置しております。倫理委員会はチーフ・ビジネス・エシックス・オフィサーを委員長とし、その他複数の執行役員により構成しております。

社内各委員会等の活用

懲罰委員会、リスク管理委員会、お客様の声委員会および販売資料委員会等の社内委員会を通じて、諸活動のコンプライアンスについて常にチェックしております。

法令等遵守にむけた教育

社員の法令等遵守のため、「ウィークリーコンプライアンス」や「Eラーニングによるコンプライアンス研修」等、コンプライアンス強化ならびに倫理観向上に向けた教育を随時実施しております。

コンプライアンス・プログラムの策定と実施

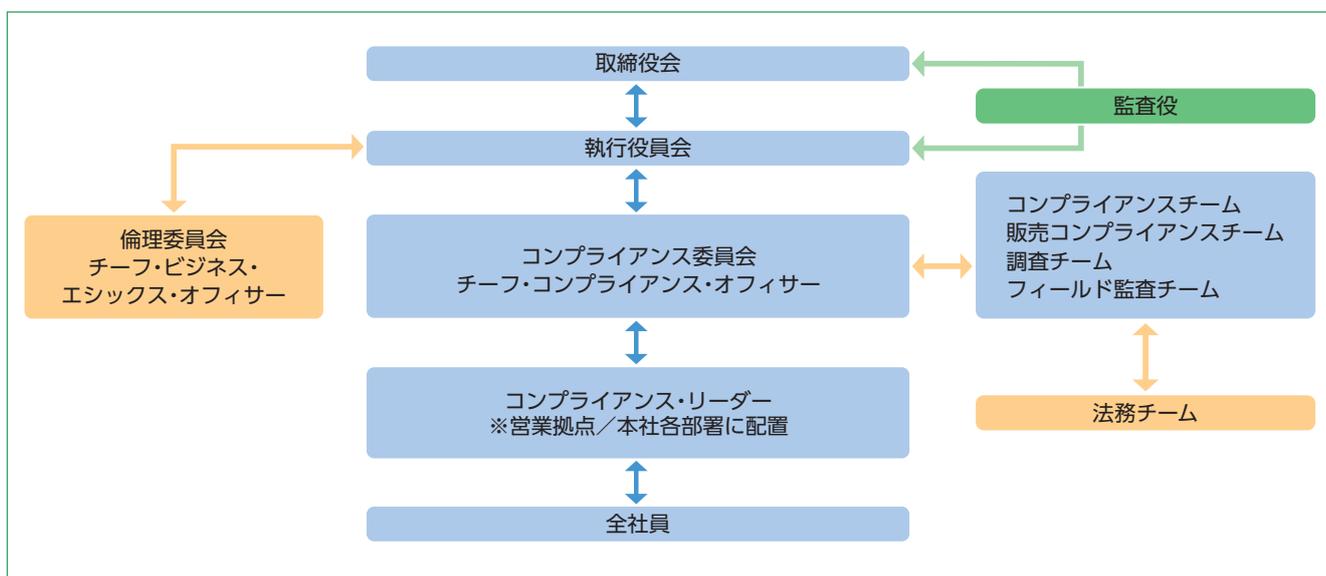
コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画として、毎年、「コンプライアンス・プログラム」を策定し、社内周知しております。

その進捗状況や達成状況は定期的に確認・フォローを行うとともに、新たな課題はコンプライアンス・プログラムに反映させることで、継続的な課題解決を図っております。

内部通報制度

当社の役員・社員(退職者も含む)に対しては、通報窓口を設置し、当社社内におけるコンプライアンス違反の早期発見と是正を図り、会社の自浄作用を促進する態勢を構築しております。

また、子会社、取引先の役員・社員およびその退職者からの通報窓口も設置しております。



保険業法第121条第1項第1号の確認(第三分野保険に係るものに限る。)の合理性および妥当性

(1) 第三分野保険における責任準備金の積み立ての適切性を確保するための考え方

医療保険や介護保険などの第三分野保険の保険事故発生率は、医療政策、医療技術等の外的要因の影響を受けやすく、長期的な不確実性を有しています。

当社では、この不確実性に対応するため、法令および社内規程等に基づき、ストレステスト、負債十分性テストを行い、責任準備金の積み立てが不十分であると認識される場合には、危険準備金、追加責任準備金の積み立て等の必要な措置を講じることとしています。

また、ストレステスト等の結果については、計算担当チームとは別の検証担当チームが確認することで内部牽制を図っています。

(2) 負債十分性テスト、ストレステストにおける危険発生率等の設定水準の合理性および妥当性

ストレステストにおける危険発生率は、法令および社内規程に基づき、過去の支払実績から将来の保険事故発生率が変動するリスクの99%をカバーする水準としています。

(3) テストの結果

① ストレステスト

毎決算期に、商品ごと予め設定した予定事故発生率のリスクカバーの十分性を確認するため、前述にて定めた危険発生率および予定発生率をもとに将来給付額を算出し、各将来給付額に基づき、過去のトレンドから予測可能なリスクに対応した危険準備金が必要かどうか判定しております。テストの結果、2019年度末においては460百万円を危険準備金として積み立てております。

② 負債十分性テスト

ストレステストの結果、予め設定した予定事故発生率では保険料積立金で対応すべき通常の予測の範囲内のリスクに対応できない恐れがある契約区分について、負債十分性テストによる検証を実施しております。テストの結果、責任準備金の積立水準が不足していると判断し、2019年度末においては、その不足の解消に必要な額として1,601百万円を保険料積立金として積み立てております。

指定生命保険業務紛争解決機関

生命保険業務に関する指定紛争解決機関は、一般社団法人 生命保険協会です。

指定紛争解決機関である生命保険協会は、お客さまと生命保険会社との間の紛争を裁判ではなく、中立・公正な立場で柔軟な解決を図ります。

生命保険協会の「生命保険相談所」では、お客さまから生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。「生命保険相談所」が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡して解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても問題が解決しない場合、保険契約者等から「生命保険相談所」内の「裁定審査会」に申し立てることができます。

※裁定審査会は弁護士、消費生活相談員、生命保険相談所の職員からなる委員で構成されています。生命保険に関して高い専門性を有し、中立・公正な機関として行政から指定を受けております。

一般社団法人 生命保険協会 ホームページアドレス

 www.seiho.or.jp/

個人情報保護について

当社では、お客さまからお預かりした個人情報の保護を重要な社会的責務として捉え、適正に利用するとともに、安全に管理するためのさまざまな措置を講じています。

情報資産管理態勢の整備

個人情報を含む社内の情報資産について、漏えい防止等の観点から安全に管理するとともに、適正な利用を図る目的で、情報資産管理態勢を整備しています。具体的には、情報資産の保護を目的とした「情報資産管理方針」、「情報資産管理規程」を制定し、「情報資産管理委員会」を設置するとともに、本社の各部署および全国の各営業拠点にそれぞれ情報管理責任者を配置し、情報資産の適正な管理に取り組んでいます。

また、情報資産管理について、個人情報管理、システムセキュリティ、保存文書管理の各体制が相互に連携して継続的改善に取り組んでいます。

■ 個人情報管理

顧客情報の保護を目的とした「個人情報保護方針」(当社のホームページに掲載する等により公表しています)のもと、社内の個人情報保護の基本的なルールとして「個人情報保護に関する規程」を制定しています。この規程に基づき、チーフ・プライバシー・オフィサー(個人情報統括管理責任者)と、その活動を補佐するプライバシー・オフィサーを配置し、また各部署における情報管理責任者と

連携することで、会社全体の個人情報管理を推進する体制を敷いています。

この体制のもと、顧客情報の適正な利用と安全管理に向け、個人情報の取得・利用・保存・移送・廃棄の各管理段階における諸対策を実施しています。一例として、顧客情報の利用と保存について帳票のペーパーレス化等を推進し、書類の紛失・誤廃棄等の防止を図っています。

■ システムセキュリティ

多層的な技術的セキュリティ対策、データセンターの入退館管理や必要最低限のアクセス権限を維持するための管理プロセス等、システムセキュリティ管理体制の適時適切な強化・構築を図っています。

■ 保存文書管理

「文書管理・保存細則」を制定し、会社が業務上利用する文書の適切な管理・保存と、利用が終わった文書の適切な廃棄に努めています。特に顧客情報を含む文書については厳正な取り扱いを実施しています。

この細則に基づき、保存文書管理責任者が社内の保存文書管理を統括する体制を敷いています。

社員教育

個人情報保護に関する意識向上と適切な管理を促進するため、全社員に対して各種マニュアルや教材による教育を継続的に行っています。

個人情報の取り扱いについて

個人情報の取得・利用

当社は、お客さまとの取引を安全かつ確実に進め、より良い商品・サービスを提供させていただくために、個人情報を以下の利用目的の範囲において取得・管理・利用いたします。

なお、個人番号および特定個人情報については、マイナンバー法が定める個人番号関係事務を処理する目的で、取得・管理・利用いたします。

- 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
- 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- その他保険に関連・付随する業務

個人情報の提供

お客さまご本人の同意がある場合、または法令等により必要と判断される場合を除き、お客さまの個人情報を第三者へ提供いたしません。

なお、個人情報のうち、個人番号および特定個人情報については、マイナンバー法に定める場合を除き、第三者へ提供いたしません。

保有個人データの開示・訂正・利用停止等

お客さまご本人の保有個人データに関する開示・訂正・利用停止等のお申し出は、当社コールセンターまたは最寄りの営業拠点で承ります。お申し出者をご本人であることを確認させていただいたうえで、法令に従い、当社の定めるところにより、開示・訂正・利用停止等いたします。

個人情報に関するお問い合わせ先

ジブラルタ生命は、個人情報の取り扱いに関するお問い合わせや苦情等に対応するための窓口を設け、お客さまからのお問い合わせや苦情等に誠実かつ迅速に対応いたします。

【ジブラルタ生命の個人情報に関する窓口】

- ・コールセンター
- ・お客様サービスチーム

【当社が対象事業者となっている認定個人情報保護団体について】

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取り扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

- ・お問い合わせ先 (一社)生命保険協会 生命保険相談室 TEL 03(3286)2648
〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階
受付時間:9:00~17:00(土・日曜、祝日などの同協会休業日を除く)
- ・ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>

反社会的勢力への対応

反社会的勢力への対応について

当社では、適切かつ健全な生命保険業務等を行うにあたり、2007年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会において決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を遵守するとともに、「反社会的勢力への対応にかかる基本方針」を定め、反社会的勢力に断固たる態度で対応し、一切の関係を遮断することとしています。

反社会的勢力への対応にかかる基本方針(各項目)

1 取引を含めた一切の関係遮断

当社は、反社会的勢力排除に向けた社会的責任、および反社会的勢力により当社、役員、社員および顧客等が受ける被害防止の重要性を十分認識し、反社会的勢力とは、取引関係(他社(信販会社等)との提携によって融資取引等を実施する場合も含む)を含めて一切の関係を持ちません。また、反社会的勢力による不当要求は断固として拒絶します。

2 組織としての対応

当社は、反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行い、従業員の安全確保を最優先に行動します。

3 裏取引や資金提供の禁止

当社は、反社会的勢力に対しては、資金提供や事実を隠蔽するための不適切・異例な便宜供与を一切行いません。

4 外部専門機関との連携

当社は、反社会的勢力への対応に際し、適切な助言・協力を得ることができるよう、平素より警察、全国暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関等との連携強化を図ります。

5 有事における民事および刑事の法的対応

当社は、反社会的勢力からの不当要求等に対しては、民事と刑事の両面から、積極的に法的対応を行います。

反社会的勢力への対応態勢

当社では、反社会的勢力への対応態勢構築を目的とし、「反社会的勢力対応規程」を定めております。当規程において、①反社会的勢力対応態勢の整備、②反社会的勢力への個別対応における横断的協力体制の構築および対応統括を担う「反社会的勢力対応統括部署」、実務的な役割を担う「反社会的勢力対応関係部署」を定めています。さらに、本社各部署・営業拠点に不当要求防止責任者を設置し、それぞれが連携することで反社会的勢力からの不当要求や関係遮断の取り組み等に対し適切に対応する態勢を構築しています。

なお、保険約款に、個人保険は2012年4月から、団体保険・団体年金は2012年10月から、保険契約関係者が反社会的勢力と認められた場合に将来に向かって保険契約を解除できる条項を導入しています。

マネー・ローンダリング等への対応

マネー・ローンダリング等への対応について

当社は、公共的使命を担う金融機関として、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策を重要な責務と認識し、「マネー・ローンダリング対策等に関する基本方針」を定めています。また、「マネー・ローンダリング対策等に関する規程」を定め、全社的な管理態勢を整備し、取引時確認や疑わしい取引の届出を適切に行う等、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の防止に努めています。

お客さま本位の業務運営に関する方針

当社は「人間愛・家族愛という不朽の原理に基づく相互扶助制度である生命保険を社会に広く普及し続けることで、お客さまから最も信頼され、社会、コミュニティから最も称賛される生命保険会社になる」ことをビジョン(将来像)としております。その実現に向けて、保険商品・サービスの提供によりお客さまとご家族それぞれの目的に合う価値(最善の利益)を享受いただけるよう、お客さま本位の業務運営を推進するべく「お客さま本位の業務運営に関する方針」(以下、本方針)を定めています。本方針に基づく2019年度の取組状況および、2020年6月に見直した方針は以下のとおりです。

方針1. お客さまの最善の利益を図るために

当社は、「一人ひとりのお客さまに生命保険の真価を正しく伝え、真に役立つ生命保険を提供し、保険金を支払うまで誠実に生命保険サービスを提供し続けることでお客さまとご家族に経済的な保障と心の平和をお届けする」ことをミッション(使命)としております。お客さまの最善の利益を図り、社員一人ひとりがその使命を果たすために、コアバリューを行動指針とし、倫理行動規範に則り誠実に業務に取り組む企業文化の醸成と不祥事案の未然・再発防止の取り組みに努めてまいります。

【2019年度の主な取組状況】

■ 企業文化の醸成

・当社は、お客さまの最善の利益を図るため、社員一人ひとりがお客さまに焦点をあわせ、コアバリューを行動指針とし、倫理行動規範に則り誠実に業務に取り組む企業文化の醸成を進めるため、継続的な教育・研修を行っております。また、経営陣と営業拠点間のコミュニケーションを促進するなど企業理念およびお客さま本位の業務運営浸透のための意識共有を図る取り組みを実施しました。

■ お客さまの声を経営に反映する取り組み

・当社の保険契約に加入されているお客さまを対象とした満足度調査を2020年2~3月に実施し、また、直近1年間に加入いただいたお客さまを対象とした満足度調査を2019年9月に実施いたしました。

・満足度調査結果やお客さまからコールセンター等にいただいたご意見、契約者アンケート、外部リサーチなどによるお客さまの声の効果的な分析等を業務改善やサービスの向上に活かすべく取り組みを行いました。2019年度の改善例は24ページを参照ください。

■ コンプライアンスの徹底

・当社は、お客さまの信頼をより確かなものとするため、コンプライアンス違反等の不祥事案の未然・再発防止に向けた対応策ならびにコンプライアンス態勢の整備に全社一丸となって取り組んでまいりました。今後も、コンプライアンスの徹底に向けた取り組みの推進および態勢強化を、引き続き進めてまいります。

方針2. お客さまに最適な保険商品およびクオリティの高いサービスを提供するために

当社は、お客さまにとって真に役立つ保険商品およびお客さまの立場に立ったクオリティの高いサービスの提供に努めてまいります。また、保険商品を提案・推奨する際には「営業活動方針」に則り、お客さまの潜在的なニーズやご意向、ご加入の目的等を把握したうえで、お客さま一人ひとりにふさわしい保障をオーダーメイドで提供してまいります。

【2019年度の主な取組状況】

■ お客さまに最適な保険商品・サービスの提案

・営業社員チャネルにおいて、外貨建保険の販売に際しこれまでも販売資格制度を設け、資格試験に合格した営業社員にのみ販売を許可していますが、一層の適切な販売態勢の強化に向けて、新たに販売資格試験に適切なリスクの説明等の面談試験を導入するなど外貨建保険販売資格試験の強化を図るとともに、1年ごとに資格を更新する試験制度を導入しました。

・新契約引受査定において、医療ビッグデータ・パブリックデータを活用した査定基準の見直しを行い、特定の疾患についてより多くのお客さまに加入いただけるようになりました。

・お客さまサービスの向上と保全業務の品質向上・効率化を目的としたプロジェクトを設置して、営業社員のタブレットパソコンで保全手続が可能となる保全電子化(ペーパーレス化)の開発を進めています。

■ ご高齢のお客さま等に配慮した取り組み

・ご高齢者への外貨建保険販売プロセスにおいては、取扱報告書と、販売担当者以外の第三者がお電話で聴取したお客さまの回答に相違がないかを確認し、相違がある場合には、契約が成立しない仕組みを強化しています。

・被保険者年齢が90歳以上のお客さまへの現況確認に併せ、当社からの連絡先としてご家族を指定いただく「ご家族登録制度」を、未登録者へご案内し登録を推進しました。

・耳や言葉の不自由なお客さまへ配慮した取り組みとして、契約内容を記した点字説明書の作成やテレビ電話による手話通訳・筆談サービスの対応を行っています。

■ 募集代理店への対応

・お客さまのご意向に沿った適切な保険商品のご提案、販売の浸透を目的とした保険代理店向けの研修や継続教育を実施しました。

方針3. お客さまにとって重要な情報を分かりやすく提供するために

当社は、お客さま一人ひとりにふさわしい保障と安心をお届けするため、保険商品を提案・推奨する際には「営業活動方針」に則り、保障内容をはじめ商品特性に応じて生じるリスクや諸費用など、お客さまが保険商品を選ぶ際に重要となる事項について正しく説明し、お客さまにとって分かりやすい内容の情報提供に努めてまいります。

【2019年度の主な取組状況】

■ 重要事項に関する適切な情報提供

・外貨建保険のリスクや途中解約時のリスクを説明したパンフレットの改定に際し、高齢者など実際に利用するお客さまにとっての「分かりやすさ」を検証・改善し、「高齢者検証済ユニバーサルデザイン」認証を取得しました。また、外貨建保険のリスクおよび諸費用についての概要を、分かりやすい言葉で説明した「外貨建商品リスク説明動画」を公開しました。

・営業社員チャネルにおいては、「重要なお知らせ」の説明に関する教育の継続実施のほか、営業社員研修プログラムにおける「お客さまのご意向把握」や「ご高齢者への販売」などコンプライアンス関連の研修資料をリニューアルし、販売プロセス

と関連づけたトレーニングを実施しました。

- 代理店チャネルにおいては、募集代理店を担当する社員向け研修において、代理店指導力強化に向け、適合性の原則・外貨建商品販売、保険業法改正（意向把握、情報提供、体制整備）関連の研修プログラムの見直しを実施しました。

■ より分かりやすい内容の情報提供

- 普通保険約款について読みやすさの向上のためA4判サイズに変更しました。また2019年以降の新商品から平明化を実施し、より読みやすく・分かりやすい構成や内容にしています。
- 外貨建保険の全商品パンフレットを読みやすく改定し、第三者評価として「実利用者ユニバーサルデザイン」認証を取得しました。
- これまで「ご契約内容のお知らせ」と同封発送していた「生命保険料控除証明書」を、ハガキまたは封書で別送することで、お客さまに控除証明書の到着をより気付いていただきやすい送付方法に変更しました。
- 当社営業社員および募集代理店における販売について、新契約申込書ペーパーレスシステムを導入し、お客さまの利便性を向上させました。

方針4. 保険金・給付金等を確実にお支払いするために

当社は、「適切な保険金等支払管理態勢の構築及び確保に係る基本方針」に基づき、保険金・給付金等のお支払いが、生命保険事業における最も基本的かつ重要な機能であることを十分に認識し、常にお客さまに焦点をあわせ、保険金・給付金等の支払業務を適切かつ迅速に行います。また、すべてのご契約者に対して能動的なサービスを提供する体制整備を行い、積極的に保険金・給付金等のご請求案内を行っていく等、お客さま保護・利便性の向上に向けたクオリティの確保・向上を図ってまいります。

【2019年度の主な取組状況】

■ 保険金・給付金等の確実なお支払い

- 「お客さまが今後備えたい保障分野」に関するアンケートでもお客さまの関心度が高い「がんなど重度疾病に備える保障」において、三大疾病を保障する商品の急性心筋梗塞・脳卒中の支払事由を改定し、より客観的・より迅速に保険金等の支払・保険料の払込免除を行えるようにしました。
- 担当の営業社員がお客さまを訪問し、確実に保険金・給付金をお支払いするために必要な事項を確認させていただく「あんしん確認サービス」を開始しました。契約状況の確認のほか、ご高齢のお客さまには、第二連絡先としてのご家族登録制度のご案内や未請求の保険金・給付金があった場合には請求勧奨をしています。また、担当者が設定されていないご契約に対して能動的なサービスを提供するため、本社にお客さまを直接フォローする組織を組成し、お電話（アウトバウンドコール）や郵送によるご連絡を開始しました。
- ご契約者をご高齢の場合等に、当社からの連絡先としてご家族を指定いただく「ご家族登録制度」の普及に取り組んでおり、導入した2016年12月からの登録件数は約125.3万件（2020年3月末まで）となっております。また、登録ご家族から契約者の通信先変更、証券再発行、および一定の条件下、保険金・給付金・年金等の簡便な手続による代理請求を可能とし、ご家族登録制度の有用性を高めております。
- お客さまに保険金をより迅速にお届けするために、保険金即日支払サービスを導入しております。お手続きをする際に担当者のご案内するなかで、2019年度においては合計525件ご利用いただいております。また、さらなるお客さまサービス向上を目的として、2020年4月より保険金即日支払サービスの口座送金扱いについて取り扱い上限金額を500万円から1,500万円に引き上げました。
- 余命6カ月以内と判断される場合に保険金を前払いするリビング・ニーズ特約について、担当者によるお客さま訪問時等にご案内をしており、2019年度は216件ご利用いただいております。

- 保険金・給付金等を確実にお支払いするため、転居等に伴い日本郵便株式会社に転居届を提出し、当社の住所変更が未了のお客さまに対し、日本郵便株式会社から転居先にご案内を郵送し、住所変更を勧奨する取り組みを2020年5月から開始しました。

方針5. 利益相反の適切な管理のために

当社は、社内外において競合・対立する複数の利益の存在による利益相反により、お客さまの利益が不当に害されることがないように利益相反管理態勢を構築し、利益相反のおそれがある取引を適切に管理してまいります。

【2019年度の主な取組状況】

■ 利益相反の管理

- 「利益相反管理方針」等の規程を定め、利益相反管理統括者・利益相反管理部署が利益相反のおそれのある取引を管理する利益相反管理態勢を整備しています。利益相反管理部署は定期的に社内関係部門に対してヒアリングを行い、利益相反のおそれのある取引の引きの有り無を把握・管理しています。
- 利益相反管理に対する社員の意識向上を企図した教育を、全社員を対象に実施しています。

■ 募集代理店への手数料の設定

- 当社の「代理店手数料規程」に関して、募集人のアフターフォローを含めた顧客コンサルティングへの取組結果をより適切に評価するため、2020年1月に「カスタマーコンサルティング手数料」の見直しを行いました。また、代理店の業務品質の向上をより評価するために、基本手数料の構成を、従来の契約の継続性および販売量に応じて支払う募集手数料に加えて、代理店の業務やサービスの品質を査定し、基準を満たす場合に品質手数料を支払う手数料体系に2020年5月に改定しました。

方針6. お客さまの最善の利益を図るための業務運営を確かなものとするために

当社は、本方針に則りお客さまの最善の利益を図るための業務運営を確かなものとするため、保険商品販売および生命保険サービスの提供に対する社員の取り組みを、販売実績に偏重することなく販売品質等も踏まえて適正に評価する報酬・評価体系を構築してまいります。また、お客さまに質の高いコンサルティングおよび生命保険サービスの提供を行うため、社員に対する継続的な教育・研修に取り組んでまいります。

これらすべての方針・取り組みが実効性あるものとして運用されるための適切なガバナンス態勢を構築してまいります。

【2019年度の主な取組状況】

■ 報酬・業績評価体系

- 当社の営業社員に対する報酬制度について、販売の実績、ご契約の継続状況に加え、ご契約者への訪問によるサービス提供や販売品質に応じた評価を反映する報酬制度に改定しました。

■ クオリティの高いサービス体制

- 適正な販売活動を通じて、お客さまに最適な保険商品およびクオリティの高いサービスを提供するため、営業社員および募集代理店を担当する社員に対して、保険商品や金融関連知識およびコンサルティングスキル等に関する継続的な教育・研修を行っています。

■ 取り組みの実効性確保

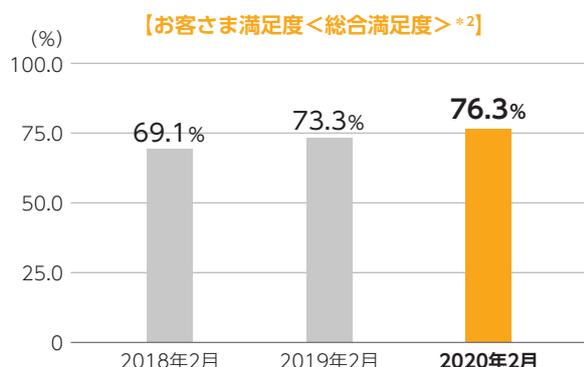
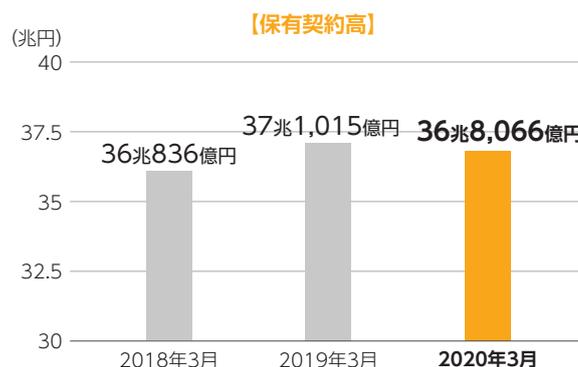
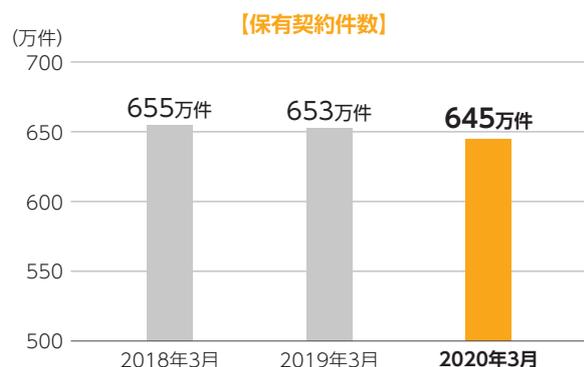
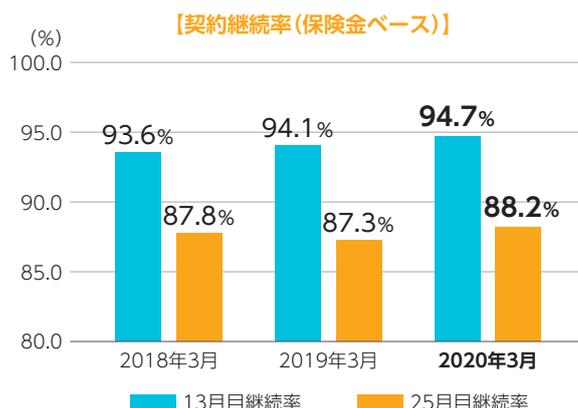
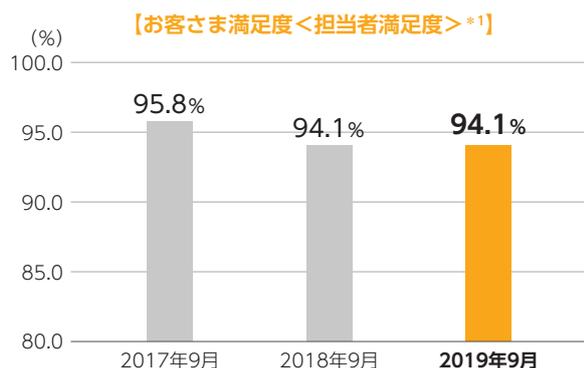
- 当社は、本方針に基づく取り組みを実効性あるものとして推進するため、2019年度の取組状況を執行役員会および取締役会に報告し、その結果を本資料のとおり公表いたしました。また、取組状況を踏まえて本方針および本方針に基づく取り組みについても見直しを行いました。

以上

【お客さま本位の業務運営の定着状況】

本方針の定着状況を客観的に測る成果指標 (KPI) として、お客さまへの保険商品の提案時において、お客さまに直接サービスを提供する営業社員・代理店募集人に対する「担当者満足度」、お客さまのニーズに合った保障の提供およびクオリティの高いサービスの提供により、契約が長期にわたってご継続いただけているかという視点から「契約継続率」、そして当社の持続的成長を測る指標でもある「保有契約件数(多くのお客さまに)」、「保有契約高(経済的保障と心の平和を提供し)」、「総合満足度(信頼される生命保険会社になる)」の5つの指標を設定しています。

引き続き丁寧な商品説明とお客さまのニーズに合致した商品提案に努め、全国のお客さまへのご加入後のアフターフォローを含むサービス提供に向けた態勢作り、およびデジタル化の促進等によるお客さまの利便性向上のための取り組みが重要であると認識しています。



*1 ■実施時期:2019年9月 ■調査対象:新契約加入者 ■有効回答数:3,731名
 ■質問内容:加入経緯、営業社員/代理店の対応、加入商品内容理解度等
 ■満足度は7段階で聴取(「とても満足」「満足」「だいたい満足」「どちらともいえない」「やや不満」「不満」「とても不満」)

*2 ■実施時期:2020年2~3月 ■調査対象:既契約者 ■有効回答数:7,807名
 ■質問内容:ジブラルタ生命に全般的に満足していらっしゃいますか。
 ■満足度は7段階で聴取(「とても満足」「満足」「だいたい満足」「どちらともいえない」「やや不満」「不満」「とても不満」)

SDGsに関する取り組み～持続可能な社会の実現に向けて～

SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)とは、2015年に国連サミットで採択された、2030年までに持続可能な社会を実現するために達成すべき17の目標です。生命保険業界においては、(一社)生命保険協会が、

生命保険事業の特性などを踏まえ、生命保険業界におけるSDGs達成に向けた重点取組項目を取りまとめ、公表しています。当社においても、これらの重点取組項目や社会貢献活動などを通じて、SDGs達成に向けた取り組みを行っています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



生命保険業界における重点取組項目と概要	関連するSDGs	当社における主な取り組み
持続可能な社会保障制度の構築 公的保障を自助努力による私的保障で補完し、国民の生活の向上に向けた貢献を推進する。		<ul style="list-style-type: none"> 死亡保障や長生きリスクへの備えなど、多様なニーズに応える商品・サービスの提供 インターネット・サービスによるお客さまの利便性向上 (P.27) ご高齢のお客さま・お体の不自由なお客さまへのこれまでの取り組み (P.25) お客さま満足度向上への取り組み (P.22-25)
高齢者への対応を含む消費者目線に立った経営の推進 高齢者への対応を含む消費者目線に立った経営の推進を通じて、すべての人々に適切な生命保険商品・サービスを提供する。		<ul style="list-style-type: none"> 金融リテラシー向上を目的としたお客さま向けセミナーの開催 おこづかい教育出前教室 (P.33) お金ってなに？出前教室
金融リテラシー教育の推進 自助努力で将来に備えることの重要性および保険の役割に関する教育を推進する。		<ul style="list-style-type: none"> 女性社員の活躍の場の拡大 (P.28) ワークライフ・マネジメントの推進 (P.29) 障がい者の雇用への取り組み (P.29) LGBTに関する取り組み (P.29) 健康経営の取り組み (P.31)
女性活躍推進 女性がより一層活躍できる環境整備を促進する。		<ul style="list-style-type: none"> ESG投資に関する取組方針の制定 (P.8) 日本版スチュワードシップコードの受け入れ 国連責任投資原則 (PRI) に署名している運用会社への運用委託
人権に関する対応 人権尊重という価値観を基盤とした業界として、包摂的な社会の実現に貢献する。		<ul style="list-style-type: none"> 反社会的勢力への対応 (P.17) マネー・ローンダリング等への対応 (P.17)
健康寿命延伸に向けた取り組み 健康寿命延伸に係る取り組みを推進する。		<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちを応援するプログラム (P.32-33) へき地校等への貢献 (リユースPCの寄贈等) (P.33) 国際的なボランティア・デー (P.33)
ESG投融資の推進 ESG投融資の取り組みのレベルアップを通じ、社会の持続的な発展に貢献する取り組みを推進する。		
マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与、反社会的勢力への対応 健全かつ公正な生命保険制度の運営を確保することを通じて、暴力や組織犯罪等を根絶することに貢献する。		
(当社独自の社会貢献活動)		

お客さま満足度向上への取り組み



お客さまからのご意見を集約・分析し、お客さまにとってジブラルタ生命はどうあるべきかを真剣に考え、サービス改善のたゆまぬ努力を行っています。

お客さま満足度調査の実施(毎年実施)

- ご継続中の契約から抽出した個人のご契約者さまにアンケートを送付し、当社のさまざまなサービス等に対する評価・ご意見等をいただいています。アンケート項目は、会社全般、営業社員(ライフプラン・コンサルタント)、代理店、サービス体制、保険契約等の各項目にわたっています。
- お客さまからいただいたご意見・ご要望・ご提案などは、サービスの向上や業務の改善に活用させていただいています。

サンキューレターの送付(新規ご契約者さまへのアンケート 毎月実施)

- 保険契約にご加入いただいたお客さまに対して、「保険証券」送付時に社長からの、「御礼のメッセージ」と「アンケートハガキ」を同封し、主にライフプラン・コンサルタントの契約時の対応に対する評価、ご意見を22,016名のお客さまからいただいています。
- フリーコメント欄では、7,526名のお客さまから契約時のお褒めの言葉、ご意見・ご提案、ご不満の声等をご記入いただいております。ライフプラン・コンサルタントにフィードバックするとともに業務改善に活用しています。

具体例

『契約者の立場に立って、最適な保険を提案してくださいました。自分や会社の利益でなく、本当にお客さまの幸せを願って働かれている担当者の姿が素敵です。ありがとうございました。』

『今まで、色々な保険に接してきましたが、会社説明から保険の仕組みをしっかりと教えていただいたのは、貴社の担当者が初めてでした。とても好感を持ちました。』

お客さまから寄せられた感謝・お褒めの声

- お客さまからの感謝・お褒めの声を6,425件いただいております。そのうちライフプラン・コンサルタント/代理店担当者に対する声が6,248件(97.2%)と非常に大きな割合を占めています。

お客さまの感謝・お褒めの声(例)

保険に入るのは面倒で、信頼できる担当者にも出会ったことがなくて不安でしたが、担当の方はとても信頼できるので安心して任せられました。とても親身になって私の生活を考え、将来の不安を全て保険プランに組み込んでいただきました。これからの将来が楽しみになりました。ありがとうございました。

これまで加入していた他社の保険の見直しで相談しました。公的医療保険制度や公的年金のことなど詳しく説明していただいて、私に本当に必要な保険をプランニングしていただきました。感謝しています。

いつも分かりやすい説明で、私達家族に合ったプランを提案していただき、ジブラルタ生命の保険に入って本当に良かったです。相談したいことがあるとすぐに駆けつけて、色々相談にのっていただき、いつもお世話になっています。ありがとうございます。

祖父が1月に亡くなり、他社では保険金即日支払サービスが無くて、親が困っていました。どこの保険会社にもあるものだと思っていました。ジブラルタ生命に入って良かったです。

お客さまから寄せられたご不満の声

「ご不満の声」を広く受けとめています

当社では「お客さまへのサービス改善」「会社の経営改善」のために、数多く寄せられるお客さまの声の中からさまざまな手法で「お客さまのご不満の声」を広く受けとめるように努めています。

「お客さまの声」を広く受けとめる方法例

- コールセンターにお申し出いただいたお客さまの声は、ご不満を判定するキーワード検索も使い、漏れの少ないよう把握しています。
- また、お客さまから頂戴するアンケート等からもご不満の声を把握しています。
- お客様の声チームがお客さまの声を検証して、「お客さまのご不満の声」を把握する二重のチェック体制となっています。

「お客さまのご不満の声」の定義

お客さまから当社に対し、当社の販売活動、サービスの提供、商品、事務処理、制度・規程、当社社員の態度、マナーなどに対する不平・ご不満のお申し出があったものを「ご不満の声」として集計しています。

お客さまから寄せられたご不満の声

■ 契約後のお手続き等に関するご不満の声	
・ 解約、各種お手続きに対するご不満等	16,058件
■ 満期保険金・年金のお手続き等に関するご不満の声	
・ 満期保険金・年金のお手続きや、お受取時のご不満等	3,372件
■ 保険料のお払い込み等に関するご不満の声	
・ 保険料の口座振替に対するご不満等	4,422件
■ 保険金・給付金のお手続き等に関するご不満の声	
・ 死亡保険金・入院給付金のお手続きや、お受取時のご不満等	4,107件
■ 保険契約へのご加入等に関するご不満の声	
・ ご加入の際の説明が十分でなかったことへのご不満等	2,445件
■ その他のご不満の声	
・ 上記以外のご不満等	7,836件
	38,240件

カスタマー・サティスファクション・レターの送付

- ご不満の声をいただいたお客さまに対して、適宜カスタマー・サティスファクション・レターをお送りし、当社へお申し出をいただいてからの対応に対する評価、ご意見等を伺っています。

具体例

『会ったこともない現在の担当者(男性)から、女性特有の疾病などの給付等について相談しやすい女性の担当者に変更してほしいと申し出たところ、速やかに対応していただきスムーズに満期の手続きを行いました。その後、新しい担当者と保険の見直しの相談にも乗っていただき新しい契約に加入し、満足しています。』

「お客さまの声」を経営に反映する体制

お客さまからのさまざまなご質問、ご提言、ご不満の声等について、「お客さまの声」の収集から分析、改善を行う専門組織として「お客様の声委員会」を設置しています。「お客様の声委員会」では、「お客さまの声」をお客さま満足度の向上、サービスの改善につなげるための重要課題について速やかに審議・意思決定を行い、各関連部署と連携して改善を図っています。

「お客さまの声」の管理

「お客様の声委員会」では、コールセンターや営業拠点などに寄せられる多くの「お客さまの声」の調査・分析を通して、具体的な改善につなげています。2008年1月からカスタマー・ボイス・システムを導入し、「お客さまの声」を集約して管理しています。これにより、一層のお客さまサービスの向上を図るとともに、「お客さまの声」を経営に反映する体制を強化しました。

お客さま満足度向上への取り組み

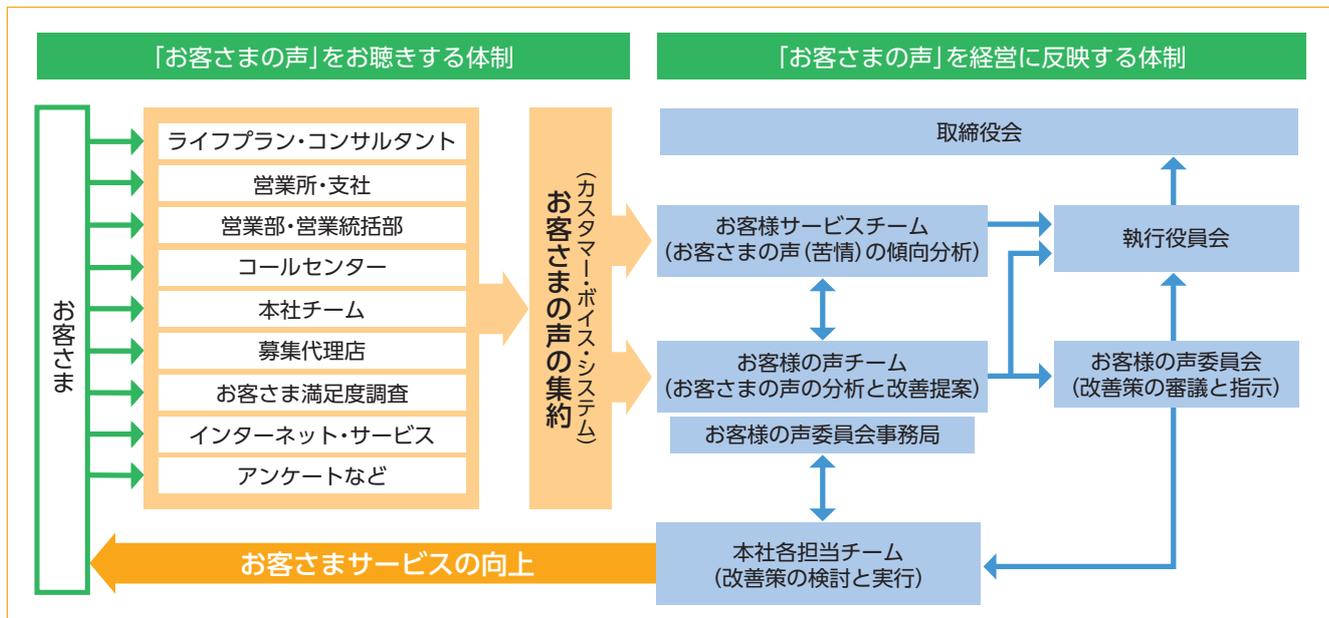
国際規格に適合した体制

当社は苦情対応マネジメントシステムの国際規格である“ISO10002”に適合し、2008年10月8日に自己適合宣言を行いました。

引き続き、適切な苦情対応プロセスを通じて得られたお客さまの声を経営に反映し、顧客サービスの品質をより一層向上することを目指して取り組んでいます。

* ISO (International Organization for Standardization): 国際標準化機構

* ISO10002とは、組織が効果的で効率的な苦情対応を実践するための基本原則や苦情対応プロセスの枠組み、運用に関するガイドラインを示したISO規格で、2004年に発行されました。



お客さまの声をふまえて、2019年度に改善を行った事例

「お客さまに感動のサービスと幸せをお届けしたい」

当社ではその思いとすじに、お客さまからいただいた数多くのご意見、ご要望、ご提言を分析し、さまざまな手続きやサービスの改善・向上につなげてきました。ここにその一例をご紹介します。

お客さまの声	改善内容
<p>インターネット・サービスに興味がありますが、どのように始めれば良いのかわかりません。</p>	<p>Webでの照会やお手続きをご希望されるご契約者さまにもっと分かりやすく、簡単にインターネット・サービスの使い方をご理解いただくため、会社ホームページのインターネット・サービス案内ページをリニューアルし、インターネット・サービスのサービス内容および登録方法に関する動画の配信を開始しました。</p>
<p>ご家族登録制度に登録した家族は何ができるのでしょうか。</p>	<p>保険契約内容の登録ご家族への開示、登録ご家族からの各種請求書類送付のご依頼をお受けしております。さらに、ご家族登録制度がお客さまにとってより有効にご利用いただけますよう、このたび、登録ご家族からの「ご契約者の通信先の変更」「保険証券再発行の請求」「保険金・給付金・年金等のご契約者に代わっての代理請求(一定条件があります)」の取り扱いを開始しております。</p>
<p>外貨建保険では為替変動によるリスクがあることをもう少し丁寧に説明があると良い。</p>	<p>外貨建保険のリスクおよび諸費用についての概要を分かりやすい言葉で説明した「外貨建保険リスク説明動画」を公開しました。販売している商品によって5種類の動画があり、設計書や一部の商品パンフレットにQRコードが印字されています。お手持ちのスマートフォン等によりお客さまご自身で好きな時に何度でも動画をご覧いただけます。</p>
<p>インターネットで保険料振替口座を変更できないのか。</p>	<p>お客さまがご自身のスマートフォンで二次元バーコードを読み取り、専用Webサイト上で24時間いつでもペーパーレスに保険料振替口座の変更手続きが可能で、Web口座振替受付サービスの取り扱いを開始しました。 ※一部のご契約(教職員、団体、法人)は利用対象外となります。</p>



ご高齢のお客さま・お体の不自由なお客さまへのこれまでの取り組み

ご高齢のお客さまやお体の不自由なお客さまも安心してサービスをお受けになれるよう、当社はさまざまな取り組みを行ってきました。その取り組み内容をご紹介します。

サービス・取り扱い	内容
外貨建保険の説明	<ul style="list-style-type: none"> 外貨建保険のリスクおよび諸費用についての概要を分かりやすい言葉で説明した「外貨建保険リスク説明動画」を公開しました。販売している商品によって5種類の動画があり、設計書や一部の商品パンフレットにQRコードが印字されています。お手持ちのスマートフォン等によりお客さまご自身でお好きな時に何度でも動画をご覧いただけます。 外貨建保険のリスクの概要を分かりやすく解説した冊子を作成、配布しています。また、外貨建保険のリスク説明用のパンフレット3種類を改訂して、「高齢者ユニバーサルデザイン」認証を取得しました。
テレビ通話による手話通訳・筆談サービス開始	<p>耳や言葉の不自由なお客さま向けに「手話・筆談サービス」を導入し、ご自宅や外出先から、スマートフォン等のテレビ通話を利用して、コールセンターへのお問い合わせが可能になりました。</p> <p>外部委託先の手話対応が可能なオペレーターがお客さまと手話や筆談で会話し、同時に当社コールセンターのオペレーターにその内容を通訳し、当社コールセンターのオペレーターは手話通訳者を通じてお客さまから問い合わせや手続きの申出を受付することができます。</p> <p><利用方法> 当社ホームページ(www.gib-life.co.jp/)にアクセスして、トップ画面のページ上の「ご契約者の皆さま」をクリック、もしくは同じくトップ画面のページ上の「お問い合わせ」をクリックし、遷移先のページの下方「耳や言葉、目のご不自由なお客さま」をクリックすると専用のお問い合わせページに移動します。</p>
ご家族登録制度	<p>あらかじめご家族を登録することで、ご家族がご契約者さまに代わって、契約内容の照会、契約者宛の請求書の送付依頼、一部の請求手続きを行うことができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ご契約者さまの保険契約内容について、情報の提供を受けることができます。 当社へ、各種請求書類のご契約者さま宛の送付依頼をすることができます。 ご契約者さまの通信先変更の請求、保険証券再発行の請求、一定の条件の下での保険金・給付金・年金等の簡便な手続きによる代理請求をすることができます。
証券記載内容の点字説明書の作成	<p>ご契約者さま/被保険者さま/受取人さまのいずれかが視覚障がいの場合で、ご契約者さまから点字資料発行の希望がある場合、保険証券とは別に契約内容を点字で記載した資料を作成、交付するサービスを行っています。</p> <p>※一部のご契約では、被保険者さまが全盲のご契約については全点字での説明書を作成、送付しています。</p> <p>※既契約の場合も、ご希望によって保険証券の契約内容を点字で記載した資料を作成、送付しています。</p>
代理署名制度	<p>請求権者さま・ご契約者さまに意思能力があるにもかかわらず、体況上の問題を理由として署名が困難な場合、ライフプラン・コンサルタントの立ち会いのもとで、親族または一定の関係者(介護者または民生委員等)にご本人に代わってご署名いただける取り扱いを実施しています。</p>
障がい者専用窓口	<p>当社ホームページに障がい者専用サイト「耳や言葉、目の不自由なお客さまへ」を設置しています。</p> <p>聴覚障がいのお客さまのお問い合わせ窓口として、インターネット・サービスやFAX(無料)を利用してのお問い合わせ方法を掲載しています。また、点字によるご契約内容の証明書についても掲載しています。</p>
年金サポートガイド	<p>年金開始となるお客さまに対して、以下の内容を記載した冊子「年金サポートガイド」を配布しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■年金開始手続きの流れ ■手続き書類 ■終身年金と確定年金の手続方法 ■年金の税務 ■よくあるご質問 ■FAXによる問い合わせ方法(高齢者や耳や言葉がご不自由なお客さま、電話が困難なお客さま向け) <p>※なお、一部のご契約につきましては対応していません。</p>
保証期間経過後の年金請求における電話での生存確認の実施	<p>年齢に関わらず、保証期間が経過した後に年金をお受け取りになる際に、所定の条件に該当する場合には、受取人さまに会社からの電話による確認にお答えいただくことで、年金請求書や住民票等一切の書類の提出を不要とする取り扱いを実施しています。(ただし、一定の年齢以上の方には数年ごとに、「年金請求書」「住民票」をご提出いただきます)</p> <p>※保険種類、契約状況によっては、取り扱いが異なる場合もあります。</p> <p>※「住民票」の代わりに「健康保険証の写し」のご提出で手続き可能となりました。なお、「健康保険証の写し」は有効期限の記載があり、かつ提出時点で有効なものに限ります。</p>
保険金・給付金・年金等請求時における代理請求基準	<p>高度障害保険金・入院給付金・年金等のご請求にあたり受取人さまが保険金等を請求できない事情があるときには、受取人さまの成年後見人からのご請求が原則となります。成年後見人が選任されていない場合、指定代理請求特約が付加されている契約については指定代理請求人からのご請求となりますが、所定の条件に該当する場合には、指定代理請求特約が付加されていない場合でも代理人による請求をご利用いただけます。</p>
高齢者用重要事項説明サポート資料	<p>ご高齢のお客さまに重要事項の内容を十分にご理解いただくため、「重要なお知らせ」*とは別に、特にご照会が多い項目について大きな文字で読みやすく、記載内容もより分かりやすく解説した、重要事項説明サポート資料を作成・説明・配布しています。</p> <p>※「重要なお知らせ」は、「重要事項に関するお知らせ」もしくは「契約締結前交付書面」と題されている場合がございます。</p>
高齢者専用ダイヤル	<p>上記の重要事項説明サポート資料の裏面に、お問い合わせ先として、専用ダイヤルを記載しています。当ダイヤルにお電話いただいた場合は、お客さまがご高齢であることを十分に認識した対応を心掛け、オペレーターがご照会に対してゆっくりと丁寧に対応を行います。</p> <p>高齢者専用ダイヤル:0120-16-7895</p>
「ご契約内容のお知らせ」サイズ拡大	<p>通常はA4サイズでお送りしている「ご契約内容のお知らせ」について、ご高齢のお客さまには、文字を大きくしA3サイズで作成、お送りしています。</p>

※サービス・取り扱いの詳細につきましては、当社営業担当者、またはコールセンターにお問い合わせください。

適切な保険金等のお支払いのための取り組みについて

当社では、保険金等を適切にお支払いするための態勢強化に向けて、お客さまの視点に立った改善・強化に取り組み、お客さまサービスのさらなる向上に努めてまいります。

保険金等を適切にお支払いするための態勢強化に向けた取り組み

I. お客さまへの情報提供の充実

- 1 1 ご加入時の情報提供の充実** 実施時期
 - ① 「重要事項説明書(注意喚起情報)」の改訂……………2007年 6月～
 - ② 「ご契約のしおり・約款」の記載内容の充実……………2008年 4月～
 - ③ 「お客さまサポートガイド」の作成……………2008年 5月～
 - ④ 契約概要・注意喚起情報を読みやすくするためのレイアウト変更……………2016年 4月～
 - ⑤ 保険業法改正(情報提供義務や意向把握義務)への適切な対応……………2016年 5月～
 - 2 2 ご加入期間中の情報提供の充実**
 - ① ホームページでの情報提供の充実……………2006年10月～
 - ② 定期的な保障内容等の情報提供……………2007年度～
 - ③ 指定代理請求特約の中途付加の推進および受取人の確認……………2010年 7月～
 - ④ 満期保険金・年金等未請求契約に対する案内の充実……………2010年 1月～
 - ⑤ (死亡・満期)保険金・年金等の請求案内の強化・充実……………2010年 4月～
 - ⑥ 高齢者専用ダイヤルのホームページ掲載……………2016年 9月～
 - ⑦ ご家族登録制度の取扱開始……………2016年12月～
 - 3 3 ご請求時の情報提供の充実**
 - ① 「保険金給付金のご請求等のご案内」の作成……………2006年10月～
 - ② ご請求時における保障内容の説明充実……………2007年 3月～
 - ③ 年金サポートガイドの作成……………2009年 7月～
 - 4 4 お支払後の情報提供の充実**
 - ① 「お支払明細書」への給付金の請求を促す注意喚起文言の追記……………2007年 3月～
 - ② 退院後通院の可能性のあるお客さまへの案内の送付……………2008年 1月～
- ### II. 社内態勢の強化
- ① 「請求勧奨基準」の策定……………2007年10月～
 - ② 診断書取得費用相当額の会社負担……………2008年 1月～
 - ③ 「死亡保険金即日支払サービス」の受付時間の延長・上限金額の拡大……………2014年10月～
 - ④ 保険金/給付金のお手続きに関する高齢者へのフォローコールの開始……………2017年 6月～
 - ⑤ 担当者不在契約について給付金等請求書類の本社直送の対応……………2018年 3月～
- ### III. ガバナンス・内部監査態勢の整備・強化
- ① 保険金等支払状況等についての経営陣への報告態勢の強化……………2006年 1月～

- ② 「適切な保険金等支払管理態勢の構築及び確保に係る基本方針」の制定……………2006年 9月～
2009年11月改定
2012年 1月改定
- ③ 保険金等支払管理態勢に対する監査態勢の整備……………2006年12月～

IV. 組織インフラ等の整備

- ① 支払検証部門の設置による保険金・給付金の検証の実施…2006年 6月～
満期保険金・年金・解約返戻金等を含む保険金等支払事務全般へ検証対象を拡大……………2018年 3月～
- ② システムによるチェック機能の追加、拡充……………2006年10月～
保険金等の支払における正確性と顧客利便性の向上を企図した支払システムの刷新……………2015年12月～
支払システムの機能向上による請求書作成・進捗管理機能の統合……………2017年 7月～
- ③ 個人保険と団体保険間のチェックシステムの開発……………2017年 4月～
- ④ 受取人変更手続き、指定代理請求特約・リビング・ニーズ特約の中途付加手続きの簡便化……………2010年 7月～
- ⑤ 自己申告による入院給付金請求手続きの対象範囲の拡大…2010年 7月～
自己申告による請求手続きを成人病入院・女性疾病入院等請求へ拡大……………2014年10月～
自己申告による請求手続きを手術給付金請求へ拡大…2018年 8月～
自己申告による手術給付金請求手続きの対象範囲の拡大…2019年12月～
自己申告による通院給付金請求時の領収書等の提出省略…2020年 2月～
- ⑥ 「先進医療給付金」の病院直接支払プロセス「ダイレクト支払サービス」の導入……………2012年 1月～
特定病院との提携による重粒子線・陽子線治療費請求手続きの簡便化および利用金額制限の撤廃……………2018年 5月～
- ⑦ 診断書コピーによる代用取扱の導入……………2014年10月～

V. 人材育成態勢

- ① 「生命保険支払専門士」の資格取得推進……………2007年10月～

VI. 保険金支払に關しての苦情処理を含めた、顧客対応態勢

- ① 不払い等の苦情専用窓口の設置……………2006年 7月～
- ② 支払審査会の設置……………2007年 1月～

VII. 商品開発関連

- ① 商品ラインアップの見直し……………2008年 1月～
- ② 約款の明確化・簡素化……………2009年 3月～
- ③ 約款の平明化……………2019年 1月～

VIII. 失効契約に係る解約返戻金の請求勧奨態勢

- ① 失効契約に対する案内の充実……………2008年 7月～
- ② 解約返戻金未支払事案に対する自動返金制度の導入…2009年 3月～

支払審査会による審査

保険金・給付金等のお支払いに関して不服のお申し出があった場合、当初の支払い・不払いを決定した部門とは別の部署で再査定を行っています。その結果にもご納得いただけない場合は、お客さまのご希望により「支払審査会」での審査をご請求いただくことができます。「支払審査会」は、会社とは全く利害関係のない社外の委員(弁護士・医師・大学教授・消費者問題の専門家)のみで構成され、中立的な視点で支払査定結果等の妥当性を審査いたします。支払

審査会は2007年1月に設置され、審査のご請求に応じて、毎月開催を予定しております。

<支払審査会審査状況>

2019年4月から2020年3月までの「支払審査会」のご利用は1件で、審査内容は以下のとおりでした。

項目	内容	合計
入院給付金	約款に定める入院給付金の「支払限度」の規定により、入院給付金を支払わないとした決定に対するお申し出。	1件

お客さまサービス



インターネット・サービス <https://www.gib-life.co.jp/> 24時間利用可能

登録はとってもカンタン！
いつでも、どこでも、簡単にご利用いただけます。



以下のようなサービスがご利用いただけます。

契約内容の照会	契約者貸付金の請求
「ご家族登録制度」への登録・変更	外貨建商品専用のサービス 将来の保険料試算・振込予約(前納)、 解約返戻金試算、払込保険料の累計額の確認
各種手続きの依頼 住所・電話番号の変更、控除証明書の再発行 保険料振替口座の変更、名義変更など	重要情報お知らせメールサービス



※ご登録には証券番号が必要です。
ご契約者が「法人」「未成年」「成年後見制度を利用されている方」の場合はご登録できません。あらかじめご了承ください。

ご家族登録制度

あらかじめ、ご家族登録制度をご利用いただくことで、登録ご家族がご契約者に代わって保険契約内容のお問い合わせや請求書のお取り寄せ、一部のお手続き(住所変更・保険証券再発行のご請求)などができるサービスです。詳しくはホームページをご参照ください。

死亡保険金即日支払サービス

「もしも」の時、遺されたご家族には深い悲しみとともに、葬儀費用など経済的負担も重くのしかかります。「死亡保険金即日支払サービス」は、お客さまが亡くなられた場合、簡単な手続きだけで、最高1,500万円まで(現金持参扱いで最高500万円まで)の死亡保険金をその日のうちにお支払いするサービスです。手数料は不要です。

骨髄・末梢血ドナー給付(ドナー・ニーズ・ベネフィット)

ドナーとなる方の経済的負担をサポートするため、手術保障のあるご契約に加入されているお客さまが、骨髄・末梢血移植を目的とした「骨髄幹細胞採取手術」または「末梢血幹細胞採取手術」を受けられた場合に、手術給付金をお支払いします。保険料は不要です。

※いずれも、お取り扱いについては、所定の条件があります。詳しくはコールセンターまでお問い合わせください。

お客さまをサポートするコールセンター **通話料無料**

お客さまからのお問い合わせ・ご相談にオペレーターが対応いたします。ご加入の保障内容やお手続きなどについてご不明な点がございましたらコールセンターまでご連絡ください。

【お電話による契約者貸付】

お客さまの大切な保障は継続したままで、お電話1本で一時的に必要な資金を、ご契約者さまの口座に直接送金させていただく貸付制度です。

※お取り扱いできる保険種類、貸付利率等はコールセンターまでお問い合わせください。

一般のお客さま

ミナ ジブ ロック
0120-37-2269

一般代理店を通じてご契約のお客さま

ナンバー ジブ ロック
0120-78-2269

教職員のお客さま

ミナ キョウ イ ク
0120-37-9419

ご高齢のお客さま

0120-16-7895

ご高齢のお客さま専用のダイヤルです。オペレーターに直接つながり、ご照会に対してゆっくと丁寧に対応します。

多様化推進への取り組み(ダイバーシティ&インクルージョン)

ジブラルタ生命の多様化推進(Diversity & Inclusion)

ダイバーシティ&インクルージョンとは、社員一人ひとりのさまざまな違い(性別、年齢、人種、国籍、障がい、宗教、言語、スキル、経験、ライフスタイル、性的指向/性自認、家族状況など)を受け入れ、それぞれを価値として活かすことで企業の競争力を高めることです。

多様なお客さまに対して『真のお客さま本位の業務運営を実現するために』、『多様性の受容』は重要な経営戦略の一つであり、さまざまなバックグラウンドを持つ社員が個々の能力を発揮できる職場環境の実現に向けて、以下3点をダイバーシティ&インクルージョンの大きな柱として取り組んでいます。



女性社員の活躍の場の拡大

ワークライフ・マネジメントの推進

障がい者の雇用への取り組み

女性社員の活躍の場の拡大



女性管理職研修会(2019年10月)



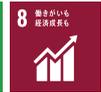
現場で活躍する女性営業管理職



2019年9月に実施したダイバーシティ研修の様様

ジブラルタ生命は企業価値を高める上で不可欠である多様な意見を取り入れ、より良い結論を導くために、またお客さまのニーズに適切に対応していくために、重要な意思決定プロセスにおいてより多くの女性が関与し、その意見が反映されるポジションへの登用が可能となるよう、職場環境の整備や各種制度の見直しと合わせて、ヒューマンリソースマネジメントの1つとして女性のキャリア支援を実施していきます。

ワークライフ・マネジメントの推進



社員一人ひとりが自身のワークとライフにメリハリをつけ、その両方を自律的にマネージできる職場環境づくりのために、計画的な有給休暇の取得促進、柔軟な働き方の実現、育児・介護・がんなどの病気との両立支援制度などの環境整備に取り組んでいます。昨今は性別による役割分担意識の解消や長時間労働の抑制などの働き方の見直しの重要性が広く認識され、女性だけでなく男性にとっても地域や家庭へ参画しやすい環境づくりの必要性は高まっています。当社は、管理職向けのダイバーシティ・マネジメントセミナーを開催するなど、多様な社員のワークとライフの充実を支援する組織マネジメントを推進しています。



仕事と介護の両立支援セミナー(2019年8月)

当社の取り組みに対する外部評価

次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度(くるみん)の取得

育児をしていない社員も含めた活動が包括的に評価され、次世代育成に向けた諸支援策に取り組んでいる「子育てサポート企業」として厚生労働省東京労働局より3度目の認定(基準適合一般事業主認定2017年2月21日付)を受けました。

② 次世代育成支援対策推進法(次世代法)とは

次世代育成支援対策推進法は、企業・国・地方公共団体に次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するための取り組みを求める法律。

企業は行動計画策定指針に照らし、適切な行動計画を策定し、当該計画を実施し、計画に定めた目標を達成したことなど一定の要件を満たす場合には都道府県労働局長の認定を受けることができる。認定を受けた企業は、その旨を示す表示(次世代認定マーク:くるみんマーク)を広告、商品、求人広告等に使用することができ、子育て支援企業であることを対外的に示すことができる。



次世代認定マーク
「愛称:くるみん」

障がい者の雇用への取り組み



ジブラルタ生命では障がい者雇用に積極的に取り組んでいます。障がいを『ひとつの個性』としてとらえ、精神、知的、身体に障がいを持った多数の方*が制約のあるなかでも一人ひとりの適性や能力を活かした業務を行い、貴重な戦力として会社へ貢献しています。

「障がい者にもっとも選ばれる会社」の実現に向け、2013年8月に東京、2016年1月には長崎に、多くの障がい者が働ける環境をジェネラル・サービスチームに整備し、ジョブコーチの認定を受けたスタッフが社員をサポートしています。

社内各チームがこれまで外部へ委託あるいは既存の社員が残業などで対応していた業務をジェネラル・サービスチームで引き受けることによって、経費削減およびコア業務への集中、ワークライフ・マネジメントの実現にも大きく貢献しています。

また、12月の障害者週間には、社内で「障害者週間フォーラム」を開催し、障がいに対する理解を深め、さらに働きやすい環境の実現に向けた試みも行っています。

* 2020年3月末254名



「第4回障害者週間フォーラム」にて熱心に耳を傾ける参加者(2019年12月開催)

LGBTに関する取り組み



プルデンシャル・グループではこれまでグループ合同で多様性の推進に取り組む、2013年から、LGBT*1の理解促進に関する施策を行ってきました。2017年度よりLGBTファイナンス*2の参画企業として「東京レインボープライド」に協賛し、社員がパレードに参加して、性的マイノリティが差別や偏見なく暮らせる社会作りを支援しています。

社内向けの取り組みとして、グループ協働で制作したLGBTに関する研修ビデオを視聴する機会を設け、「Prudential ALLY」*3のネットワークを広げるための勉強会を開催しました。

*1 レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字をとった性的少数者の総称
*2 日本の金融機関で働くLGBTの社員の個性を尊重し、支援する職場環境を作り出すとともに、LGBTコミュニティを取り巻く課題への意識向上を目的として設立された有志団体
*3 LGBTを理解し、積極的に支援する社員



「東京レインボープライド」パレード集合(2019年4月)

環境への取り組み

当社では「省エネルギー・省資源・リサイクル」に取り組み、そして、「社員一人ひとりの意識と行動を変える」ことに主眼を置き、さまざまな環境対策に取り組んでいます。

本業を通じて

省エネルギー・省資源・リサイクルに取り組めます。

■ 省エネルギー・省資源・リサイクル活動

身近なところで「省エネルギー」「省資源」に組み、「電子帳票化によるペーパーレスの推進」「カラーコピーの利用制限」「溶解による廃棄紙のリサイクル」などを行っています。

■ オフィスでの環境配慮

環境負荷の少ない事務用品（環境対応商品）を使用するよう心がけています。また当社では電子帳票化による画面上での業務を促進し、紙の削減に努めています。

社員一人ひとりのこころがけを通じて

社員全員がコミュニケーションに努め、環境に対する理念を共有します。

■ 一人ひとりが環境に配慮した行動

全社員に呼びかけ、一人ひとりが「パソコン電源OFFの徹底」「消灯の徹底」等、日頃より職場での省エネルギーに努めています。

■ クールビズの実施

環境問題に配慮し、省エネ・省資源運動への取り組みの一環として、営業活動における夏季期間の“クールビズ”を実施しています。

■ 「インターナショナル・ボランティア・デー」における環境保全活動

毎年10月の第一土曜日を「インターナショナル・ボランティア・デー」と定め、社員とその家族で一斉にボランティア活動を行っています。

そのうち環境保全活動としては、全国各地で「河川・海岸のゴミ拾い」や「公園・地域周辺の清掃活動」などを行い、社員と家族の環境問題に対する意識を深めています。



環境方針

ジブラルタ生命の環境に対する理念

お客さまが安心してすやかに暮らせる環境があつてこそ、お客さまに真の経済的な保障と心の平和をお届けすることができると考えます。

今も未来もお客さまの大切な方への思いを確実にお届けするために、わたしたちは地球環境保護に貢献します。

本業を通じて

- 環境保全に関する法規制を守ります。
- 省エネルギー・省資源・リサイクルに組み、さらに業務の効率化を行うことで無駄をなくします。
- 地球環境に配慮した、サービスのイノベーションを心がけます。

社員一人ひとりのこころがけを通じて

- 社員一人ひとりが、仕事や日々の暮らし、地域社会での行動を、環境に配慮したものへと変化させていきます。
- 社員全員がコミュニケーションに努め、環境に対する理念を共有します。
- ライフプラン・コンサルタントをはじめとする社員全員が、この想いをお客さまに伝えます。

当社では、生命保険業という本業部分では、省エネルギー、省資源、リサイクルや業務の効率化を推進し、貴重な資源を守り、CO₂削減に貢献してまいります。新たなサービスを開発する際は、環境に配慮したものに努めてまいります。

また、企業としての努力だけでなく、社員一人ひとりが環境に関する認識と行動を向上させることにより、社会に貢献してまいります。

社員の健康に対する理念

ジブラルタ生命は、お客さまとご家族に経済的な保障と心の平和をお届けすることをミッションとしておりますが、心の平和を真に願えば、お客さまに健康で充実した生活を送っていただくことが何よりも大切です。そして、このことは、ミッションを担う社員自身が健康でなければ伝わりません。

社員は大切な財産であり、社員の健康の維持・向上は重要な経営課題の一つです。「ジブラルタ生命 健康宣言」を制定し、社員の健康管理に取り組んでいます。



社員の健康を推進するための体制整備

人事部門内に、全社の健康施策を担当する健康管理専門部署を設置し、施策の検討、実施を行っています。メディカルルームを設置し、常時、産業医や保健師が社員からの相談に回答できる体制を整えています。

また、健康状況分析の結果については、年に一度、執行役員会へ報告し、施策に対する成果や変化を共有するほか、超

過労働、メンタルヘルスおよび長期連続休暇取得の状況、その評価結果を四半期ごとのオペレーショナルリスク専門部会へ報告しています。労働組合とも、毎月の労使協議会とは別に四半期ごとに労働時間専門委員会を開催し、休暇取得や労働時間縮減に向けた協議を行っています。

健康増進の取り組み

生活習慣病対策として、特定健診の受診促進を通年で行うとともに、健康保険組合と共同で、夏と秋にダイエットや生活習慣改善を促すキャンペーンを実施中です。特定健診受診率やキャンペーン参加者数などを毎年度検証し、結果を踏まえた改善等を行いながら、取り組んでいます。2020年度は運動習慣の普及啓発を行います。

また禁煙推進にも取り組んでいます。研修を受けた専門スタッフがアウトバウンドで禁煙を勧奨し、ステージ別のフォローを2カ月間行う、国立がん研究センターの監修による積極的禁煙支援「チムニープログラム」を提供しています。現在、96名の方が参加中です。

【参考】特定健診受診率

	2016	2017	2018
男性	93.0%	93.7%	94.3%
女性	94.2%	94.3%	95.5%

【参考】喫煙習慣がある社員割合

	2016	2017	2018
男性	37.4%	36.8%	35.5%
女性	18.6%	17.9%	16.8%

今後に向けて

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、自粛や在宅勤務など生活、働き方が制約を受け、健康へのさまざまな影響が懸念される状況にあります。

職場の上司がラインケアを行うにあたり産業医や保健師がサポートする体制を整えており、適宜、情報提供や相談対応を行っています。

また、プライバシーも確保される外部の相談先としてEAP(従業員支援プログラム)も提供しており、全ての社員の多様な健康ニーズに応えつつ、職場の内外から支援を行っていきます。



ジブラルタ生命の社会貢献活動への“想い”

当社は、「Magic of the Dream」という名称のもと、未来を担う子どもたちの夢や希望を応援する活動に積極的に取り組んでいます。その根底には、子どもたちの『夢を叶える力』を育む、感動や驚きの体験をプレゼントし、『希望にあふれる未来』への架け橋になりたい、との想いが込められています。各活動には、全国各地の社員がボランティアスタッフとして積極的に関わりながら、子どもたちにエールをおくっています。



子どもたちを応援するプログラム

■ ドリーム・スクール・キャラバン

全国の小学生を対象に、47都道府県をキャラバンしていくプログラムです。スポーツや文化活動など、さまざまな教室を実施し、たくさん子どもたちに“ドキドキ”“ワクワク”する夢のような時間をプレゼントします。2019年度は「走力up! 教室」「バスケットボール教室」「体操教室」の3種目を23都府県で実施し、現役プロ選手、元日本代表選手、アスリートやコーチなど、その道のプロたちが講師を務め、素晴らしい技術の披露や、実践的な指導を通じて、“未来を担う子どもたち”を応援しました。



■ ドリームナイト・アット・ザ・ズー

障がいのある子どもたちとご家族を動物園や水族館に招待し、気兼ねなく楽しいひとときを過ごしてもらう国際的なイベント、ドリームナイト・アット・ザ・ズー。当社は、このイベントを実施している動物園・水族館を2012年からサポートしています。イベント開催日には、社員ボランティアが着ぐるみパフォーマンスや園内の案内・誘導等でイベント運営を手伝うほか、フェイスシールサービス、スタンプラリーなどのオリジナル企画を準備して来園者をお迎えします。

2019年度は、全国13カ所（北海道、宮城県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、鹿児島県）の動物園・水族館の取り組みに協賛しました。



■ ジュニア・アチーブメント日本

経済教育を通じて子どもたちの社会的自立力を育む活動を行っている公益社団法人ジュニア・アチーブメント日本。当社は会員企業として、実際の街並みを再現して作られた「スチューデント・シティ（品川）」（小学生対象）、「ファイナンス・パーク（仙台・いわき・品川・京都）」（中学生対象）に模擬店舗ブースを設営。子どもたちの社会的自立を育む、社会と自分との関わり、お金の役割、家計の管理などを理解・認識する体験を提供し、子どもたちの“生きる力”を育むサポートをしています。



■ PRUDENTIAL SPIRIT OF COMMUNITY ボランティア・スピリット・アワード

PRUDENTIAL SPIRIT OF COMMUNITY ボランティア・スピリット・アワード（通称：SOC）は、ボランティアに取り組む中学生・高校生を応援するプログラムで、1995年にアメリカでスタートしました。日本では1997年から開催され、今では、世界各国で開催される国際的なプログラムとなっています。毎年、受賞者の中から2名を「米国ボランティア親善大使」として、ワシントンD.C.で行われる全米表彰式に派遣しています。

SOCでは、青少年たちのボランティアへの取り組みを称え、「ありがとう」という言葉とともに感謝の気持ちをおくります。また、参加者同士が出会い、お互いの活動を知り、交流を深めるためのさまざまなプログラムを用意しています。



■おこづかい教育出前教室

「おこづかい教育出前教室」は、無駄を避け、計画的な貯蓄を行い、目標実現する「お金の使い方」を身につけるための“秘訣”を保護者向けに教える無料セミナーです。

「おこづかい」を通じて「お金の力・便利さ」を学び、「お金のもつ怖さ」もしっかり理解します。このプログラムを通じて、子どもたちの“生きる力”を育むサポートをします。



■メイク・ア・ウィッシュ オブ ジャパン

3歳から18歳未満の難病と闘う子どもたちの夢をかなえ、生きる力や病気と闘う勇気をもってもらいたいと願って設立された公益財団法人メイク・ア・ウィッシュ オブ ジャパンに当社はイベントの協賛や社員のボランティア参加などのサポートをしています。



■ベルマーク運動に参画

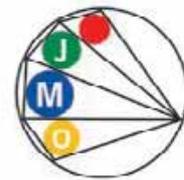
学校教育にかかわる設備、教材の整備・拡充を目的とする、公益財団法人ベルマーク教育助成財団の「ベルマーク運動」に、生命保険業界第1号の協賛企業として参画しています。

個人のお客さま向け生命保険全商品の新規ご加入1契約について、一律100点のベルマークポイントを付加しています。



■数学オリンピック

公益財団法人 数学オリンピック財団への協賛を通じて、数学的才能に恵まれた子どもたちをコンテストで励まし、才能を伸ばす手助けや交流の場の創出に協力しています。



数学オリンピック財団

全国のへき地・複式・小規模校への貢献

ジブラルタ生命は、全国へき地教育研究連盟を通じて、連盟に加盟する全国のへき地・複式・小規模校から希望を募り、応募のあった学校にリユース処理を施したノートパソコンを寄贈しています。この取り組みは、2015年から継続して実施しており、2019年迄の累計寄贈数は1,387校/1,625台となります。

ジブラルタ生命と60年以上にわたる提携関係にある公益財団法人日本教育公務員弘済会は、2016年より新たにへき地学校教育支援事業を行っています。その一環として実施している一輪車講習会は、公益財団法人ベルマーク教育助成財団、公益社団法人日本一輪車協会、全国へき地教育研究連盟、ジブラルタ生命との協力により、4年間累計で41校において開催されました。



リユースPC贈呈式の様子

地域に貢献するプログラム

全国各拠点の社員が主体となって社会や地域への貢献につながる意義深いイベント、文化・芸術活動に協賛し、その活動をサポートしています。

「お世話になっている地域に貢献する」という想いのもと、社員が地域の方々と一緒に汗を流し、社会・地域に貢献することの意義や素晴らしさを体感することを推進しています。

2019年は25支社が地域のイベント等をサポートし、社員と家族がボランティアに参加しました。



冬休みファミリーコンサート&体験会 (札幌東支社)



第33回綾・照葉樹林マラソン (宮崎支社)

社員のボランティア活動を推進するプログラム

■インターナショナル・ボランティア・デー

インターナショナル・ボランティア・デーはプルデンシャル・ファイナンシャルが、「日頃お世話になっている地域コミュニティに感謝し、貢献するためにボランティアに参加しよう」という趣旨で1995年にスタートしたプログラムです。ジブラルタ生命では、プルデンシャル・ファイナンシャルの一員として営業を開始した2001年から、インターナショナル・ボランティア・デーに取り組んでおり、2019年には約11,700名の社員とご家族が、多様なボランティア活動に取り組みました。



ライフプラン・コンサルタントについて

ライフプラン・コンサルタントは、お客さまに最高の満足を提供します。

生命保険を掛け橋としたお客さまとのお付き合いの中で、ジブラルタ生命が大切に考えているもの、それは「安心」と「信頼」です。そして、お客さまに安心をお届けし、信頼される会社となるための身近なパートナー、それが「ライフプラン・コンサルタント」です。

ライフプラン・コンサルタントは、生命保険のプロフェッショナルとしてお客さまに最適なプランをご提案するだけでなく、お客さまのライフステージに合わせた適切なアドバイスや、サポートにより、常にお客さまの心強い味方であり続けます。

MDRTについて

最高峰のセールスパークンが集う国際的組織MDRT。ジブラルタ生命では543名*がMDRT会員として認定されています。

信頼と安心の証、MDRT

1927年に発足したMillion Dollar Round Table(MDRT)は、卓越した生命保険・金融プロフェッショナルの組織です。世界中の生命保険と金融サービス専門家72,000名以上が所属する独立したグローバルな組織として、500社、70カ国で会員が活躍しています。

世界中の生命保険・金融サービス専門職の毎年トップクラスのメンバーで構成され、そのメンバーは相互研鑽と社会貢献を活動の柱とし、ホール・パーソン(バランスのとれた人格を志向すること)を目指し、努力しています。またMDRT会員は卓越した商品知識をもち、厳しい倫理基準を満たし、優れた顧客サービスを提供しています。また、生命保険と金融サービス業界の最高水準として世界中で認知されています。



**お客さまの「ご家族への想い」を生涯にわたりサポートする。
これがライフプラン・コンサルタントの使命です**

生命保険は一生にわたる重大な選択のひとつです。

ジブラルタ生命のライフプラン・コンサルタントは、その豊富な知識で最良の選択をアドバイスできる生命保険のプロフェッショナル。お客さまの立場に立って、人生のいくつもの節目でご相談にお応えします。その使命は、一人でも多くのお客さまに本当の安心を手にしていただくこと。そして、生命保険に託された想いを確実にご家族へ伝えることです。

今回、国際的に権威ある専門家組織MDRTの会員として543名*が認定されました。私たちはこれからもより良いサービスを提供するために全力を尽くすことをお約束いたします。

*2020年4月1日現在

ライフプラン・コンサルタントの教育、研修の概略

ジブラルタ生命のライフプラン・コンサルタントの仕事は、単に保険という商品を販売することではなく、お客さまの生涯にとって最適なプランをともに考え、経済的なリスクを解消し「安心」をお届けすることです。

お客さまの人生に寄り添い、プロフェッショナルとしての確かなアドバイスをし、経済的な保障と心の平和を得るお手伝いをする。これは決して易しい仕事ではありません。

このように、生命保険の専門家としての知識を活かして、万一の場合の保障や必要資金づくりのアドバイスをする「生命保険のスペシャリスト」「お客さまを一生フォローするスペシャリスト」であるライフプラン・コンサルタントを、前職や営業経験に関係なく、きめ細かく、プロフェッショナルとして育成するのが、ジブラルタ生命のトレーニングプログラムです。

■ライフプラン・コンサルタントのトレーニングプログラム



※上記の他に、本社や営業本部等で各種研修を実施しています。



代理店チャンネルについて

代理店プロデューサー(募集人)を通じてお客さま本位の生命保険をお届けします

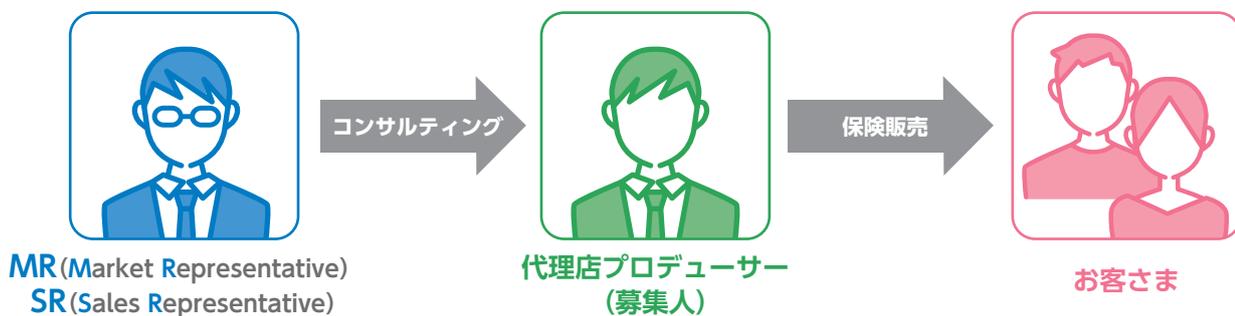
一般代理店について

保険専業代理店、会計事務所代理店、企業代理店などの専門家により、お客さまのさまざまなニーズにお応えするコンサルティング型の保険販売を行っております。

代理店プロデューサーは、当社を含めた複数の保険会社の商品に精通しており、お客さまのご意向を把握したうえで、さまざまなニーズに合致した保険商品のご提案と、ご加入の判断に必要な情報などを提供しております。

MR・SRについて

当社代理店チャンネルでは、実際にお客さまと対面して保険を販売する代理店プロデューサーを商品・金融周辺知識、コンプライアンスなどさまざまな側面からサポートする代理店担当社員を「MR」「SR」と呼称しております。外貨や介護保険制度などの周辺知識にも精通した全国のMR・SRが、ビジネスパートナーである代理店の発展と、その先のお客さまへ「真に役立つ生命保険」をお届けできるよう、日々努力と研鑽を重ねております。



MR・SRが代理店プロデューサーと全国の各地域ごとにパートナーシップを築きます

お客さま満足度の高いプロフェッショナルな集団を目指して

商品や事務手続きに関する確かな知識習得、他の代理店の取り組みの共有、体験型・参加型の研修など、さまざまな学びの場を代理店プロデューサーに提供しております。

当社と代理店プロデューサーとの強固なパートナーシップを背景に、お客さま満足度の高いプロフェッショナルな集団を共に目指しております。



<磐石Academy>

お客さまのニーズを的確に把握し、最良の提案に繋げるための、体験型研修を実施しています。



<全国代理店会議>

保障の必要性や最新の業界動向、他代理店の取り組みなどが学べる交流の場を、定期的で開催しております。



<営業部拠点研修>

当社オフィスやWeb会議などを活用し、商品や事務手続きなどの基本的な研修を日常的に開催しております。

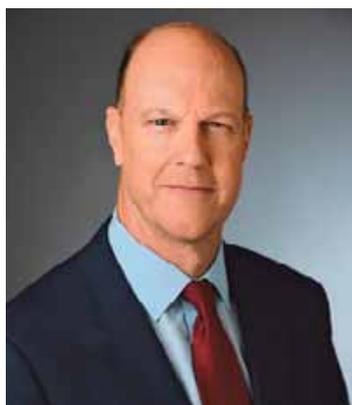
プルデンシャル・ファイナンシャルについて

プルデンシャル・ファイナンシャルの概要

プルデンシャル・ファイナンシャル・インク (Prudential Financial, Inc.) は、世界最大級の金融サービス機関です。140年以上の歴史を誇り、主要事業の「米国内個人ソリューション事業部」、「米国内企業ソリューション事業部」、「PGIM事業部 (旧資産運用事業部)」、「国際保険事業部」、「アシュアランスIQ事業部」等を通じて、米国、アジア、ヨーロッパ、ラテンアメリカを拠点とし、世界40カ国以上の法人および個人のお客さまにサービスを提供しています。



プルデンシャル・ファイナンシャルの名称および特徴的なロゴの「ロック」は、米国で最も親しまれている企業名とロゴマークのひとつです。



プルデンシャル・ファイナンシャル
会長兼最高経営責任者
チャールズ F. ラウリー



プルデンシャル・ファイナンシャル本社ビル
(アメリカ合衆国ニュージャージー州
ニューアーク市)

- 設立：1875年10月13日
- 本社所在地：アメリカ合衆国ニュージャージー州ニューアーク市
- 会長兼最高経営責任者：チャールズ F. ラウリー
- 事業内容：生命保険、年金、退職関連業務、投資信託、資産運用
- 総預かり運用資産：1兆4,810億USドル (2020年3月31日時点)
- 株式公開：ニューヨーク証券取引所上場 (略称: PRU)
- 従業員数：51,511名 (2019年12月31日時点)
- 生命保険の保有契約高：約4兆USドル (2019年12月31日時点)

プルデンシャル・ファイナンシャルは、米国『FORTUNE』誌の「2020年世界で最も称賛される企業」ランキングの生命・医療保険部門で (5年連続) 第1位に選ばれました。

このランキングは経営の質、製品/サービスの品質、革新性、長期的な投資価値、財務の健全性、人材管理、企業責任、企業資産の活用、および国際競争力の9つの基準により評価されます。

出典：『FORTUNE誌 (2020年2月)』©2020 Fortune Media IP Limited.

「FORTUNE」および「世界で最も称賛される企業」はFortune Media IP Limitedの登録商標でありライセンス契約に基づいて使用されています。

FORTUNEとFortune Media IP Limitedはプルデンシャル・ファイナンシャルと資本関係にはなく、また、同社の製品やサービスを推奨するものでもありません。

日本で生命保険業を展開する プルデンシャル・グループ

プルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン
(保険持株会社)

プルデンシャル生命

ジブラルタ生命

PGF生命
(プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命)

— 業績・データ編 —

I 会社の概況及び組織	38
II 保険会社の主要な業務の内容	45
III 直近事業年度における事業の概況	47
IV 直近5事業年度における 主要な業務の状況を示す指標	54
V 財産の状況	55
VI 業務の状況を示す指標等	72
VII 特別勘定に関する指標等	95
VIII 保険会社及びその子会社等の状況	97

I 会社の概況及び組織

1 沿革

当社は1947年に設立された協栄生命保険株式会社を前身とし、同社の会社更生手続きを経て、米国プルデンシャル社（現プルデンシャル・ファイナンシャル）の支援のもと、2001年4月にジブラルタ生命保険株式会社としてスタートいたしました。

世界最大級の金融サービス機関であるプルデンシャル・ファイナンシャルは、1875年の創業以来、保険、投資分野で140年以上の経験を活かし、世界40カ国以上の個人及び法人のお客さまに

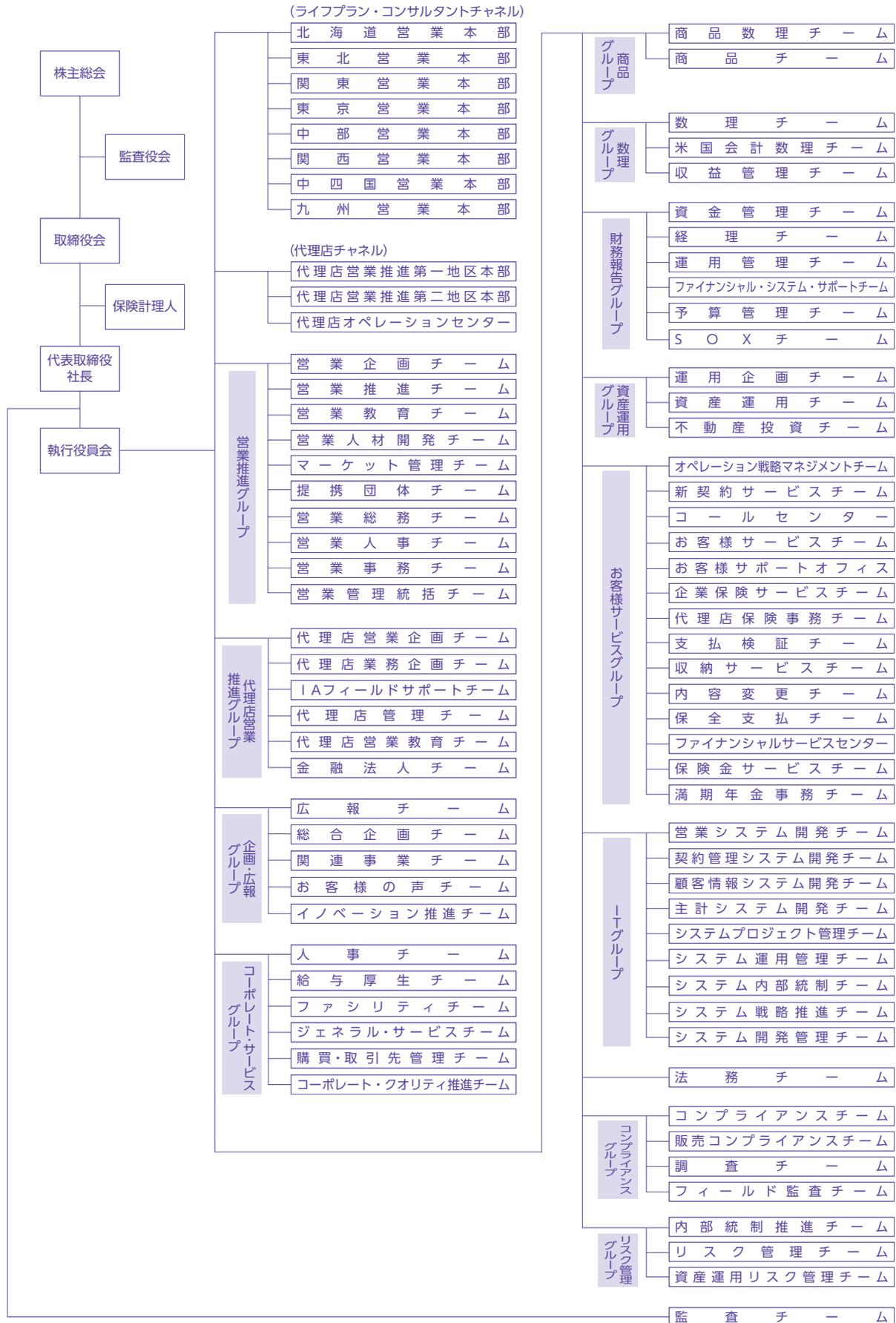
サービスを提供しています。当社はそのグループ会社共通のシンボルマーク「ジブラルタ・ロック」に由来して「ジブラルタ生命」と命名されました。

プルデンシャル・ファイナンシャルの一員として、グループに属していることのメリットを最大限に活かした経営基盤の強化と経営の効率化を推進し、お客さまに経済的な保障と心の平和をご提供してまいります。

	4月	ジブラルタ生命保険株式会社として営業開始(3日)
2001年	8月	死亡保険金即日支払サービス開始 *葬儀などの急な費用に対応するため、簡易な手続きで最高300万円まで最短で当日にお支払いするサービス
	12月	親会社 プルデンシャル・ファイナンシャルがニューヨーク証券取引所に上場
	2004年 9月	業界初、ベルマーク付き生命保険商品の販売開始
2005年	4月	インターネット・サービスの開始 *ご契約内容照会や各種手続きが24時間受付可能に
	7月	旧協栄生命の更生計画に基づき762億円の第1回特別配当を実施
	8月	骨髄ドナー給付(ドナー・ニーズ・ベネフィット)サービスを導入
	9月	提携金融機関にて「米国ドル建個人年金保険」の窓口販売開始
2007年	1月	支払審査会を設置 *弁護士や医師など社外の専門家や有識者で構成された、保険金等の支払査定に関する中立かつ公平な諮問機関
	12月	提携金融機関にて死亡保障商品の窓口販売開始
2009年	5月	更生会社大和生命(現社名 プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社)を完全子会社化
	7月	旧協栄生命の更生計画に基づき436億円の第2回特別配当を実施
2010年	8月	子会社であるプルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社が、提携金融機関を通じた新契約の販売を開始 *当社の金融機関代理店による新契約販売業務(銀行窓販)を同社に順次移管
2011年	2月	AIGエジソン生命保険株式会社及びエイアイジー・スター生命保険株式会社の株式を取得して子会社化
2012年	1月	AIGエジソン生命保険株式会社及びエイアイジー・スター生命保険株式会社と合併
	1月	先進医療給付金ダイレクト支払サービス開始 *先進医療給付金(100万円以上の場合)を当社から病院に直接お支払いするサービス
2014年	10月	死亡保険金即日支払サービスの拡充 *最短で当日に支払可能となる申込受付時間を延長するとともに、当日お支払いする上限額を300万円から500万円へ引き上げ
	12月	ご契約者向けインターネット・サービスのスマートフォン対応開始
2015年	4月	完全キャッシュレス化の実現 *新契約時において現金による初回保険料の授受を廃止し、完全キャッシュレスに移行
2016年	12月	ご家族登録制度の取扱い開始 *あらかじめご家族を登録することで、ご家族がご契約者に代わって契約内容照会等を行えるサービス
2017年	6月	「お客さま本位の業務運営に関する方針」を策定、公表
2018年	5月	先進医療給付金ダイレクト支払サービスをリニューアル *特定医療機関における重粒子線・陽子線治療実施前の先進医療給付金請求が可能に。また、従来の同サービスで定めていた金額制限(100万円未満取扱い不可)を撤廃。
	8月	耳や言葉の不自由なお客さま向けの遠隔手話通訳サービスをコールセンターに導入 *お客さまがスマートフォン等のテレビ電話を利用して外部委託先の手話通訳者と手話や筆談で会話し、同時に手話通訳者が当社のコールセンターのオペレーターに電話でお客さまの用件を通訳するサービス
2019年	11月	消費者庁所管の「内部通報制度認証」(自己適合宣言登録制度)に登録 *内部通報制度を整備・運用している事業者を評価するために、消費者庁が導入した制度。事業者自らが内部通報制度を評価し、認証基準に適合している場合、指定登録機関に申請し審査された結果が登録され、所定のWCMSマークの使用を許諾される。
2020年	4月	死亡保険金即日支払サービスの拡充 *口座送金扱いによる上限額を、従来の500万円から1,500万円に引き上げ

2 経営の組織

組織図 (2020年8月1日付)



I 会社の概況及び組織

3 店舗網一覧 (2020年7月1日現在)

本 社

〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10 プルデンシャルタワー 03-5501-6001 (大代表)

営業本部

営業本部署名	郵便番号	店舗所在地		電話番号
北海道営業本部	060-0061	北海道札幌市中央区南一条西8-1-1	クリスタルタワー9F	011-251-2522
東北営業本部	983-0852	宮城県仙台市宮城野区榴岡4-2-3	仙台MTビル12F	022-742-3621
関東営業本部	330-0854	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-16	シーノ大宮ノースウィング12F	048-658-1275
東京営業本部	163-1314	東京都新宿区西新宿6-5-1	新宿アイランドタワー14F	03-5326-2711
中部営業本部	460-0003	愛知県名古屋市中区錦2-4-15	ORE錦二丁目ビル13F	052-218-6912
関西営業本部	530-0017	大阪府大阪市北区角田町8-1	梅田阪急ビルオフィスタワー22F	06-4709-5026
中四国営業本部	732-0053	広島県広島市東区若草町12-1	アクティブインターシティ広島11F	082-568-6271
九州営業本部	810-0072	福岡県福岡市中央区長浜1-1-35	新KBCビル10F	092-717-8019

支 社

支社名	郵便番号	店舗所在地		電話番号
札幌西支社	060-0061	北海道札幌市中央区南一条西8-1-1	クリスタルタワー10F	011-271-3257
札幌東支社	060-0001	北海道札幌市中央区北一条西4-2-2	札幌ノースプラザ10F	011-231-1232
札幌北支社	060-0807	北海道札幌市北区北七条西4-3-1	新北海道ビルデング6F	011-738-3870
旭川支社	070-0034	北海道旭川市四条通8-1703-12	日本生命旭川四条通ビル7F	0166-24-2672
道東支社	085-0015	北海道釧路市北大通6-2	北洋日生ビル7F	0154-21-6291
函館支社	040-0011	北海道函館市本町6-10	五稜郭ビル5F	0138-51-3331
青森支社	030-0802	青森県青森市本町1-3-9	ニッセイ青森本町ビル9F	017-721-1810
盛岡支社	020-0045	岩手県盛岡市盛岡駅西通2-9-1	マリオス16F	019-622-7021
仙台西支社	983-0852	宮城県仙台市宮城野区榴岡4-2-3	仙台MTビル11F	022-742-2150
仙台東支社	983-0852	宮城県仙台市宮城野区榴岡4-2-3	仙台MTビル12F	022-742-3620
秋田支社	010-0951	秋田県秋田市山王6-10-9	猿田興業ビル7F	018-883-1811
山形支社	990-0031	山形県山形市十日町1-3-29	山形十日町ビル7F	023-627-6311
福島支社	963-8001	福島県郡山市大町1-14-1	ジブラルタ生命郡山ビル2F	024-991-6341
つくば支社	300-0847	茨城県土浦市卸町1-1-1	関鉄つくばビル3F	029-834-3161
水戸支社	310-0803	茨城県水戸市城南1-7-5	第6プリンスビル2F	029-302-3621
宇都宮支社	320-0811	栃木県宇都宮市大通り2-3-1	井門宇都宮ビル6F	028-614-3601
群馬支社	371-0023	群馬県前橋市本町2-13-11	前橋センタービル12F	027-260-1230
さいたま支社	330-0854	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-16	シーノ大宮ノースウィング12F	048-658-1273
川越支社	350-1123	埼玉県川越市脇田本町11-13	渡辺オフィスビル4F	049-291-5116
熊谷支社	360-0037	埼玉県熊谷市筑波2-102-1	SJビルディング6F	048-501-0560
船橋支社	273-0012	千葉県船橋市浜町2-1-1	ららぽーと三井ビルディング4F	047-495-8260
千葉支社	260-0025	千葉県千葉市中央区問屋町1-35	千葉ポートサイドタワー16F	043-302-2131
新潟支社	950-0078	新潟県新潟市中央区万代島5-1	万代島ビル20F	025-255-6011
甲府支社	400-0031	山梨県甲府市丸の内3-20-3	ジブラルタ生命甲府ビル3F	055-222-4837
長野支社	380-0824	長野県長野市南石堂町1277-2	長栄第2ビル4F	026-269-6572
松本支社	390-0815	長野県松本市深志2-5-2	県信松本深志ビル7F	0263-38-0034
東京第1支社	170-0013	東京都豊島区東池袋4-24-3	ジブラルタ生命池袋ビル5F	03-3980-5375
東京第2支社	130-0022	東京都墨田区江東橋2-19-7	富士ソフトビル7F	03-5669-2191
東京第3支社	190-0014	東京都立川市緑町7-1	アーバス立川高松駅前ビル7F	042-524-2047
東京第4支社	101-0003	東京都千代田区一ツ橋2-4-3	光文恒産ビル6F	03-3512-6651
東京第5支社	101-0062	東京都千代田区神田駿河台2-5-12	NMF駿河台ビル3F	03-5280-7080
首都圏第1支社	170-0013	東京都豊島区東池袋3-4-3	NBF池袋イースト11F	03-5949-1851
東京東支社	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル6F	03-5282-8170
東京西支社	194-0022	東京都町田市森野1-23-19	小田急町田森野ビル2F	042-726-3574

支社名	郵便番号	店舗所在地		電話番号
東京南支社	141-0032	東京都品川区大崎1-11-1	ゲートシティ大崎ウエストタワー21F	03-5436-6501
新宿支社	163-1314	東京都新宿区西新宿6-5-1	新宿アイランドタワー14F	03-5326-2420
品川支社	141-0032	東京都品川区大崎1-11-1	ゲートシティ大崎ウエストタワー21F	03-5436-7581
横浜支社	220-8141	神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1	横浜ランドマークタワー41F	045-277-0191
横浜南支社	220-0012	神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-5	クイーンズタワーC棟20F	045-222-3851
厚木支社	243-0003	神奈川県厚木市寿町3-1-1	ルリエ本厚木ビル2F	046-294-0356
湘南支社	254-0034	神奈川県平塚市宝町3-1	平塚MNビル8F	0463-21-0691
富山支社	930-0083	富山県富山市総曲輪1-7-15	日本生命富山総曲輪ビル5F	076-433-5170
金沢支社	920-8203	石川県金沢市鞍月5-181	AUBEビル7F	076-238-7122
福井支社	910-0005	福井県福井市大手3-14-9	商工中金・E.S福井ビル3F	0776-24-2510
岐阜支社	500-8844	岐阜県岐阜市吉野町6-31	岐阜スカイウイング37東棟4F	058-267-6006
静岡支社	420-0031	静岡県静岡市葵区呉服町1-1-2	静岡呉服町スクエア6F	054-205-3911
浜松支社	430-7712	静岡県浜松市中区板屋町111-2	浜松アクトタワー12F	053-459-2311
名古屋支社	460-0003	愛知県名古屋市中区錦2-4-15	ORE錦二丁目ビル13F	052-218-6926
名古屋中央支社	460-0008	愛知県名古屋市中区栄1-12-17	富士フィルム名古屋ビル14F	052-218-6301
岡崎支社	444-0037	愛知県岡崎市祐金町125	ジブラルタ生命岡崎ビル7F	0564-21-4878
三重支社	514-0009	三重県津市羽所町388	津三交ビルディング5F	059-213-1700
滋賀支社	520-0047	滋賀県大津市浜大津1-2-22	大津商中日生ビル7F	077-510-5031
京都支社	604-8153	京都府京都市中京区茅町689	京都御幸ビル5F	075-254-8705
大阪支社	530-0017	大阪府大阪市北区角田町8-1	梅田阪急ビルオフィスタワー22F	06-4709-5040
北大阪支社	560-0083	大阪府豊中市新千里西町1-2-2	住友商事千里ビル南館2F	06-6832-9054
堺支社	590-0985	大阪府堺市堺区戎島町4丁45-1	ポルトスセンタービル9F	072-222-6563
なんば支社	556-0011	大阪府大阪市浪速区難波中2-10-70	パークスタワー30F	06-6636-8390
中之島支社	530-0005	大阪府大阪市北区中之島3-3-3	中之島三井ビルディング10F	06-6479-0320
神戸支社	651-0088	兵庫県神戸市中央区小野柄通4-1-22	アーバンエース三宮ビル8F	078-291-5091
姫路支社	670-0913	兵庫県姫路市西駅前町73	姫路ターミナルスクエア9F	079-287-0704
奈良支社	630-8115	奈良県奈良市大宮町4-281-1	新大宮センタービル6F	0742-32-1161
和歌山支社	640-8154	和歌山県和歌山市六番丁24	ニッセイ和歌山ビル2F	073-421-8250
鳥取支社	680-0846	鳥取県鳥取市扇町9-2	とりぎんプラザビル5F	0857-36-7020
松江支社	690-0007	島根県松江市御手船場町字伊勢宮553-6	松江駅前エストビル7F	0852-59-5571
岡山支社	700-0907	岡山県岡山市北区下石井2-2-5	ニッセイ岡山スクエア4F	086-234-7501
広島支社	732-0053	広島県広島市東区若草町12-1	アクティブインターシティ広島13F	082-568-6270
福山支社	720-0811	広島県福山市紅葉町1-19	福山東京海上日動ビルディング2F	084-973-8760
山口支社	754-0021	山口県山口市小郡黄金町2-21	スクエア新山口1F	083-972-0293
徳島支社	770-0831	徳島県徳島市寺島本町西1-7-1	徳島駅前171ビル8F	088-611-2031
高松支社	760-0025	香川県高松市古新町8-1	高松スクエアビル4F	087-811-7411
松山支社	790-0003	愛媛県松山市三番町7-1-21	ジブラルタ生命松山ビル11F	089-913-8780
高知支社	780-0053	高知県高知市駅前町3-20	ジブラルタ生命高知ビル2F	088-820-7761
福岡西支社	810-0072	福岡県福岡市中央区長浜1-1-35	新KBCビル6F	092-717-8018
福岡東支社	810-0072	福岡県福岡市中央区長浜1-1-35	新KBCビル7F	092-720-2021
久留米支社	830-0032	福岡県久留米市東町36-8	ステーションプラザ久留米ビル4F	0942-38-5682
北九州支社	802-0005	福岡県北九州市小倉北区堺町1-6-15	日専連ビル5F	093-512-7500
佐賀支社	840-0801	佐賀県佐賀市駅前中央1-10-37	佐賀駅前センタービル4F	0952-26-5410
長崎支社	850-0057	長崎県長崎市大黒町9-22	大久保大黒町ビル2F	095-826-5203
熊本支社	860-0844	熊本県熊本市中央区水道町7-16	富士水道町ビル5F	096-312-7011
大分支社	870-0047	大分県大分市中島西1-5-2	ジブラルタ生命大分ビル4F	097-534-9457
宮崎支社	880-0812	宮崎県宮崎市高千穂通1-6-38	ニッセイ宮崎ビル5F	0985-61-1516
鹿児島支社	890-0062	鹿児島県鹿児島市与次郎2-4-35	KSC鴨池ビル6F	099-812-6920
沖縄支社	900-0006	沖縄県那覇市おもろまち1-1-2	那覇新都心センタービル5F	098-860-1271

4 資本金の推移

年月日	増資額	増資後資本金	摘要
2001年4月20日	—	50,000百万円	2001年4月2日に東京地方裁判所より認可決定された更生計画に基づき、同月20日付で、発行済株式全てを無償で消却する方法により資本金を全額減少するとともに、新株発行により第三者割当増資を行いました。
2009年3月3日	4,500百万円	54,500百万円	増資
2011年2月1日	21,000百万円	75,500百万円	増資

5 株式の総数

発行する株式の総数	3,200,000株
発行済株式の総数	2,101,024株
当期末株主数	2名

6 株式の状況

1. 発行済株式の種類等

発行済株式	種類	発行数	内容
	普通株式	2,100,977株	—
優先株式	47株	—	

2. 大株主

(上段 普通株式、下段 優先株式)

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	持株比率	持株数	持株比率
プルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン株式会社	2,100,977株 —	99.998% —	— —	— —
プルデンシャル・インターナショナル・インシュアランス・ホールディング・リミテッド	— 47株	— 0.002%	— —	— —

(注) 当期末株主数は2名です。

7 主要株主の状況

名称	主たる営業所又は事務所の所在地	資本金又は出資金	事業の内容	設立年月日	株式等の総数等に占める所有株式等の割合
プルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン株式会社	東京都千代田区	115,185百万円 ^{*1}	保険持株会社(生命保険会社、その他の保険業法の規定により子会社とした会社の経営管理及びその業務に附帯する業務)	2001年 3月23日	99.998%
プルデンシャル・インターナショナル・インシュアランス・ホールディング・リミテッド	アメリカ合衆国 デラウェア州 ウィルミントン市	586,832百万円 ^{*2}	持株会社(生命保険子会社等の株式の保有)	1998年12月21日	0.002%
プルデンシャル・ファイナンシャル・インク	アメリカ合衆国 ニュージャージー州 ニューアーク市	2,797,943百万円 ^{*2}	持株会社(生命保険、年金、退職関連業務、投資信託、資産運用等の商品・サービスを提供する子会社等の株式の保有)	1875年10月13日	100% (間接保有)

*1 2020年3月末現在(含む、資本準備金)。

*2 2019年12月末現在(含む、資本準備金)。換算レート:1ドル=109.56円。

(注) 直接保有の株主及び最終的な株主となる主要株主を記載しています。

8 取締役及び監査役、執行役員

取締役及び監査役

男性13名 女性2名(取締役及び監査役のうち女性の比率13%)

(2020年8月1日現在)

役名	氏名	担当又は主な職業
取締役会長	倉重 光雄	プルデンシャル・ファイナンシャル・インク インターナショナル・インシュアランス シニア・バイス・プレジデント兼ジャパン・インシュアランス・オペレーションズ CEO プルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン株式会社 代表取締役会長兼最高経営責任者 (CEO) プルデンシャル生命保険株式会社 取締役会長 (非常勤)
代表取締役社長	添田 毅司	最高経営責任者 (CEO) プルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン株式会社 取締役
代表取締役副社長	阿野 安雄	執行役員副社長 営業社員 (ライフプラン・コンサルタント) チャンネル担当営業最高責任者 (CMO)
取締役	吉田 悟	執行役員常務 チーフ・インベストメント・オフィサー
取締役	蕪木 広義	執行役員 チーフ・アクチュアリー
取締役 (非常勤)	秋山 泰宏	
取締役 (非常勤)	ブルーノ・ケルン	プルデンシャル生命保険株式会社 取締役 (非常勤) プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社 取締役 (非常勤)
取締役 (非常勤)	ローラ・エフ・ヒーガー	プルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン株式会社 取締役 (非常勤)
取締役 (非常勤)	小林 信明	
取締役 (非常勤)	デーブ・ダウリッチ	プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社 取締役 (非常勤)
常勤監査役	河角 泰彦	株式会社PGI 監査役 (非常勤)
常勤監査役	垣塚 淳	
常勤監査役*	鷲頭 尚子	
監査役*	進藤 功	
監査役*	森住 恵二	

※は、社外監査役

執行役員 の 分担

(2020年8月1日現在)

役名	氏名	担当又は主な職業
執行役員社長	添田 毅司	最高経営責任者 (CEO) 営業社員 (ライフプラン・コンサルタント) チャンネル担当営業最高責任者 (CMO)
執行役員副社長	阿野 安雄	営業社員 (ライフプラン・コンサルタント) チャンネル営業組織の統括 営業企画チーム、営業推進チーム、営業教育チーム、営業人材開発チーム、 マーケット管理チーム、提携団体チーム 管掌 代理店営業推進グループ 管掌
執行役員常務	阿部 孝一	Inspire the Best for the Future (IBF) 担当
執行役員常務	大西 高広	チーフ・コンプライアンス・オフィサー コンプライアンスチーム、販売コンプライアンスチーム、調査チーム、フィールド監査チーム 担当
執行役員常務	大塚 弘和	営業事務チーム、営業管理統括チーム 担当 営業総務チーム、営業人事チーム 管掌
執行役員常務	富澤 良光	チーフ・カスタマー・サービス・オフィサー (CCSO) オペレーション戦略マネジメントチーム、コールセンター、支払検証チーム 担当 お客様サービスグループ 管掌
執行役員常務	吉田 悟	チーフ・インベストメント・オフィサー 米ドル・ディヴィジョン・インベストメント・オフィサー 豪ドル・ディヴィジョン・インベストメント・オフィサー 運用企画チーム、資産運用チーム、不動産投資チーム 担当
執行役員	秋目 哲郎	東北営業本部長、東北営業本部 担当 関西営業本部、九州営業本部 管掌
執行役員	東 直司	代理店チャンネル営業組織の統括 代理店営業推進地区本部、代理店オペレーションセンター、代理店営業企画チーム 担当
執行役員	服部 寛	内容変更チーム、保全支払チーム、満期年金事務チーム、企業保険サービスチーム 担当
執行役員	岩本 睦央	東京営業本部長、東京営業本部 担当 北海道営業本部、中四国営業本部 管掌
執行役員	泉澤 裕子	新契約サービスチーム、お客様サービスチーム、お客様サポートオフィス 担当

I 会社の概況及び組織

執行役員	蕪木 広義	チーフ・アクチュアリー 米ドル・ディヴィジョン・アクチュアリー 豪ドル・ディヴィジョン・アクチュアリー 数理チーム、米国会計数理チーム、収益管理チーム、商品数理チーム、商品チーム 担当
執行役員	金子 昭太	広報チーム、総合企画チーム、関連事業チーム、お客様の声チーム、イノベーション推進チーム 担当
執行役員	加藤 慶	代理店業務企画チーム、IAフィールドサポートチーム、代理店管理チーム、代理店営業教育チーム、金融法人チーム 担当
執行役員	貴島 光	人事チーム、給与厚生チーム、ファシリティチーム、ジェネラル・サービスチーム 担当
執行役員	ジョナサン・エス・マラマド	法務チーム 管掌
執行役員	松本 哲	提携団体チーム 担当
執行役員	松尾 理恵	営業総務チーム、営業人事チーム 担当
執行役員	長野 敏	チーフ・ファイナンシャル・オフィサー (CFO) 米ドル・ディヴィジョン・ファイナンシャル・オフィサー 豪ドル・ディヴィジョン・ファイナンシャル・オフィサー SOXチーム、資金管理チーム、経理チーム、運用管理チーム、 ファイナンシャル・システム・サポートチーム、予算管理チーム 担当
執行役員	長嶋 研二	監査チーム 担当
執行役員	中嶋 誠一	営業企画チーム、営業推進チーム、営業教育チーム、営業人材開発チーム、マーケット管理チーム 担当
執行役員	中野 正剛	チーフ・インフォメーション・オフィサー 営業システム開発チーム、契約管理システム開発チーム、顧客情報システム開発チーム、 主計システム開発チーム、システムプロジェクト管理チーム、システム運用管理チーム、 システム内部統制チーム、システム戦略推進チーム、システム開発管理チーム 担当
執行役員	西口 浩二	オペレーション戦略マネジメントチーム、保険金サービスチーム、収納サービスチーム、 ファイナンシャルサービスセンター、代理店保険事務チーム 担当
執行役員	野口 義人	中部営業本部長、中部営業本部 担当 関東営業本部 管掌
執行役員	尾上 志保	チーフ・ビジネス・エシックス・オフィサー 購買・取引先管理チーム、コーポレート・クオリティ推進チーム、プロジェクト 担当
執行役員	坂本 英之	チーフ・リーガル・オフィサー 法務チーム 担当
執行役員	上原 則幸	チーフ・リスク・オフィサー (CRO) 米ドル・ディヴィジョン・リスク管理オフィサー 豪ドル・ディヴィジョン・リスク管理オフィサー チーフ・プライバシー・オフィサー 内部統制推進チーム、リスク管理チーム、資産運用リスク管理チーム 担当

9 会計監査人の氏名又は名称

PwCあらた有限責任監査法人

10 従業員の在籍・採用状況

区分	2018年度末 在籍数	2019年度末 在籍数	2018年度 採用数	2019年度 採用数	2019年度末	
					平均年齢	平均勤続年数
営業社員	8,884	8,075	1,279	874	48	11
（男子）	3,411	3,038	335	265	44	10
（女子）	5,473	5,037	944	609	50	12
内勤社員	3,847	4,062	265	367	46	16
（男子）	1,821	1,917	101	153	47	18
（女子）	2,026	2,145	164	214	45	15

(注) 従業員数にはジブラルタ生命からの出向者を含みます。また、ジブラルタ生命への出向者は含みません。

11 平均給与(内勤社員)

(単位:千円)

	2019年3月	2020年3月
内勤社員(含む契約社員)	401	410

(注) 平均給与月額、当該年月の給与月額であり、賞与は含みません。

II 保険会社の主要な業務の内容

1 主要な業務の内容

当社は、下記の業務を行っております。

1 生命保険業

生命保険事業は、多数の保険契約者から保険料を収受し、被保険者の生死に関し一定の金額を支払うことを約束し、保険契約者の経済生活の安定を図るとともに、事業としては大数の法則に基づいて収支の均衡を得ることを目的とします。従って、この事業は多分に公共的な性格を有するため、保険業法は内閣総理大臣の免許を受けなければこれを営むことができない旨を定め、また、事業の方法等について監督規定を設けております。

◆生命保険の引受

当社は、生命保険業免許に基づき保険の引受を行っております。

◆保険料として収受した金銭その他の資産運用

2 生命保険に付随する業務及び法定他業

- 他の保険会社(外国保険業者を含む)の保険業に係る業務の代理又は事務の代行等、生命保険業に付随する業務を行っています。
- 国債等の窓口販売業務については、現在行っておりません。

2 経営方針

We are the GIBRALTAR.

ジブラルタ生命の社員は、生命保険の持つ社会的役割を信じ、ひとりでも多くのお客さまに真の生命保険をお届けします。

そして顧客のために努力を惜しまず、常にベストのサービスを提供し続ける会社となります。

ジブラルタ生命の社員は、生命保険の正しい在り方を追求する信念、そして人間愛・家族愛の不朽の原理を伝える情熱があります。

我々は、コアバリュー、ビジョン、ミッションを指針に永遠に時代を創造し続けます。

Core Values (行動指針)

信頼に値すること (Worthy of Trust)
顧客に焦点をあわせること (Customer Focused)
お互いに尊敬しあうこと (Respect for Each Other)
勝つこと (Winning with Integrity)

Vision (将来像)

我々は、人間愛・家族愛という不朽の原理に基づく相互扶助制度である生命保険を社会に広く普及し続けることで、お客さまから最も信頼され、社会、コミュニティから最も称賛される生命保険会社になります。

Mission (使命)

我々は、一人ひとりのお客さまに生命保険の真価を正しく伝え、真に役立つ生命保険を提供し、保険金を支払うまで誠実に生命保険サービスを続けることでお客さまとそのご家族に経済的な保障と心の平和をお届けします。

3 営業活動方針

営業活動方針 (Marketing Principles) は、「金融商品の販売等に関する法律」(平成12年法律第101号)に定める「金融商品の販売等に係る勧誘方針」を含むとともに、当社の営業活動に関する基本姿勢をお知らせするものです。

Marketing Principles (営業活動方針)

Our Mission (使命)

お客様の一人ひとりにふさわしい保障と安心をお届けできるよう最善の努力をいたします。

適合性の原則	<ul style="list-style-type: none"> ●お客様の保険・金融商品に関する知識・経験、およびお客様の資産・収入・年齢・ご加入の目的等を踏まえ、十分なコンサルティングをいたします。また、当社取扱の保険商品およびそれらに関連する事項について十分にご説明し、お客様に最適な保険商品をお勧めいたします。
適切な保険販売	<ul style="list-style-type: none"> ●お客様のニーズやご意向を把握し、これに沿った最適な保険商品のご提案に努めるとともに、保険契約の締結に際しましては、お客様のご意向と保険契約の内容が合致していることを確認します。 ●保険販売に際しましては、「契約概要」、「注意喚起情報」、「ご契約のしおり・約款」およびその他当社所定の資料をお渡しし、その内容をご説明することにより、お客様にとって必要な情報の提供に努めます。 ●なお、その際には、会社が承認した文書・資料のみを使用いたします。 ●お客様には事実を正しくお伝えし、お客様にとって不利益となる事項につきましても必ずご説明いたします。 ●将来の結果が不確実な事項については、断定的な判断の提供はいたしません。 ●保険料の割引、割戻しその他特別な利益の提供による不正な勧誘はいたしません。 ●当社保険商品のご説明をする際には、お客様に誤解を招かないようにいたします。
〈方法〉	
〈高齢者への保険販売〉	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者に対する保険販売については、特に十分にご説明を行いお客様のご理解を確認するなど適切な対応に努めます。
〈未成年者への保険販売〉	<ul style="list-style-type: none"> ●未成年者を被保険者とする生命保険契約については、ご契約者・親権者等にご加入の目的・保険金額等を慎重に確認するなど適切な保険販売に努めます。
〈リスクの説明〉	<ul style="list-style-type: none"> ●変額保険および外貨建保険の保険販売を行う際には、市場リスクの内容およびそれにともしない生じるおそれのある結果について、十分にご理解いただけるようご説明いたします。
〈ご訪問の時間帯等〉	<ul style="list-style-type: none"> ●お客様へのご訪問や電話等によるご連絡につきましては、お客様のご都合に十分配慮いたします。お客様のご承諾がない場合には、早朝や深夜に保険販売等の行為はいたしません。
適正な保険契約の締結	<ul style="list-style-type: none"> ●お客様のご加入に際しましては、保険契約者および被保険者の本人確認をさせていただきます。また、契約の締結の際には、被保険者ご本人によるご加入の同意をいただきます。 ●保険契約のお引受にあたりましては、お客様に告知義務があることを十分ご理解いただき、必ず当社所定の書面により正確な告知をいただきます。
保険契約の締結後および保険事故発生時の活動	<ul style="list-style-type: none"> ●お客様のニーズの変化に応じた適切な保障とサービスを提供するために、適宜ご連絡をとらせていただき、お客様にご満足いただけるよう努めます。 ●お客様からのお申し出や、保険事故が発生した際には、的確かつ迅速に対応させていただきます。 ●保険金・給付金のお支払いの可否等につきましては、安易に断定的な判断の提供をいたしません。
お客様に関する情報の保護	<ul style="list-style-type: none"> ●お客様の個人情報に関しましては、適法かつ適正な方法により、生命保険会社の業務の遂行上必要な範囲内においてのみ収集いたします。また、業務上知り得たお客様の個人情報につきましては、安全管理のための必要な措置を講じ、法令にしたがって厳正に管理いたします。
社内体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●法令等の遵守(コンプライアンス)のための社内規則として、『コンプライアンス・マニュアル』およびその他の規則を定めて、十分な研修等を行い、全社員にコンプライアンスの実践を徹底いたします。 ●保険商品の内容、保険契約上のお手続き等につきまして、十分な知識の習得のために研修等を実施し、お客様への正確かつ的確なご案内に努めます。
ご相談窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> ●当社の営業活動に関するお客様のご意見・ご相談につきましては、以下の窓口にてうけたまわり、適切な対応をさせていただきます。

通話料
無料

一般のお客さま

0120-37-2269

教職員専用

0120-37-9419

ご高齢のお客さま

0120-16-7895

お客様サービスチーム

〒108-8228 東京都港区港南1丁目2番70 品川シーズンテラス9F
ジブラルタ生命保険株式会社

Ⅲ 直近事業年度における事業の概況

1 直近事業年度における事業の概況

2019年度のわが国経済は、概ね景気は弱含みとなりました。年度前半は、米中間の通商問題を背景に輸出が伸び悩む中、個人消費の持ち直しと設備投資の増加傾向が続き、緩やかな景気回復基調で推移しました。しかし10月に実施された消費税率引き上げにより、個人消費、住宅投資が落ち込み、一部で弱含みを見せていた企業の生産活動は一段と弱含みしました。年明け以降は、新型コロナウイルスの感染拡大により、個人消費、生産活動の大幅な落ち込みが見られ、景気の不透明感が急速に高まりました。

国内債券市場(10年国債利回り)は、国内景気の先行き不透明感の強まりに加え、海外長期金利の金利低下が波及し低下基調となり、9月には一時△0.29%まで低下しました。しかしその後、米中間の通商協議の進展期待が高まり、一転して利回りは上昇に転じました。年明け以降は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大で、リスク回避目的の国債購入が加速し利回りは一旦大きく低下しました。しかし、財政出動による国債増発懸念からその後反転上昇し、年度末の10年国債金利は前年度末比0.1%高い0.005%で取引を終えました。

国内株式市場(日経平均株価)は、米中間の通商問題による世界経済の後退懸念が高まり夏場にかけて上値の重い展開が続きました。しかし、10月に米中間で通商問題についての部分的な合意が伝わり、世界の株式市場は上昇に転じました。また、米国連邦準備理事会による政策金利の引き下げを好感し、日経平均株価も年度の高値を更新する展開となりました。しかし、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、世界的にリスク資産からの逃避行動が強まり、日経平均株価も大幅に下落しました。日経平均株価は、前年度末比2,288.80円下落の18,917.01円で取引を終えました。

外国為替市場(ドル円相場)は、米中間の通商問題による世界経済の後退懸念の高まりと、米国連邦準備理事会による政策金利の引き下げにより、一時1ドル105円を下回る円高の展開となりました。その後、米中間の通商問題の解決の糸口が見え始めるとリスク資産が選好され円安の展開となり一時112円を付けました。しかし、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、安全資産としての円が選好され、徐々に円高局面となりました。ドル円レートは前年度末比2.16円高い水準の1ドル108.83円で取引を終えました。

お客様サービスの面では、より一層のお客さまの利便性向上およびお客さま本位を念頭に、サービスの拡充に取り組んでまいりました。

今期実施した主な内容は、以下の通りです。

●口座振替依頼書のWeb受付サービスの開始

2019年8月より、販売代理店チャネルでの新契約申込手続きにおいて、口座振替依頼書のWeb受付サービスを開始いたしました。口座登録をペーパーレス化することによりお客さまの利便性向上を図るとともに、口座登録にかかわる印鑑相違や記入漏れ等の不備がなくなり、口座振替依頼書の不備による保険料の口座振替不能がなくなりました。

また、2020年3月より、一部のご契約(教職員、団体、法人)を除く全チャネルの継続保険料振替口座の変更手続きについて、同サービスの取扱いを開始いたしました。

●ご家族登録制度の利便性の拡大

2019年10月より、ご契約者に意思能力がない場合でも、推定相続人である配偶者または子からのご家族登録申込手続きを可能とし、真にご家族登録制度を必要とするご契約者のために制度をご利用できるようにいたしました。

また、2019年11月より、登録ご家族からの、ご契約の通信先変更、証券再発行、および一定の条件の下、保険金・給付金・年金等の簡便な手続きによる代理請求ができるようになり、これまでの契約内容の照会と請求書のご契約者宛送付の依頼にとどまっていた登録ご家族が可能な手続き範囲を拡大し、お客さまの利便性向上を図りました。

●情報端末を用いた新契約申込手続きの拡大

2019年12月より、営業社員の情報端末を用いた新契約申込手続き「ペーパーレス申込システム」を営業社員チャネルにも導入することにより、お客さまにとって簡便な新契約申込手続きを実現いたしました。これにより、お客さまの書類記入の負担軽減や記入不備による追加手続きの防止、ご契約のお申込みから成立までの所要日数の短縮など、お客さまの利便性向上を図りました。

●お客さま向けチャットボットサービスの開始

2019年12月より、ホームページ上でお客さまのご質問にチャット形式で応答するチャットボット機能の提供を開始いたしました。これにより、お客さまの知りたい内容をチャット形式でご質問いただくことで、お客さまがFAQを検索することなく、お知りになりたいことの回答を得ることができるようになりました。

●インターネット・サービスの拡充

2019年12月より、インターネット・サービスに、外貨建商品の前納手続きを行う機能を追加いたしました。これにより、前納保険料の試算や前納保険料の振込予約および振込先口座情報の確認をお客さま自身で手続きいただくことができるようになりました。あわせてログイン時の2段階認証を導入し、インターネット・サービスのセキュリティの強化を行いました。

●簡易取扱請求可能な手術種類の拡大

2019年12月より、手術給付金請求時における簡易取扱可能な手術を拡大し、お客さまによる診断書の取得が不要となる簡便な請求手続きの範囲を拡大し、お客さまの利便性向上を図りました。

●がん保険等の支払対象の拡大

2020年2月より、従来、「がん治療の合併症・後遺症」および「がん術前治療」による入院・手術は、がん保険・がん特約・成人病特約・女性疾病入院特約等のお支払対象外としていましたが、「悪性新生物(がん)」による入院・手術としてがん保険等のお支払対象に追加し、がんに罹られたお客さまのサポートを手厚くいたしました。

●通院給付金簡易取扱請求時における領収書等の提出の省略

2020年2月より、通院給付金の簡易取扱請求時において、お客さまからの必要書類であった領収書等の提出を不要とし、お客さまの利便性向上を図りました。

●災害救助法適用地域における特別措置の実施

2019年10月より、令和元年台風15号、令和元年台風19号により災害救助法が適用された地域のお客さまに対し特別措置を実施しました。主な特別措置の内容は以下のとおりとなります。

- 契約者貸付利息の免除措置
ご契約者が新たに契約者貸付をご利用になる場合に、一定期間貸付利息を免除する措置を実施しました。
- 保険料払込猶予期間の延長措置
契約を失効させないように、ご契約者からの申出により、保険料払込猶予期間を6ヶ月延長する措置を実施しました。

●新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特別措置の実施

2020年3月より、新型コロナウイルス感染症に罹患されたお客さま、新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けられたお客さまに対し特別措置を実施しました。主な特別措置の内容は以下のとおりとなります。

- 契約者貸付利息の免除措置
ご契約者が新たに契約者貸付をご利用になる場合に、一定期間貸付利息を免除する措置を実施しました。
- 保険料払込猶予期間の延長措置
契約を失効させないように、ご契約者からの申出により、保険料払込猶予期間を延長する措置を実施しました。

Ⅲ 直近事業年度における事業の概況

資産運用の面では、安定した収益を確実に得ることを目指した運用に取り組み、お客さまに対する長期的な責任をゆるぎないものにするよう努めております。当期は、資産負債総合管理をより一層推進すると共に、国内外の公社債や為替リスクをヘッジした外貨建公社債等、信用度の高い債券を中心に運用を行いました。

当期末における保有契約高は、個人保険および個人年金保険が36兆8,066億円(前期末37兆1,015億円)となっており、前期末に比べ2,948億円減少しました。主な内訳は、増加が新契約3兆1,546億円(前期3兆8,646億円)、更新992億円(前期1,559億円)、一方、減少が満期契約8,138億円(前期8,146億円)、解約・失効1兆8,544億円(前期1兆8,240億円)、減額5,005億円(前期4,888億円)であります。なお、団体保険の当期末保有契約高は1兆5,359億円(前期末2兆312億円)となっております。

収支面においては、保険料等収入9,571億円、資産運用収益3,570億円、責任準備金戻入額2,235億円に対して、主な費用は保険金等支払金9,341億円、資産運用費用2,808億円、事業費1,890億円でした。この結果、当期純利益は583億円となり、また、当期末総資産は11兆3,191億円となりました。

責任準備金については、当期末残高は10兆4,414億円(前期末

10兆6,650億円)となりました。内訳は、個人保険および個人年金保険が8兆1,151億円(前期末8兆2,488億円)、団体保険96億円(前期末95億円)、団体年金保険1,869億円(前期末1,948億円)、その他の保険と危険準備金で2兆1,296億円(前期末2兆2,117億円)となっております。その他の保険のうち、プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社からの再保険の責任準備金は1兆9,744億円、またプルデンシャル生命保険株式会社からの再保険の責任準備金は212億円となっております。

ソルベンシー・マージン比率は当期末802.4%(前期末852.6%)となっております。また、基礎利益は1,278億円と、前期の1,349億円より減少しました。

当社は、高品質なコンサルティングサービスを通じて真に役立つ保険商品をお届けし、誠実に生命保険サービスを提供し続けることで、「お客さまから最も信頼され、称賛される生命保険会社」を目指してまいります。

お客さまからの信頼をより確かなものとすべく、社員への倫理・コンプライアンス教育の徹底を行い、より適切な業務運営に向けて、コンプライアンス推進のためガバナンスを強化し、適切な営業活動を再徹底する取り組みを続けてまいります。

2 契約者懇談会開催の概況

当期の開催はありません。

3 相談・苦情処理態勢、相談(照会、苦情)の件数、及び苦情からの改善事例

〈お客さまからのご相談、お申し出への対応〉

コールセンターへのご相談、電話での貸付、その他各種お申し出につきまして、迅速かつ誠意をもって対応させていただいております。また、コールセンターの他、全国の営業店舗(営業所・支社等)でもお客さまからのご相談、お申し出を承っております。

▶2019年度受付のご相談、お申し出件数	1,089,419件	うち、コールセンターへのお申し出件数	656,581件
		営業店舗・本社へのお申し出件数	432,838件

▶コールセンターへのご相談、お申し出内容と件数

項目	件数	占率
ご契約後のお手続き等に関して (解約、貸付、契約内容変更等)	312,938	47.7%
保険料のお払い込み等に関して (保険料収納、控除証明等)	131,766	20.0%
保険金・給付金のお手続き等に関して (入院・手術給付金手続、死亡給付金手続、満期年金請求手続等)	134,736	20.5%
保険契約へのご加入等に関して	12,832	2.0%
その他 (契約現状照会、店舗照会、特別配当等)	64,309	9.8%
合計	656,581	100.0%

*「お客さまから寄せられたご不満の声」につきましては23ページを、「お客さまの声をふまえて、2019年度に改善を行った事例」につきましては24ページをご覧ください。

4 ご契約者に対する情報提供

1 企業・経営に関する情報提供

(2020年3月末現在)

名称	内容	発行
「ジブラルタ生命の現状」	保険業法第111条に基づくディスクロージャー資料です。いつでもお客さまが閲覧できるように本社及び全国の営業店舗に備えています。	年1回
ご契約者さま情報誌 「Partner for Life」	決算のお知らせ、新サービス等の当社の最新情報や、お手上でお客さまからよくいただくご質問をQ&Aで掲載しています。	年1回
決算報告及び 上半期報告ダイジェストチラシ	半期毎に主要な業績指標を掲載したチラシを作成し、当社の経営内容をお知らせしています。	半期に1回
会社案内 「Gibraltar Corporate Profile」	企業理念、営業方針そしてお客さまサービスなど会社全般に関する情報を掲載しています。	随時
社会貢献活動パンフレット	「未来を担う子どもたちを応援する」をテーマに実施している当社の社会貢献活動を紹介します。	年1回

2 ご契約に関する情報提供

ご契約に際して生命保険の設計に関する資料提供はもちろんのこと、お申し込みをいただくまでの間に「ご契約のしおり・約款」「契約概要」「重要事項説明書」等の諸情報を手交・説明し、その上で「意向確認書」においてご意向に沿った保険へのお申し込みであるかの確認をさせていただいております。また、ご契約期間中においては、ご加入内容を記載した「ご契約内容のお知らせ※」を送付しております。

給付金、保険金のご請求時には「保険金・給付金のご請求等のご案内」をお渡ししております。冊子にはお手続き方法のご案内のほか、ご留意事項や「お支払いする場合」「お支払いできない場合」の具体的な事例を分かりやすく解説しております。

ご契約後は、ご加入の契約内容(保障内容、配当金情報等)をご確認いただくために「ご契約内容のお知らせ※」を年に1回お届けしております。

※保険種類により、送付されない場合もあります。

3 お電話での情報・サービスの提供

コールセンターでは、ご契約内容のご照会をはじめ、各種手続きなどのご質問・ご依頼に対し、迅速にご対応させていただいております。また、お客さまとの通話内容・履歴をデータベース化しておりますので、どのオペレーターがお電話を受けても、前回のお話の続きがスムーズにできます。

4 ホームページ(インターネット・サービス)での情報・サービスの提供

当社の最新情報をはじめ、新商品のご紹介、そして給付金・保険金のお手続きに関するご案内などを掲載しています。

ご契約者さまに、あらかじめインターネット・サービスにご登録いただくことで、ご契約内容の確認や各種手続きが簡便に行うことができます。

5 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法

50～53ページをご覧ください。

6 営業社員、代理店の教育・研修の概略

34、35ページをご覧ください。

7 平均給与(営業社員)

(単位:千円)

区分	2018年度	2019年度
営業社員	489	454

(注)平均給与は、ライフプラン・コンサルタントの年間支払額(業績継続ボーナス、月払継続手当を含む)の月平均です。

8 主な保険商品一覧

▶主契約 記載の保険商品はすべて無配当です。

(2020年6月末現在)

保険種類	ご契約の目的	販売名称
定期保険	必要な期間、万一の場合の保障を希望される方に。	平準定期保険
	毎月決まった年金でご家族の生活保障をお考えの方に。	高度障害療養加算型家族収入保険 (保険料払込中無解約返戻金型)
終身保険	一生涯の死亡保障を希望される方に。 一生涯にわたる死亡保障とキャッシュバリュー、バランスのとれた保険です。	終身保険
	一生涯にわたる死亡保障に加え、介護保障を希望される方に。	介護保障付終身保険(低解約返戻金型)
	一生涯にわたる死亡保障とキャッシュバリューを「米国ドル」で確保されたい方に。	米国ドル建終身保険
	一生涯にわたる死亡保障を「米国ドル」で確保されたい方に。低解約返戻金型のため保険料が割安です。	米国ドル建終身保険(低解約返戻金型)
	「米国ドル」による一生涯の死亡保障や介護に対する保障を希望される方に。低解約返戻金型のため保険料が割安です。	米国ドル建介護保障付終身保険(低解約返戻金型)
	お子さまの教育資金準備のため、「米国ドル」による一生涯の死亡保障とキャッシュバリューの確保とともに、生存給付金のお受取りを希望される方に。	ドリーム・ゲート ＜生存給付金特則付米国ドル建終身保険＞
	「米国ドル」による一生涯の死亡保障とキャッシュバリューの確保とともに、生存給付金のお受取りを希望される方に。	どるフィン ＜生存給付金特則付米国ドル建終身保険＞
選択した「通貨」で運用、資産形成をしながら、一生涯の死亡保障を確保されたい方に。	積立利率更改型一時払終身保険	
養老保険	死亡保障と資金準備を希望される方に。 死亡保障と資金づくりを兼ね備えた保険です。(事業保険)	養老保険
	老後資金準備と一定期間の死亡保障を「米国ドル」で確保されたい方に。	米国ドル建リタイアメント・インカム ＜米国ドル建年金支払型特殊養老保険＞
	将来のための資産形成と一定期間の死亡保障を「米国ドル」で確保されたい方に。	米国ドル建養老保険* *一般代理店でのみお取扱いしております。(一部代理店を除く)
疾病・医療保険	医療全般の保障を希望される方に。	医療保険(14)(保険料払込中無解約返戻金型)
	三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)に対する一生涯の保障を希望される方に。	低解約返戻金特則付特定疾病保障終身保険
	「米国ドル」による三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)に対する一生涯の保障を希望される方に。	米国ドル建特定疾病保障終身保険(低解約返戻金型)

※各保険種類の保障内容等の詳細につきましては、パンフレット、「契約概要」、「注意喚起情報」、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
※販売チャネルによりお取扱いしていない商品があります。

▶特約 記載の保険商品はすべて無配当です。

(2020年6月末現在)

特約名	ご契約の目的	保険金・給付金等の名称
平準定期保険特約	必要な期間、万一の場合の保障を希望される方に。	特約死亡保険金 特約高度障害保険金
無解約返戻金型 平準定期保険特約	解約返戻金をなくし保険料のご負担を軽減しました。必要な期間、万一の場合の保障を希望される方に。	
高度障害療養加算型家族収入特約 (保険料払込中無解約返戻金型)	毎月決まった年金でご家族の生活保障をお考えの方に。	特約家族年金 特約高度障害年金 特約高度障害療養加算年金
災害死亡給付特約	不慮の事故による死亡保障を希望される方に。	災害死亡保険金 災害高度障害保険金
傷害特約	不慮の事故による死亡保障を充実させたい、不慮の事故により身体に障害を生じた場合に給付金のお受取りを希望される方に。	災害死亡保険金 障害給付金
5大生活習慣病特約(14)	5大生活習慣病(がん・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患)で入院・手術・放射線治療を受けた場合に、給付金のお受取りを希望される方に。	5大生活習慣病入院給付金 5大生活習慣病手術・放射線治療給付金
女性疾病入院特約(14)	女性特有の疾病やがんで入院した場合に、給付金のお受取りを希望される方に。	女性疾病入院給付金
がん診断一時金特約(14)	がんと診断確定されたときなどに、一時金のお受取りを希望される方に。	がん診断一時金 上皮内がん診断一時金
先進医療特約	不慮の事故または疾病により、先進医療による療養を受けた場合に、給付金のお受取りを希望される方に。	先進医療給付金
特定損傷特約	不慮の事故による骨折・関節脱臼または腱の断裂で治療を受けた場合に、給付金のお受取りを希望される方に。	特定損傷給付金
特定疾病保障定期保険特約	がん・急性心筋梗塞・脳卒中になられた場合に、保険金のお受取りを希望される方に。(一定期間を保障)	特約特定疾病保険金 特約死亡保険金 特約高度障害保険金
低解約返戻金特則付 特定疾病保障終身保険特約	がん・急性心筋梗塞・脳卒中になられた場合に、保険金のお受取りを希望される方に。(一生涯を保障)	
米国ドル建特定疾病保障 終身保険特約(低解約返戻金型)	がん・急性心筋梗塞・脳卒中になられた場合に、保険金のお受取りを希望される方に。米国ドル建の特約です。(一生涯を保障)	
疾病障害による 保険料払込免除特約	疾病により身体に障害を生じた場合に、保険料の払込免除を希望される方に。	—
リビング・ニーズ特約	余命6か月以内と判断される場合、生きている間に保険金のお受取りを希望される方に。	特約保険金
介護前払特約	要介護状態になられた場合(公的介護保険制度の「要介護4」または「要介護5」と認定された場合)に、死亡保険金を介護年金として受取りたいという方に。	介護年金
介護前払特約 (介護保険金支払後給付型)	要介護状態になられた場合(主契約の介護保険金支払後かつ、公的介護保険制度の「要介護4」または「要介護5」と認定された場合)に、死亡保険金を介護年金として受取りたいという方に。	
特定疾病収入特約	がん・急性心筋梗塞・脳卒中になられた場合に、一定期間年金のお受取りを希望される方に。	特約特定疾病年金
介護収入特約	所定の要介護状態になられた場合(公的介護保険制度の「要介護2」以上の状態に該当していると認定された場合等)に、一定期間年金のお受取りを希望される方に。	特約介護年金

※各特約の給付内容等の詳細につきましては、パンフレット、「契約概要」、「注意喚起情報」、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

※販売チャネルによりお取扱いしていない商品があります。

ご契約に際してご留意いただきたいことがら

保険約款の重要なことがらの一部をご説明しておりますので、ぜひご一読くださるようお願いいたします。
なお、詳しくは保険契約のお申込み前にお渡しする“ご契約のしおり・約款”をご覧ください。

お申込みの撤回または解除 (クーリング・オフ制度)について

- お申込者または保険契約者(以下、「お申込者等」といいます。)は、ご契約の「お申込日」または「クーリング・オフ制度に関する記載のある書面(注意喚起情報)を受取ったことを確認した日」のいずれか遅い日から、その日を含めて10日以内であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(以下、「お申込みの撤回等」といいます。)をすることができます。
- お申込みの撤回等の方法としては、書面を当社に直接ご持参いただくか、もしくは郵便(はがき・手紙)によりご送付ください(10日以内の消印まで有効)。この場合、書面には「お申込みの撤回等をする旨」を明記のうえ、下記事項をご記入ください。
 - お申込者等の氏名(自署)
 - 住所
 - 電話番号
 - 第1回保険料相当額
 ※お申込者等が法人の場合、申込書と同一印の押印も必要です。
- お申込みの撤回等があった場合には、当社はお申込者等にすでにお申込みいただいた金額をお返しします。
- つぎの場合には、クーリング・オフのお取扱いをしません。
 - ①当社の指定した医師の診査を受けられた場合
 - ②債務履行の担保のための保険契約である場合
 - ③既契約の更新・更改、または既契約の内容変更(特約の中途付加など)の場合
 ※保険種類によって、お取扱いが異なる場合があります。

告知について

告知義務とは

保険契約者や被保険者には健康状態等について告知をしていただく義務があります。

- ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障がい状態、職業等について「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。

告知の方法

ご健康状態や職業については、ありのままお伝えください。

- 診査を行うご契約の場合(診査医扱)
当社指定の医師が、被保険者の過去の傷病歴(傷病名、治療期間等)等についておたずねしますので、その医師に口頭により事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
 - 診査を行わないご契約の場合(診査医扱以外)
告知書に保険契約者または被保険者自身のありのままを記入もしくは入力ください。
- ※告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有しています。生命保険募集人は告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

傷病歴・通院事実等を告知された場合

- 所定の診査や追加の詳しい告知等が必要となる場合があります。
- ご契約のお引受けについて、告知の内容や上記の結果等から、以下のいずれかの決定とさせていただきます。
 1. 無条件でご契約をお引受けさせていただく
 2. 特別な条件付(保険料の割増、保険金・給付金の削減、特定部位・特定疾病不担保、特定障害の不担保)のうえでご契約をお引受けさせていただく
 3. 今回のご契約はお断りさせていただく

告知義務違反について

- もし事実を告知されなかったり事実と違うことを告知された場合には、ご契約または特約を解除させていただき、保険金等をお支払いできないことがあります。
- 告知いただくことがらは、告知書に記載してあります。もし、これ

らについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日(復活日・復旧日)から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。

- 告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社にご契約または特約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社にご契約または特約を解除することができます。
- 責任開始日(復活日・復旧日)から2年を経過していても、保険金や給付金のお支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。
- ご契約または特約を解除した場合には、たとえ保険金や給付金等をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、お払込みを免除することはできません。この場合には、解約の際にお支払いする返戻金があれば保険契約者にお支払いします。
- ご契約または特約の締結状況等により、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治療が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消を理由として、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。この場合、
 - 告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消となる場合があります。
 - また、すでにお払込みいただいた保険料はお返ししません。

免責について

免責事由に該当する場合には、支払事由に該当しても保険金等のお支払いはできません。

- 例えば、死亡保険金の免責事由について
つぎの場合には、死亡保険金のお支払いはできません。
- 責任開始日(最後の復活日・復旧日)から2年以内に被保険者が自殺したとき
- 保険契約者または死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき

解約について

生命保険では払込まれる保険料が預貯金のようにそのまま積立てられているのではなく、その一部は年々の死亡保険金等の支払いに、また他の一部は生命保険の運営に必要な経費にそれぞれあてられています。それらを除いた残りを基準として定めた金額が解約の際に払い戻されます。

したがって、特にご契約後、しばらくの間は保険料の大部分が死亡保険金の支払いや、販売、診査、保険証券の作成等の経費にあてられますので、解約されたときの解約返戻金は多くの場合、全くないか、あってもごくわずかです。また、解約返戻金の額は、契約年齢、保険期間、経過年数等によって異なります。

保険料のお払込みが困難になったとき

保険料のお払込みが困難になったときでも、ご契約を続ける方法があります。

- 一時的に保険料の都合がつかないとき
➔保険料の自動振替貸付
保険料のお払込みのないまま払込猶予期間が過ぎた場合、ご契約に当社所定の金額以上の解約返戻金があるときは当社が自動的に保険料をお立替えします。

■途中から保険料を支払わずにご契約を有効に続けたいとき

→払済保険への変更

保険料のお払込みを中止し、変更時の解約返戻金を一時払の保険料に充当して、原則、元のご契約と同じ保険期間の保険に変更します。払済後の保険金額は一般に小さくなります。また、付加されていた各種特約は、所定の要件を満たしたものを除き消滅します。

→延長定期保険への変更

保険料のお払込みを中止し、変更時の解約返戻金を一時払の保険料に充当して、元のご契約と死亡保険金額が同額である定期保険に変更します。保険金額は変わりませんが、保険期間は短くなる場合があります。また、付加されていた各種特約は所定の要件を満たしたものを除き消滅します。

■保険料の負担を軽くしたいとき

→保険金額等の減額

保険金額等を減額し、保険料のお払込額を少なくすることができます。

※保険種類によっては上記のお取扱いができないことがありますのでご注意ください。

■現在のご契約を見直して新たなご契約のお申込みをされる場合について

■現在ご契約の保険契約を解約または減額するときは、一般的につきの点について、保険契約者にとって不利益となります。

●デメリット情報の提供

「告知義務違反」「免責」および「解約」等のいわゆる「デメリット情報」については、ライフプラン・コンサルタントが必ず説明を行います。また、「契約概要」、「注意喚起情報」、「ご契約のしおり・約款」にも明示しております。

- ・解約または減額の際にお払戻しできる金額は、多くの場合、お払込保険料(減額の場合は減額部分に対応するお払込保険料)の合計額よりも少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約または減額されたときの解約返戻金は、全くないか、あってもごくわずかです。
- ・ご契約後、所定の年数を経過した有配当の保険契約に対する配当の権利等を失う場合があります。

■新たな保険契約につきましては、つぎのお取扱いとなることがありますのでご注意ください。

- ・お申込みの際に、被保険者の健康状態などによってはご契約をお断りする場合があります。
- ・新たな保険契約の責任開始期から2年以内の自殺の場合には、保険金・給付金等をお支払いしません。
- ・新たな保険契約の責任開始期前に生じた傷害または疾病を原因とする場合には、主契約または各特約に定める保険金または給付金等のお支払事由には該当しません(ただし、普通死亡保険金を除きます。)
- ・新たな保険契約の告知をいただく際、事実を告知されなかつたり事実と違うことを告知されますと、告知義務違反としてご契約が解除され、保険金・給付金等が支払われない場合があります。

9 情報システムに関する状況

情報システムの概況

お客さまのご契約を管理するシステムを中心に、ライフプラン・コンサルタントがお客さまにさまざまな提案を行うための支援や迅速に契約情報を検索するためのシステム、インターネット・サービス、コールセンター、経理・財務管理等、さまざまなシステムを開発・運用しております。当社の情報システムの主要な機器は、高度な安全性、セキュリティ機能を有するプルデンシャル・グループのデータセンターに設置され、万一の災害に備えたバックアップセンターも設置しております。

情報セキュリティにつきましては不正なアクセスの防止や個人情報漏洩防止のため、強固なファイアウォールの導入、IDやアクセス権限の統合管理、モニタリングの実施等、さまざまな施策をとっております。そして内外の監査を定期的な受けることにより、それらの設定や運用が適正に行われていることを常に確認できるように態勢を整えております。また、自習システム(eラーニング・システム)を導入し、情報セキュリティに関する社員の知識、意識向上のためのカリキュラムを組み、定期的な教育を実施しております。

2019年度の取り組み

■システム活用によるお客さまサービスの向上

当社では、システムを活用したサービスの向上・充実を図っております。

2019年度は、ご契約にご加入いただく際の申込書のペーパーレス化を実施しました。これにより申し込み手続きを簡素化し、お客さまの利便性の向上を行いました。

また、ペーパーレス化とあわせ、営業職員が携行する端末のタブレット化や営業職員の販売活動管理の電子化等を行い、お客さまへより質の高いサービス提供が可能となるようシステム基盤の整備を進めております。

販売代理店には、お客さまへの生命保険設計書作成や保険料見積り等のための営業支援システムの刷新を行いました。これによりお客さまへ、よりスピーディーに、より最適な商品のご提案が可能になりました。

この他、手続き効率化の一環としてご契約お申し込み時の引受査定自動化や、お申し込み後の各種お手続きのペーパーレス化を継続的に進めており、今後もよりお客さまへのサービス向上につながるシステム活用を行ってまいります。

■デジタルトランスフォーメーション実現に向けた活動

当社では、デジタルトランスフォーメーション実現に向けた活動として、さまざまな最新技術の検証を進めており、お客さまへのFAQなどに対応するチャットボットの活用検討や、コールセンターへの音声認識の導入検討、データ利活用の推進、デジタル人材の育成などを進めています。

また、RPA(Robotic Process Automation)を積極的に活用し、事務効率化の推進に取り組んでおります。

■プルデンシャル・グループとしてのシステム運用体制

当社はプルデンシャル・グループとして、情報システム資源の共有化を図り、システム運用強化・運用コストの削減、共通の技術基盤導入、及びセキュリティーポリシーの適用などを目的としてプルデンシャル・グループの共同システム運用会社に対し、システム運用を委託しております。また、運用委託先のモニタリングを強化することで、システム運用のサービスレベルを向上させ、より質の高い、安定したサービスをお客さまに提供できるよう努めております。

10 公共福祉活動、厚生事業活動の概況

32, 33ページをご覧ください。

IV 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

項目	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益	1,653,919	1,493,134	1,556,923	1,672,592	1,544,938
経常利益	116,101	129,250	145,472	228,696	109,312
基礎利益	127,890	124,969	148,718	134,948	127,850
当期純利益	48,134	59,730	82,343	136,685	58,373
資本金の額及び発行済株式の総数	75,500 (2,151千株)	75,500 (2,101千株)	75,500 (2,101千株)	75,500 (2,101千株)	75,500 (2,101千株)
総資産	11,088,948	11,373,343	11,425,524	11,662,953	11,319,157
うち特別勘定資産	21,252	13,720	13,461	12,756	10,976
責任準備金残高	10,060,951	10,424,520	10,514,271	10,665,038	10,441,446
貸付金残高	867,459	993,843	1,120,934	1,315,143	1,392,561
有価証券残高	9,569,576	9,798,837	9,698,579	9,749,104	9,288,842
ソルベンシー・マージン比率	890.0%	870.9%	889.1%	852.6%	802.4%
従業員数	13,541	13,431	12,786	12,731	12,137
保有契約高	38,349,354	38,729,325	38,357,618	39,132,737	38,342,591
個人保険	32,455,142	33,598,492	33,985,905	35,178,137	35,138,817
個人年金保険	2,524,664	2,355,017	2,097,770	1,923,376	1,667,840
団体保険	3,369,547	2,775,815	2,273,941	2,031,222	1,535,933
団体年金保険保有契約高	219,609	209,534	202,639	194,897	186,956

(注) 1. 保有契約高とは、個人保険・個人年金保険・団体保険の各保有契約高の合計です。

なお、個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

2. 団体年金保険保有契約高については、責任準備金の金額です。

V 財産の状況

1 貸借対照表

(単位：百万円、%)

科目	2018年度 (2019年3月31日現在)		2019年度 (2020年3月31日現在)	
	金額	構成比	金額	構成比
(資産の部)				
現金及び預貯金	189,687	1.6	225,092	2.0
現金	—		0	
預貯金	189,687		225,092	
買入金銭債権	21,028	0.2	17,919	0.2
有価証券	9,749,104	83.6	9,288,842	82.1
国債	3,869,173		3,734,965	
地方債	74,162		70,760	
社債	760,668		694,438	
株式	117,165		110,966	
外国証券	4,858,853		4,616,099	
その他の証券	69,080		61,611	
貸付金	1,315,143	11.3	1,392,561	12.3
保険約款貸付	83,665		84,934	
一般貸付	1,231,477		1,307,627	
有形固定資産	52,925	0.5	52,796	0.5
土地	29,601		29,577	
建物	19,199		19,270	
リース資産	2,071		1,853	
建設仮勘定	43		1	
その他の有形固定資産	2,010		2,093	
無形固定資産	84,799	0.7	80,618	0.7
ソフトウェア	7,649		9,656	
のれん	74,255		68,067	
その他の無形固定資産	2,895		2,895	
再保険貸	15,018	0.1	19,436	0.2
その他資産	150,108	1.3	119,266	1.1
未収金	58,006		41,849	
前払費用	4,606		4,797	
未収収益	55,678		50,193	
預託金	3,878		4,100	
金融派生商品	14,561		17,103	
仮払金	13,316		1,146	
その他の資産	60		76	
前払年金費用	1,554	0.0	1,812	0.0
繰延税金資産	84,461	0.7	121,726	1.1
貸倒引当金	△879	△0.0	△916	△0.0
資産の部合計	11,662,953	100.0	11,319,157	100.0

科目	2018年度 (2019年3月31日現在)		2019年度 (2020年3月31日現在)	
	金額	構成比	金額	構成比
(負債の部)				
保険契約準備金	10,756,575	92.2	10,528,236	93.0
支払準備金	57,809		56,725	
責任準備金	10,665,038		10,441,446	
契約者配当準備金	33,726		30,064	
再保険借	35,080	0.3	37,274	0.3
その他負債	185,760	1.6	172,175	1.5
借入金	6,355		6,355	
未払法人税等	37,729		22,547	
未払金	32,964		48,257	
未払費用	22,937		21,329	
前受収益	457		464	
預り金	5,150		1,645	
預り保証金	1,695		1,727	
金融派生商品	70,914		60,216	
金融商品等受入担保金	2,244		4,345	
リース債務	2,104		1,881	
資産除去債務	1,339		1,391	
仮受金	1,868		2,013	
退職給付引当金	61,824	0.5	62,000	0.5
役員退職慰労引当金	344	0.0	339	0.0
特別法上の準備金	193,614	1.7	200,040	1.8
価格変動準備金	193,614		200,040	
負債の部合計	11,233,200	96.3	11,000,067	97.2

(純資産の部)				
資本金	75,500	0.6	75,500	0.7
資本剰余金	35,429	0.3	35,429	0.3
資本準備金	35,429		35,429	
利益剰余金	212,392	1.8	134,082	1.2
利益準備金	40,070		40,070	
その他利益剰余金	172,321		94,011	
繰越利益剰余金	172,321		94,011	
株主資本合計	323,321	2.8	245,011	2.2
その他有価証券評価差額金	102,327	0.9	75,956	0.7
繰延ヘッジ損益	4,104	0.0	△1,877	△0.0
評価・換算差額等合計	106,431	0.9	74,078	0.7
純資産の部合計	429,753	3.7	319,090	2.8
負債及び純資産の部合計	11,662,953	100.0	11,319,157	100.0

2 損益計算書

(単位：百万円、%)

科目	2018年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)		2019年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	
	金額	百分比	金額	百分比
経常収益	1,672,592	100.0	1,544,938	100.0
保険料等収入	1,172,739		957,126	
保険料	1,131,415		914,373	
再保険収入	41,323		42,753	
資産運用収益	493,334		357,009	
利息及び配当金等収入	320,532		311,481	
預貯金利息	645		656	
有価証券利息・配当金	269,440		256,131	
貸付金利息	44,632		48,791	
不動産賃貸料	5,203		5,297	
その他利息配当金	610		605	
売買目的有価証券運用益	2,105		—	
有価証券売却益	31,410		36,820	
有価証券償還益	1,163		1,418	
為替差益	136,225		—	
貸倒引当金戻入額	82		—	
その他運用収益	1,684		7,289	
特別勘定資産運用益	130		—	
その他経常収益	6,519		230,803	
年金特約取扱受入金	1,811		2,632	
保険金据置受入金	2,502		2,036	
支払備金戻入額	—		1,084	
責任準備金戻入額	—		223,592	
退職給付引当金戻入額	—		81	
役員退職慰労引当金戻入額	98		5	
その他の経常収益	2,106		1,370	
経常費用	1,443,896	86.3	1,435,625	92.9
保険金等支払金	961,084		934,140	
保険金	179,623		167,872	
年金	78,515		76,827	
給付金	182,326		164,258	
解約返戻金	223,623		226,257	
再保険払戻金	85,293		55,540	
その他返戻金	5,000		4,813	
再保険料	206,703		238,570	
責任準備金等繰入額	152,213		1	
支払備金繰入額	1,443		—	
責任準備金繰入額	150,767		—	
契約者配当金積立利息繰入額	1		1	
資産運用費用	102,579		280,825	
支払利息	1,024		193	
売買目的有価証券運用損	—		1,420	
有価証券売却損	19,406		1,095	
有価証券評価損	1,245		10,271	
有価証券償還損	610		365	
金融派生商品費用	77,661		13,735	
為替差損	—		250,590	
貸倒引当金繰入額	—		50	
貸付金償却	0		0	
賃貸用不動産等減価償却費	714		675	
その他運用費用	1,916		1,973	
特別勘定資産運用損	—		454	
事業費	191,160		189,024	
その他経常費用	36,858		31,634	
保険金据置支払金	3,963		3,418	
税金	12,200		11,971	
減価償却費	3,953		4,243	
退職給付引当金繰入額	86		—	
その他の経常費用	16,653		12,000	
経常利益	228,696	13.7	109,312	7.1

科目	2018年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)		2019年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	
	金額	百分比	金額	百分比
特別利益	169	0.0	6	0.0
固定資産等処分益	169		6	
特別損失	16,763	1.0	6,923	0.4
固定資産等処分損	165		473	
減損損失	—		24	
価格変動準備金繰入額	16,588		6,426	
その他特別損失	10		—	
契約者配当準備金繰入額	20,134	1.2	17,399	1.1
税引前当期純利益	191,967	11.5	84,995	5.5
法人税及び住民税	56,695	3.4	51,752	3.3
法人税等調整額	△1,413	△0.1	△25,130	△1.6
法人税等合計	55,281	3.3	26,622	1.7
当期純利益	136,685	8.2	58,373	3.8

3 キャッシュ・フロー計算書

連結キャッシュ・フロー計算書を作成しているため、単体ベースのキャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。
連結キャッシュ・フロー計算書は101ページをご覧ください。

4 株主資本等変動計算書

2018年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						評価・換算差額等				純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金		株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・換算 差額等 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計		その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計					
当期首残高	75,500	35,429	35,429	27,015	130,692	157,707	268,636	92,881	5,734	98,615	367,252
当期変動額											
剰余金の配当				13,055	△95,057	△82,001	△82,001				△82,001
当期純利益					136,685	136,685	136,685				136,685
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）								9,446	△1,630	7,816	7,816
当期変動額合計	-	-	-	13,055	41,628	54,684	54,684	9,446	△1,630	7,816	62,500
当期末残高	75,500	35,429	35,429	40,070	172,321	212,392	323,321	102,327	4,104	106,431	429,753

2019年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						評価・換算差額等				純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金		株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・換算 差額等 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計		その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計					
当期首残高	75,500	35,429	35,429	40,070	172,321	212,392	323,321	102,327	4,104	106,431	429,753
当期変動額											
剰余金の配当					△136,683	△136,683	△136,683				△136,683
当期純利益					58,373	58,373	58,373				58,373
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）								△26,371	△5,981	△32,353	△32,353
当期変動額合計	-	-	-	-	△78,309	△78,309	△78,309	△26,371	△5,981	△32,353	△110,662
当期末残高	75,500	35,429	35,429	40,070	94,011	134,082	245,011	75,956	△1,877	74,078	319,090

V 財産の状況

重要な会計方針

2018年度

1. 有価証券（買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社及び保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものが発行する株式をいう）については原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。なお、外貨建その他有価証券のうち債券に係る換算差額については、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については為替差損益として処理しております。
2. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
3. 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）
定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（2016年3月31日以前に取得した附属設備、構築物を除く）については定額法）を採用しております。
 - ・リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
4. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。
5. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における倒産確率に債権額を乗じた額及び過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額表示しており、その金額は0百万円であります。
6. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。
ただし、年金資産の額が退職給付債務を上回る制度については、前払年金費用を計上しております。
退職給付に係る会計処理の方法は以下のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	翌年から5年
過去勤務費用の処理年数	5年

2019年度

1. 有価証券（買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社及び保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものが発行する株式をいう）については原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。なお、外貨建その他有価証券のうち債券に係る換算差額については、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については為替差損益として処理しております。
2. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
3. 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）
定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（2016年3月31日以前に取得した附属設備、構築物を除く）については定額法）を採用しております。
 - ・リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
4. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。
5. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における倒産確率に債権額を乗じた額及び過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額表示しており、その金額は2百万円であります。
6. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。
ただし、年金資産の額が退職給付債務を上回る制度については、前払年金費用を計上しております。
退職給付に係る会計処理の方法は以下のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	翌年から5年
過去勤務費用の処理年数	5年

2018年度

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

7. 役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、支給見込額のうち、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。
8. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。
9. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、その他有価証券のうち外貨建有価証券の為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジ、およびキャッシュ・フローのヘッジとして繰延ヘッジを適用しております。
ヘッジの有効性の判定は、時価ヘッジについてはヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっており、また、繰延ヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。
また、保険負債の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして、「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第26号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジを適用しております。
ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象となる保険負債とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。
10. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。
11. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。
 - ①標準責任準備金の対象契約については、内閣総理大臣が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
 - ②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
 なお、保険業法施行規則第69条第5項の規定に基づき、一部の個人保険契約及び個人年金保険契約について、追加責任準備金を30,318百万円積み立てております。
12. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。
13. のれんは、20年以内での均等償却を行っております。

2019年度

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

7. 役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、支給見込額のうち、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。
8. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。
9. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、その他有価証券のうち外貨建有価証券の為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジ、およびキャッシュ・フローのヘッジとして繰延ヘッジを適用しております。
ヘッジの有効性の判定は、時価ヘッジについてはヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっており、また、繰延ヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。
また、保険負債の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして、「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第26号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジを適用しております。
ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象となる保険負債とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。
10. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。
11. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。
 - ①標準責任準備金の対象契約については、内閣総理大臣が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
 - ②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
 なお、保険業法施行規則第69条第5項の規定に基づき、一部の個人保険契約及び個人年金保険契約について、追加責任準備金を27,270百万円積み立てております。
12. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。
13. のれんは、20年以内での均等償却を行っております。

V 財産の状況

注記事項 貸借対照表関係

2018年度
(2019年3月31日現在)

- 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、211,761百万円であります。
- 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は1,977百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。
貸付金のうち、破綻先債権額は6百万円、延滞債権額は1,970百万円であります。
上記取立不能見込額の直接減額は、延滞債権額0百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。
貸付金のうち、3ヵ月以上延滞債権はありません。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
貸付金のうち、貸付条件緩和債権はありません。
なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。
- ローン・パーティシペーションで、日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸付金の元本の期末残高の総額は11,720百万円であります。
- 有形固定資産の減価償却累計額は24,468百万円であります。
- 特別勘定の資産の額は12,756百万円であります。
なお、負債の額も同額であります。
- 関係会社に対する金銭債権の総額は37,694百万円、金銭債務の総額は15,005百万円であります。
- 繰延税金資産の総額は133,491百万円、繰延税金負債の総額は47,760百万円あります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は1,269百万円あります。
繰延税金資産の発生主な原因別内訳は、価格変動準備金54,115百万円、保険契約準備金47,761百万円、退職給付引当金17,376百万円、貸倒引当金245百万円あります。
繰延税金負債の発生主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額38,602百万円あります。
- 当年度における法定実効税率は27.95%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、のれん償却費等永久差異1.10%であります。
- 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当期首現在高	35,202百万円
当期契約者配当金支払額	21,611百万円
利息による増加等	1百万円
契約者配当準備金繰入額	20,134百万円
当期末現在高	33,726百万円
- 関係会社の株式は16,909百万円、出資金は26,457百万円あります。
- 担保に供されている資産の額は、有価証券28,215百万円あります。
また、担保付き債務の額は11,720百万円であり、その全額が、参加者に売却したものとして会計処理したローン・パーティシペーションに係る参加者への債務相当額であります。

2019年度
(2020年3月31日現在)

- 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は527百万円あります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。
貸付金のうち、破綻先債権額は4百万円、延滞債権額は522百万円あります。
上記取立不能見込額の直接減額は、延滞債権額2百万円あります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。
貸付金のうち、3ヵ月以上延滞債権はありません。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
貸付金のうち、貸付条件緩和債権はありません。
なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。
- ローン・パーティシペーションで、日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸付金の元本の期末残高の総額は8,804百万円あります。
- 有形固定資産の減価償却累計額は26,820百万円あります。
- 特別勘定の資産の額は10,976百万円あります。
なお、負債の額も同額であります。
- 関係会社に対する金銭債権の総額は78,873百万円、金銭債務の総額は57,978百万円あります。
- 繰延税金資産の総額は173,417百万円、繰延税金負債の総額は49,417百万円あります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は2,273百万円あります。
繰延税金資産の発生主な原因別内訳は、保険契約準備金68,501百万円、価格変動準備金55,911百万円、退職給付引当金17,424百万円、貸倒引当金256百万円あります。
繰延税金負債の発生主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額39,229百万円あります。
- 当年度における法定実効税率は27.95%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、のれん償却費等永久差異2.30%であります。
- 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当期首現在高	33,726百万円
当期契約者配当金支払額	21,063百万円
利息による増加等	1百万円
契約者配当準備金繰入額	17,399百万円
当期末現在高	30,064百万円
- 関係会社の株式は16,909百万円、出資金は26,477百万円あります。
- 担保に供されている資産の額は、有価証券28,208百万円あります。
また、担保付き債務の額は8,804百万円であり、その全額が、参加者に売却したものとして会計処理したローン・パーティシペーションに係る参加者への債務相当額であります。

2018年度
(2019年3月31日現在)

12. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は1,185百万円です。また、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は309,895百万円です。これらの金額はそれぞれ支払備金及び責任準備金には積み立てておりません。
13. 1株当たりの純資産額は204,546円17銭であります。
14. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された永久劣後特約付借入金6,355百万円を計上しております。
15. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は18,721百万円です。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。
16. 責任準備金対応債券に係る貸借対照表計上額は7,281,281百万円、時価は8,285,149百万円です。
責任準備金対応債券の設定に当たっては、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づき、一般勘定負債のうち①一般ファンド（これらと同じ負債特性を持つ再保険契約を含む）②円建年金ファンド（これらと同じ負債特性を持つ再保険契約を含む）③米ドル建保険ファンド（同じ負債特性を持つ再保険契約を含む）④米ドル建年金ファンド（同じ負債特性を持つ再保険契約を含む）⑤豪ドル建年金ファンド（同じ負債特性を持つ再保険契約を含む）をそれぞれ小区分としております。
各小区分における、責任準備金のデュレーションと責任準備金対応債券のデュレーションを、一定範囲内でマッチングさせることにより、金利変動リスクを管理しております。
当該責任準備金の額並びにデュレーションと、責任準備金対応債券の簿価額並びにデュレーションについては、リスク管理部門がモニタリングを行っております。この結果をもとに、投資委員会が責任準備金対応債券への資金配分計画並びに目標デュレーションの見直しを定期的に行っております。発行者の信用状態が著しく悪化している債券について、当年度において責任準備金対応債券からその他有価証券への振替を行っております。振替による計算書類への影響は軽微であります。
17. 買入金銭債権の内訳は、住宅ローン債権担保証券21,028百万円です。
18. 金額は記載単位未満を切捨てて表示しております。

2019年度
(2020年3月31日現在)

11. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は3,225百万円です。また、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は556,407百万円です。これらの金額はそれぞれ支払備金及び責任準備金には積み立てておりません。
12. 1株当たりの純資産額は151,874円19銭であります。
13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された永久劣後特約付借入金6,355百万円を計上しております。
14. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は18,934百万円です。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。
15. 責任準備金対応債券に係る貸借対照表計上額は6,976,451百万円、時価は8,190,333百万円です。
責任準備金対応債券の設定に当たっては、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づき、一般勘定負債のうち①一般ファンド（これらと同じ負債特性を持つ再保険契約を含む）②円建年金ファンド（これらと同じ負債特性を持つ再保険契約を含む）③米ドル建保険ファンド（同じ負債特性を持つ再保険契約を含む）④米ドル建年金ファンド（同じ負債特性を持つ再保険契約を含む）⑤豪ドル建年金ファンド（同じ負債特性を持つ再保険契約を含む）をそれぞれ小区分としております。
各小区分における、責任準備金のデュレーションと責任準備金対応債券のデュレーションを、一定範囲内でマッチングさせることにより、金利変動リスクを管理しております。
当該責任準備金の額並びにデュレーションと、責任準備金対応債券の簿価額並びにデュレーションについては、リスク管理部門がモニタリングを行っております。この結果をもとに、投資委員会が責任準備金対応債券への資金配分計画並びに目標デュレーションの見直しを定期的に行っております。発行者の信用状態が著しく悪化している債券について、当年度において責任準備金対応債券からその他有価証券への振替を行っております。この結果、従来と比べて有価証券が582百万円、その他有価証券評価差額金が419百万円減少し、繰延税金資産が162百万円増加しております。
16. 買入金銭債権の内訳は、住宅ローン債権担保証券17,919百万円です。
17. 金額は記載単位未満を切捨てて表示しております。

V 財産の状況

注記事項 損益計算書関係

2018年度
(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

1. 関係会社との取引による収益の総額は54,067百万円、費用の総額は148,320百万円であります。
2. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券16,295百万円、株式等8,370百万円、外国証券6,744百万円であります。
3. 有価証券売却損の内訳は、国債等債券612百万円、株式等215百万円、外国証券18,577百万円であります。
4. 有価証券評価損の内訳は、外国証券1,245百万円であります。
5. 支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の金額は654百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は259,503百万円であります。
6. 売買目的有価証券運用益の内訳は、評価益2,105百万円であります。
7. 金融派生商品費用には、評価損71,346百万円及び実現損7,126百万円が含まれております。
8. 1株当たりの当期純利益は65,057円97銭であります。
9. 保険料には、修正共同保険式再保険に関して出再会社から収入した保険料366百万円に修正共同保険準備金調整額20百万円を加えた387百万円が含まれております。
10. その他の経常費用の主なものは、支払再保険手数料16,237百万円であります。
11. 関連当事者との取引は以下のとおりであります。

属性	会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容及び取引金額(百万円)	科目及び期末残高(百万円)
親会社	プルデンシャル・ファイナンシャル・インク	被所有間接100%	資産運用取引	有価証券利息・配当金4,427 社債の購入11,000	有価証券344,954 未収収益938
親会社	プルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン株式会社	被所有直接99.998%	資金調達先	借入金の返済返済金額39,201 借入利息支払831 経営管理料1,915	
親会社の子会社	プルデンシャル・グローバル・ファンディング・エルエルシー	—	デリバティブ取引(スワップ取引等)	有価証券利息支払7,234 金融派生商品費用80,998	金融派生商品資産14,561 金融派生商品負債70,914 繰延ヘッジ利益5,696
親会社の子会社	プルデンシャル生命保険株式会社	—	資産の担保提供 再保険取引	再保険収入4,639 再保険料176,140 有価証券の売却代金146,980 売却損益11,815	担保に供した有価証券11,917 再保険貸4,203 再保険借2,004
親会社の子会社	ジブラルタ・リインシュアランス・カンパニー・エルティエディー	—	再保険取引	再保険収入24,806 再保険料228,757 有価証券の売却代金169,734 売却損益17,563	再保険貸9,606 再保険借22,376

2019年度
(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. 関係会社との取引による収益の総額は31,111百万円、費用の総額は120,046百万円であります。
2. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券23,419百万円、株式等4,081百万円、外国証券8,818百万円であります。
3. 有価証券売却損の内訳は、国債等債券1百万円、株式等354百万円、外国証券738百万円であります。
4. 有価証券評価損の内訳は、株式等1,081百万円、外国証券8,371百万円、その他818百万円であります。
5. 支払備金戻入額の計算上、足し上げられた出再支払備金繰入額の金額は2,040百万円、責任準備金戻入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金繰入額の金額は246,512百万円であります。
6. 売買目的有価証券運用損の内訳は、評価損1,420百万円であります。
7. 金融派生商品費用には、評価益16,629百万円及び実現損30,954百万円が含まれております。
8. 1株当たりの当期純利益は27,784円05銭であります。
9. 保険料には、修正共同保険式再保険に関して出再会社から収入した保険料999百万円から修正共同保険準備金調整額656百万円を差し引いた343百万円が含まれております。
10. 再保険収入には、再保険会社からの出再保険事業費受入7,796百万円が含まれております。
11. その他の経常費用の主なものは、支払再保険手数料11,629百万円であります。
12. 関連当事者との取引は以下のとおりであります。

属性	会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容及び取引金額(百万円)	科目及び期末残高(百万円)
親会社	プルデンシャル・ファイナンシャル・インク	被所有間接100%	資産運用取引	有価証券利息・配当金4,307 貸付金利息74 貸付金の実行42,000	有価証券344,954 未収収益971 貸付金42,000
親会社	プルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン株式会社	被所有直接99.998%	資金調達先	経営管理料2,013	未払金44,225
親会社の子会社	プルデンシャル・グローバル・ファンディング・エルエルシー	—	デリバティブ取引(スワップ取引等)	有価証券利息支払6,347 金融派生商品費用11,908	金融派生商品資産17,103 金融派生商品負債60,216 金融商品等受入担保金4,345 受入担保有価証券8,700 繰延ヘッジ損失2,605
親会社の子会社	プルデンシャル生命保険株式会社	—	資産の担保提供 再保険取引	再保険収入24,806 再保険料228,757 有価証券の売却代金169,734 売却損益17,563	担保に供した有価証券11,919 再保険貸4,054 再保険借666
親会社の子会社	ジブラルタ・リインシュアランス・カンパニー・エルティエディー	—	再保険取引	再保険収入24,806 再保険料228,757 有価証券の売却代金169,734 売却損益17,563	再保険貸9,606 再保険借22,376

2018年度

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

属性	会社等の名称	議決権の 所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との関係	取引の内容及び取引金額 (百万円)	科目及び 期末残高 (百万円)
子会社	プルデンシャル シブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社	所有 直接 100%	再保険取引	保険料収入 47,504 年金特約 取扱受入金 284 再保険手数料 支払 9,585 保険金等支払 41,589 再保険返戻金 支払 85,219 契約者配当 準備金繰入 8,943	再保険貸 3,878 契約者配当 準備金 2,867 再保険借 11,868

(注) 親会社とは、会社法第2条第1項第4号に定める会社をいいます。

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

上記取引については、市場金利又は市場価格を基に取引条件を決定しております。

12. 金額は記載単位未満を切捨てて表示しております。

2019年度

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

属性	会社等の名称	議決権の 所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との関係	取引の内容及び取引金額 (百万円)	科目及び 期末残高 (百万円)
子会社	プルデンシャル シブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社	所有 直接 100%	再保険取引	保険料収入 24,370 年金特約 取扱受入金 401 再保険手数料 支払 7,728 保険金等支払 45,876 再保険返戻金 支払 55,365 契約者配当 準備金繰入 8,866	再保険貸 3,146 契約者配当 準備金 2,313 再保険借 11,201

(注) 親会社とは、会社法第2条第1項第4号に定める会社をいいます。

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

上記取引については、市場金利又は市場価格を基に取引条件を決定しております。

13. 金額は記載単位未満を切捨てて表示しております。

5 債務者区分による債権の状況

(単位：百万円)

区分	2018年度末	2019年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	421	375
危険債権	1,555	152
要管理債権	—	—
小計	1,977	527
(対合計比)	(0.15%)	(0.04%)
正常債権	1,318,234	1,397,310
合計	1,320,211	1,397,838

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 要管理債権とは、3ヵ月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。なお、3ヵ月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸付金（注1及び2に掲げる債権を除く。）、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金（注1及び2に掲げる債権並びに3ヵ月以上延滞貸付金を除く。）です。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

6 リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

区分	2018年度末	2019年度末
破綻先債権額	6	4
延滞債権額	1,970	522
3ヵ月以上延滞債権額	—	—
貸付条件緩和債権額	—	—
合計	1,977	527
(貸付残高に対する比率)	(0.15%)	(0.04%)

- (注) 1. 破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等について、帳簿価額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる金額を控除した残額を取立不能見込額として帳簿価額から直接減額表示しています。その金額は、2018年度末が延滞債権額0百万円、2019年度末が延滞債権額2百万円です。
2. 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（未収利息不計上貸付金）のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、会社法等による手続き申立てにより法的倒産となった債務者、又は手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは、海外の法律により上記に準ずる法律上の手続き申立てがあった債務者に対する貸付金です。
3. 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸付金です。
4. 3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金です。
5. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。

7 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況

2018年度末及び2019年度末とも残高はありません。

8 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

(単位：百万円)

項目		2018年度末	2019年度末
ソルベンシー・マージン総額	(A)	1,044,508	932,315
資本金等		186,637	220,011
価格変動準備金		193,614	200,040
危険準備金		120,930	123,711
一般貸倒引当金		249	208
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)		129,383	80,297
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)		22,905	26,233
全期チルメル式責任準備金相当額超過額		402,570	280,900
負債性資本調達手段等		6,355	6,355
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額		—	—
持込資本金等		—	—
控除項目		△32,969	△32,969
その他		14,830	27,524
リスクの合計額	$\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ (B)	245,000	232,367
保険リスク相当額	R ₁	19,617	18,447
第三分野保険の保険リスク相当額	R ₈	8,798	7,971
予定利率リスク相当額	R ₂	42,375	40,142
最低保証リスク相当額	R ₇	306	260
資産運用リスク相当額	R ₃	195,301	185,380
経営管理リスク相当額	R ₄	5,327	5,044
ソルベンシー・マージン比率	$\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	852.6%	802.4%

(注) 1. 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条及び平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。
2. 最低保証リスク相当額の算出に際しては、標準的方式を用いております。

9 有価証券等の時価情報（会社計）

1 有価証券の時価情報

1. 売買目的有価証券の評価損益

(単位：百万円)

区分	2018年度末		2019年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	46,019	1,802	45,457	△2,388

(注) 2018年度末、2019年度末とも「金銭の信託」は保有していません。

2. 有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

(単位：百万円)

区分	2018年度末					2019年度末				
	帳簿価額	時価	差損益	[うち差益]	[うち差損]	帳簿価額	時価	差損益	[うち差益]	[うち差損]
満期保有目的の債券	66,669	71,252	4,583	4,591	△8	61,912	65,916	4,003	4,003	—
責任準備金対応債券	7,281,281	8,285,149	1,003,868	1,011,764	△7,896	6,976,451	8,190,333	1,213,881	1,233,185	△19,303
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の有価証券	2,191,140	2,331,431	140,291	147,205	△6,913	2,074,512	2,178,717	104,205	147,129	△42,923
公社債	602,960	659,256	56,296	56,316	△19	581,442	626,854	45,411	46,259	△847
株式	58,108	98,878	40,770	41,460	△690	60,741	92,859	32,118	35,510	△3,392
外国証券	1,502,302	1,529,994	27,691	33,894	△6,203	1,405,856	1,422,694	16,837	55,168	△38,330
公社債	1,376,074	1,404,195	28,120	33,595	△5,474	1,315,380	1,339,652	24,272	53,875	△29,602
株式等	126,228	125,799	△429	299	△728	90,476	83,041	△7,434	1,293	△8,728
その他の証券	20,167	35,052	14,885	14,885	—	19,827	29,006	9,179	9,528	△349
買入金銭債権	7,601	8,248	647	647	△0	6,644	7,303	659	662	△3
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	9,539,091	10,687,833	1,148,742	1,163,561	△14,818	9,112,876	10,434,967	1,322,090	1,384,318	△62,227
公社債	4,645,191	5,480,348	835,157	835,206	△48	4,452,289	5,215,559	763,270	764,297	△1,027
株式	58,108	98,878	40,770	41,460	△690	60,741	92,859	32,118	35,510	△3,392
外国証券	4,795,243	5,051,371	256,128	270,207	△14,079	4,562,757	5,078,660	515,902	573,356	△57,454
公社債	4,669,015	4,925,572	256,557	269,907	△13,350	4,472,281	4,995,618	523,337	572,063	△48,726
株式等	126,228	125,799	△429	299	△728	90,476	83,041	△7,434	1,293	△8,728
その他の証券	20,167	35,052	14,885	14,885	—	19,827	29,006	9,179	9,528	△349
買入金銭債権	20,380	22,182	1,801	1,801	△0	17,260	18,881	1,620	1,624	△3
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

●満期保有目的の債券

(単位：百万円)

区分	2018年度末			2019年度末		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	65,270	69,862	4,591	61,912	65,916	4,003
公社債	11,861	12,427	566	11,428	11,827	399
外国証券	40,629	43,501	2,871	39,867	42,510	2,642
買入金銭債権	12,779	13,933	1,154	10,616	11,578	961
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	1,399	1,390	△8	—	—	—
公社債	1,399	1,390	△8	—	—	—
外国証券	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—

●責任準備金対応債券

(単位：百万円)

区分	2018年度末			2019年度末		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	6,902,254	7,914,019	1,011,764	6,450,757	7,683,942	1,233,185
公社債	4,027,770	4,806,093	778,323	3,834,458	4,552,096	717,638
外国証券	2,874,484	3,107,925	233,441	2,616,299	3,131,845	515,546
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	379,026	371,129	△7,896	525,694	506,391	△19,303
公社債	1,200	1,179	△20	24,960	24,780	△179
外国証券	377,826	369,949	△7,876	500,734	481,610	△19,123
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—

●その他有価証券

(単位：百万円)

区分	2018年度末			2019年度末		
	帳簿価額	貸借対照表計上額	差額	帳簿価額	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えるもの	1,667,199	1,814,404	147,205	1,388,992	1,536,121	147,129
公社債	597,648	653,965	56,316	537,601	583,860	46,259
株式	50,540	92,001	41,460	36,341	71,852	35,510
外国証券	991,289	1,025,184	33,894	793,153	848,322	55,168
その他の証券	20,167	35,052	14,885	15,815	25,344	9,528
買入金銭債権	7,553	8,200	647	6,080	6,742	662
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えないもの	523,940	517,026	△6,913	685,519	642,595	△42,923
公社債	5,311	5,291	△19	43,841	42,993	△847
株式	7,568	6,877	△690	24,400	21,007	△3,392
外国証券	511,012	504,809	△6,203	612,702	574,372	△38,330
その他の証券	—	—	—	4,011	3,662	△349
買入金銭債権	48	48	△0	563	560	△3
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—

●時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区分	2018年度末	2019年度末
満期保有目的の債券	—	—
非上場外国債券	—	—
その他	—	—
責任準備金対応債券	—	—
子会社・関連会社株式	43,366	43,386
非上場国内株式（店頭売買株式を除く）	16,909	16,909
非上場外国株式（店頭売買株式を除く）	—	—
その他	26,457	26,477
その他有価証券	1,243	816
非上場国内株式（店頭売買株式を除く）	216	99
非上場外国株式（店頭売買株式を除く）	0	—
非上場外国債券	—	—
その他	1,027	716
合計	44,610	44,202

2 金銭の信託の時価情報

2018年度末及び2019年度末とも保有していません。

3 デリバティブ取引の時価情報

1. 定性的情報

①取引の内容

2019年度において当社が利用したデリバティブ取引は、為替予約取引、通貨オプション取引、通貨スワップ取引、金利スワップ取引及び金利スワップション取引です。

②取組方針

安定的かつ効率的な資産運用を図る観点から、原則として運用資産のリスクをコントロールする目的でデリバティブ取引を活用し、投機的な取引は行わないこととしております。

③利用目的

当社は、(1)運用資産に係る市場リスクのヘッジ、(2)ALMの観点から行う金利リスクのヘッジ、(3)現物資産の運用の補完、を目的にデリバティブ取引を行っています。

また、為替予約取引、通貨スワップ取引、金利スワップ取引を利用してヘッジ会計を適用しております。

ヘッジ会計の方法は、その他有価証券のうち外貨建有価証券の為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジ、及びキャッシュ・フローのヘッジとして繰延ヘッジを適用しております。

ヘッジの有効性の判定は、時価ヘッジについてはヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっており、また、繰延ヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

また、保険負債の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして、「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第26号)に基づく金利スワップによる繰延ヘッジを適用しております。

ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象となる保険負債とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にブルーピングのうえヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

④リスクの内容

デリバティブ取引は、為替、金利、株価等の変動により発生する市場リスク、及び取引相手の倒産等により発生する信用リスクを有しています。

市場リスクについては、現物資産の運用を補完する目的としてデリバティブ取引を行っているため、リスクは限定的であると認識しています。また、信用リスクについては、信用度の高い取引先を相手としており、契約が履行されないリスクは小さいものと認識しています。

⑤リスク管理体制

当社におけるデリバティブ取引は、取引限度額等を定めた社内規定に基づき、運用方針に沿って行っています。また、現物資産とともにポジション管理を行い、リスクを一元的に管理しています。さらに、当社の運用部門全体の会議においてリスク状況の把握・分析を行っています。また、リスク状況については、リスク管理チームに報告する体制となっています。

⑥定量的情報に関する補足説明

デリバティブ取引における「契約額」等はあくまでも名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がそのままデリバティブ取引に係る市場リスクや信用リスク等を表すものではありません。

2. 定量的情報

①差損益の内訳 (ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳)

(単位：百万円)

							合計
		金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	
2018年度末	ヘッジ会計適用分	2,347	△24,663	—	—	—	△22,315
	ヘッジ会計非適用分	△180	△32,295	—	—	—	△32,476
	合計	2,167	△56,959	—	—	—	△54,791
2019年度末	ヘッジ会計適用分	12,401	△27,280	—	—	—	△14,879
	ヘッジ会計非適用分	—	△27,074	—	—	—	△27,074
	合計	12,401	△54,354	—	—	—	△41,953

(注) ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分の差損益 (2018年度末 通貨関連△5,027百万円、2019年度末 通貨関連503百万円) 及びヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。

②ヘッジ会計が適用されていないもの

a. 金利関連

(単位：百万円)

区分	種類	2018年度末				2019年度末			
		契約額等	[うち1年超]	時価	差損益	契約額等	[うち1年超]	時価	差損益
店頭	金利スワップション								
	売建	—	—	—	—	—	—	—	—
	買建	5,000	—	△180	△180	—	—	—	—
合計				△180				—	

b. 通貨関連

(単位：百万円)

区分	種類	2018年度末				2019年度末			
		契約額等	[うち1年超]	時価	差損益	契約額等	[うち1年超]	時価	差損益
店頭	為替予約								
	売建	815,022	350,788	△31,832	△31,832	599,570	266,242	△20,304	△20,304
	(米ドル)	803,603	350,788	△32,246	△32,246	595,594	266,242	△20,399	△20,399
	(ユーロ)	7,693	—	367	367	2,856	—	66	66
	(英ポンド)	3,725	—	47	47	1,119	—	28	28
	買建	186,647	4,321	2,535	2,535	37,785	12,850	68	68
	(米ドル)	181,387	4,321	2,639	2,639	35,422	12,850	99	99
	(ユーロ)	3,467	—	△99	△99	2,024	—	△26	△26
	(英ポンド)	1,792	—	△4	△4	338	—	△4	△4
	通貨オプション								
	売建								
	コール	—	—	—	—	—	—	—	—
		(—)	(—)			(—)	(—)		
	プット	—	—	—	—	—	—	—	—
		(—)	(—)			(—)	(—)		
	買建								
	コール	—	—	—	—	—	—	—	—
		(—)	(—)			(—)	(—)		
	プット	102	—	0	△21	—	—	—	—
		(21)	(—)			(—)	(—)		
	(米ドル)	102	—	0	△21	—	—	—	—
		(21)	(—)			(—)	(—)		
	通貨スワップ								
受取円貨支払外貨	6,110	6,110	△960	△960	6,110	6,110	△1,407	△1,407	
(米ドル)	6,110	6,110	△960	△960	6,110	6,110	△1,407	△1,407	
受取外貨支払円貨	27,681	27,681	△2,017	△2,017	27,681	14,000	△5,430	△5,430	
(米ドル)	5,281	5,281	△99	△99	5,281	—	△123	△123	
(豪ドル)	22,400	22,400	△1,918	△1,918	22,400	14,000	△5,307	△5,307	
合計				△32,295				△27,074	

- (注) 1. 括弧内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。
2. 年度末の為替相場は先物相場を使用しています。
3. 為替予約の時価は差損益を記載しています。

c. 株式関連

2018年度末及び2019年度末とも保有していません。

d. 債券関連

2018年度末及び2019年度末とも保有していません。

e. その他

2018年度末及び2019年度末とも保有していません。

V 財産の状況

③ヘッジ会計が適用されているもの

a. 金利関連

(単位：百万円)

区分	ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	2018年度末				2019年度末			
				契約額等	[うち1年超]	時価	差損益	契約額等	[うち1年超]	時価	差損益
店頭	繰延ヘッジ	金利スワップ	保険負債	20,000	20,000	2,347	2,347	84,657	84,657	12,401	12,401
		固定金利受取/変動金利支払 変動金利受取/固定金利支払		—	—	—	—	—	—	—	—
合計				2,347				12,401			

(参考) 金利スワップ契約の残存期間別構成

(単位：百万円、%)

区分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合計
2018年度末	受取固定/支払変動スワップ想定元本	—	—	—	—	—	20,000	20,000
	平均受取固定金利	—	—	—	—	—	0.94	0.94
	平均支払変動金利	—	—	—	—	—	0.01	0.01
	支払固定/受取変動スワップ想定元本	—	—	—	—	—	—	—
	平均支払固定金利	—	—	—	—	—	—	—
	平均受取変動金利	—	—	—	—	—	—	—
2019年度末	受取固定/支払変動スワップ想定元本	—	—	—	—	—	84,657	84,657
	平均受取固定金利	—	—	—	—	—	1.48	1.48
	平均支払変動金利	—	—	—	—	—	1.08	1.08
	支払固定/受取変動スワップ想定元本	—	—	—	—	—	—	—
	平均支払固定金利	—	—	—	—	—	—	—
	平均受取変動金利	—	—	—	—	—	—	—

b. 通貨関連

(単位：百万円)

区分	ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	2018年度末			2019年度末		
				契約額等	[うち1年超]	時価	契約額等	[うち1年超]	時価
店頭	時価ヘッジ	為替予約	外貨建外国証券	107,975	—	△5,066	122,236	—	320
		売建 (米ドル)		107,975	—	△5,066	122,236	—	320
		買建		3,145	—	38	55,293	—	182
		買建 (米ドル)		3,145	—	38	55,293	—	182
店頭	繰延ヘッジ	通貨スワップ	外貨建債券	218,831	202,982	△19,635	199,321	185,784	△27,783
		受取円貨支払外貨 (米ドル)		218,831	202,982	△19,635	199,321	185,784	△27,783
		受取外貨支払円貨		—	—	—	—	—	—
合計				△24,663			△27,280		

(注) 1. 年度末の為替相場は先物相場を使用しています。
2. 為替予約の時価は差損益を記載しています。

c. 株式関連

2018年度末及び2019年度末とも保有していません。

d. 債券関連

2018年度末及び2019年度末とも保有していません。

e. その他

2018年度末及び2019年度末とも保有していません。

10 経常利益等の明細（基礎利益）

(単位：百万円)

		2018年度	2019年度
基礎利益	A	134,948	127,850
キャピタル収益		172,384	273,967
金銭の信託運用益		—	—
売買目的有価証券運用益		2,105	—
有価証券売却益		31,410	36,820
金融派生商品収益		—	—
為替差益		136,225	—
その他キャピタル収益		2,643	237,147
キャピタル費用		184,152	350,091
金銭の信託運用損		—	—
売買目的有価証券運用損		—	1,420
有価証券売却損		19,406	1,095
有価証券評価損		1,245	10,271
金融派生商品費用		77,661	13,735
為替差損		—	250,590
その他キャピタル費用		85,838	72,979
キャピタル損益	B	△11,767	△76,124
キャピタル損益含み基礎利益	A+B	123,180	51,726
臨時収益		297,345	226,811
再保険収入		—	—
危険準備金戻入額		—	—
個別貸倒引当金戻入額		—	—
その他臨時収益		297,345	226,811
臨時費用		191,829	169,225
再保険料		—	—
危険準備金繰入額		3,127	2,781
個別貸倒引当金繰入額		53	90
特定海外債権引当勘定繰入額		—	—
貸付金償却		0	0
その他臨時費用		188,648	166,353
臨時損益	C	105,516	57,586
経常利益	A+B+C	228,696	109,312

(注記) その他基礎収益等の内訳

その他基礎収益		273,875	238,964
売買目的有価証券運用益のうち利息及び配当金等収入		—	—
外貨建て保険契約に係る市場為替レート変動の影響額		85,226	—
マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額		—	72,610
初期支払再保険料		188,648	166,353
その他基礎費用		287,646	458,693
外貨建て保険契約に係る市場為替レート変動の影響額		—	235,715
マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額		1,480	—
出再開始時責任準備金控除額		286,166	222,978
その他キャピタル収益		2,643	237,147
その他運用収益のうちキャピタル収益		—	13
有価証券償還益のうちキャピタル収益		1,163	1,418
外貨建て保険契約に係る市場為替レート変動の影響額		—	235,715
マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額		1,480	—
その他キャピタル費用		85,838	72,979
その他運用費用のうちキャピタル費用		1	2
有価証券償還損のうちキャピタル費用		610	365
外貨建て保険契約に係る市場為替レート変動の影響額		85,226	—
マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額		—	72,610
その他臨時収益		297,345	226,811
個人年金保険等の解約による責任準備金削減額		388	785
追加責任準備金の戻入額		10,791	3,048
マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額		—	—
出再開始時責任準備金控除額		286,166	222,978
その他臨時費用		188,648	166,353
初期支払再保険料		188,648	166,353

11 会計監査人の監査

2018年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）及び2019年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等は、会社法に基づき、PwCあらた有限責任監査法人の監査を受けております。

12 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象

該当事項はありません。

VI 業務の状況を示す指標等

1 主要な業務の状況を示す指標等

1 決算業績の概況

P.4-P.7「2019年度決算ハイライト」、及び、P.47-P.53「直近事業年度における事業の概況」をご覧ください。

2 保有契約高及び新契約高

保有契約高

(単位：千件、百万円、%)

	2018年度末				2019年度末			
	件数	(前年度末比)	金額	(前年度末比)	件数	(前年度末比)	金額	(前年度末比)
個人保険	5,863	(100.6)	35,178,137	(103.5)	5,833	(99.5)	35,138,817	(99.9)
個人年金保険	670	(92.8)	1,923,376	(91.7)	620	(92.6)	1,667,840	(86.7)
団体保険	—	(—)	2,031,222	(89.3)	—	(—)	1,535,933	(75.6)
団体年金保険	—	(—)	194,897	(96.2)	—	(—)	186,956	(95.9)
受再保険	—	(—)	3,748,525	(121.2)	—	(—)	3,568,329	(95.2)

(注) 1. 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。
2. 団体年金保険については、責任準備金の金額です。

新契約高

(単位：千件、百万円、%)

	2018年度						2019年度					
	件数	(前年度比)	金額	(前年度比)	(新契約)	(転換による純増加)	件数	(前年度比)	金額	(前年度比)	(新契約)	(転換による純増加)
個人保険	420	(98.7)	3,837,036	(108.7)	3,837,036	—	357	(85.1)	3,148,202	(82.0)	3,148,202	—
個人年金保険	11	(95.5)	27,647	(89.4)	27,647	—	4	(35.7)	6,464	(23.4)	6,464	—
団体保険	—	(—)	2,340	(193.0)	2,340	—	—	(—)	699	(29.9)	699	—
団体年金保険	—	(—)	—	(—)	—	—	—	(—)	—	(—)	—	—
受再保険	—	(—)	613,774	(545.7)	613,774	—	—	(—)	166,862	(27.2)	166,862	—

(注) 1. 当社は転換制度を導入しておりません。件数には、転換後契約の数値は含まれておりません。
2. 個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資です。

3 年換算保険料

保有契約

(単位：百万円、%)

	2018年度末		2019年度末	
	金額	(前年度末比)	金額	(前年度末比)
個人保険	711,538	(103.6)	707,004	(99.4)
個人年金保険	193,159	(92.7)	169,181	(87.6)
合計	904,698	(101.1)	876,185	(96.8)
うち医療保障・生前給付保障等	224,447	(101.8)	227,620	(101.4)

新契約

(単位：百万円、%)

	2018年度		2019年度	
	金額	(前年度比)	金額	(前年度比)
個人保険	68,524	(100.2)	49,881	(72.8)
個人年金保険	3,251	(100.3)	1,076	(33.1)
合計	71,775	(100.2)	50,957	(71.0)
うち医療保障・生前給付保障等	17,164	(84.8)	17,013	(99.1)

(注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です（一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額）。
2. 医療保障・生前給付保障等については、医療保障給付（入院給付、手術給付等）、生前給付保障給付（特定疾病給付、介護給付等）、保険料払込免除給付（障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む）等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。

4 保障機能別保有契約高

(単位：百万円)

区分			保有金額	
			2018年度末	2019年度末
死亡保障	普通死亡	個人保険	35,174,705	35,136,574
		個人年金保険	—	—
		団体保険	2,031,146	1,535,870
		団体年金保険	—	—
		その他共計	40,907,792	40,201,710
	災害死亡	個人保険	(4,786,893)	(4,487,472)
		個人年金保険	(93,391)	(75,927)
		団体保険	(338,454)	(320,283)
		団体年金保険	(—)	(—)
		その他共計	(5,445,897)	(5,050,365)
	その他の条件付死亡	個人保険	(4,119,613)	(4,426,956)
		個人年金保険	(7)	(7)
		団体保険	(120,864)	(112,416)
		団体年金保険	(—)	(—)
		その他共計	(4,446,947)	(4,741,717)
生存保障	満期・生存給付	個人保険	3,431	2,242
		個人年金保険	1,452,732	1,204,928
		団体保険	1	1
		団体年金保険	—	—
		その他共計	1,498,644	1,241,574
	年金	個人保険	(208,780)	(210,063)
		個人年金保険	(111,393)	(106,246)
		団体保険	(12)	(10)
		団体年金保険	(—)	(—)
		その他共計	(321,925)	(318,091)
	その他	個人保険	—	—
		個人年金保険	470,643	462,912
		団体保険	74	61
		団体年金保険	194,897	186,956
		その他共計	680,359	664,423
入院保障	災害入院	個人保険	(10,233)	(9,855)
		個人年金保険	(5)	(5)
		団体保険	(371)	(345)
		団体年金保険	(—)	(—)
		その他共計	(11,080)	(10,605)
	疾病入院	個人保険	(9,897)	(9,550)
		個人年金保険	(9)	(8)
		団体保険	(—)	(—)
		団体年金保険	(—)	(—)
		その他共計	(10,459)	(10,036)
	その他の条件付入院	個人保険	(23,662)	(22,369)
		個人年金保険	(1)	(1)
		団体保険	(138)	(123)
		団体年金保険	(—)	(—)
		その他共計	(25,196)	(23,908)

- (注) 1. 括弧内数値は主契約の付随保障部分及び特約の保障を表します。ただし、定期特約の普通死亡保障は主要保障部分に計上しました。
 2. 生存保障の満期・生存給付欄の個人年金保険、団体保険（年金特約）の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資を表します。
 3. 生存保障の年金欄の金額は、年金年額を表します。
 4. 生存保障のその他欄の金額は、個人年金保険（年金支払開始後）、団体保険（年金特約年金支払開始後）、団体年金保険の責任準備金を表します。
 5. 入院保障欄の金額は入院給付日額を表します。
 6. 入院保障の疾病入院のその他共計の金額は、主要保障部分と付随保障部分の合計を表します。

VI 業務の状況を示す指標等

(単位：件)

区分		保有件数	
		2018年度末	2019年度末
障害保障	個人保険	(774,703)	(731,073)
	個人年金保険	(1,051)	(916)
	団体保険	(1,438,300)	(1,407,520)
	団体年金保険	(—)	(—)
	その他共計	(2,214,054)	(2,139,509)
手術保障	個人保険	(2,869,673)	(2,817,998)
	個人年金保険	(1,299)	(1,137)
	団体保険	(—)	(—)
	団体年金保険	(—)	(—)
	その他共計	(2,870,972)	(2,819,135)

5 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高

(単位：百万円)

区分		保有金額	
		2018年度末	2019年度末
死亡保険	定期保険	18,294,592	17,884,579
	終身保険	11,838,960	12,482,782
	定期付終身保険	1,720,921	1,490,079
	その他共計	32,746,877	32,665,607
生死混合保険	養老保険	2,275,618	2,347,373
	定期付養老保険	54,652	43,206
	終身年金付家族収入保険	68,057	57,238
	その他共計	2,428,434	2,471,670
生存保険 年金保険		2,825	1,539
災害・疾病関係特約	個人年金保険	1,923,376	1,667,840
	災害割増特約	3,008,337	2,819,156
	傷害特約	1,561,323	1,442,915
	災害入院特約	1,025	913
	疾病入院特約	686	606
	成人病特約	2,252	1,851
	その他の条件付入院特約	6,026	5,792

(注) 1. 個人年金保険の金額は年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。
2. 入院特約の金額は入院給付日額を表します。

6 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約年換算保険料

(単位：百万円)

区分		保有契約年換算保険料	
		2018年度	2019年度
死亡保険	定期保険	123,410	115,133
	終身保険	252,674	267,074
	定期付終身保険	36,728	31,880
	その他共計	568,213	562,632
生死混合保険	養老保険	136,626	139,048
	定期付養老保険	3,281	2,559
	終身年金付家族収入保険	1,872	1,617
	その他共計	142,988	144,178
生存保険 年金保険		337	193
	個人年金保険	193,159	169,181

7 契約者配当の状況

1. 2019年度契約者配当の状況

A. ジブラルタ生命のご契約（下記B.及びC.に掲げるときの契約を除きます）

①個人保険、個人年金保険

(1) 毎年配当タイプ

配当金は、次のa、bの合計金額です。ただし合計金額がマイナスの場合は0とします。

- a. 危険保険金に被保険者の年齢、性別の区別に応じた死差配当率を乗じた金額
- b. 災害保険金額又は入院給付金日額に被保険者の年齢の区別に応じた特約配当率を乗じた金額

なお、保険種類によっては配当率が0となるものがあります。また、被保険者集団ごとの剰余を基準として支払う配当金については、会社の定める方法により契約者配当準備金の繰入れを行いました。

(2) 5年ごと利差配当タイプ

契約者配当は行っておりません。

個人保険における契約者配当金を例示しますと以下のとおりです。

- 【例】個人保険（毎年配当タイプ）：定期保険（勤労保険）
- ・42歳加入、70歳満期、男性、保険料口座月払
 - ・主契約 100万円

契約年度	経過年数	年間保険料	継続中の契約の配当金	死亡時の配当金
1994年度	26年	10,104円	5,708円	6,536円
1995年度	25年	10,044円	5,025円	5,705円

(注) 「死亡時の配当金」は契約応当日以降死亡の場合の配当金額を示します。

②財形保険、財形年金保険及び団体年金

契約者配当は行っておりません。ただし、被保険者集団ごとの剰余を基準として支払う配当金については、会社の定める方法により契約者配当準備金の繰入れを行いました。

③団体保険

団体ごとの収支に基づいて、会社の定める方法により契約者配当準備金の繰入れを行いました。

B. 旧エジソン生命のご契約

①個人保険（旧東邦生命のご契約、旧セゾン生命のご契約を除きます。）

(1) 毎年配当タイプ

配当金は、次のa、bの合計金額です。ただし合計金額がマイナスの場合は0とします。

- a. 危険保険金に被保険者の年齢、性別の区別に応じた死差配当率を乗じた金額
- b. 責任準備金に利差配当率を乗じた金額

利差配当率は「配当基準利回り－予定利率」とし、配当基準利回りは0.75%とします。

ただし、予定利率が0.75%を下回る場合には当該予定利率を配当基準利回りとします。

なお、保険種類によっては配当率が0となるものがあります。

(2) 5年ごと利差配当タイプ

配当金は、各年度の責任準備金に利差配当率を乗じた額の合計金額とします。ただし、各年度の合計金額がマイナスの場合は0とします。

個人保険における契約者配当金を例示しますと以下のとおりです。

- 【例】個人保険（毎年配当タイプ）：定期保険特約付新養老保険
- ・49歳加入、保険期間30年、男性、保険料口座月払
 - ・主契約 100万円
 - ・定期保険特約 100万円

契約年度	経過年数	年間保険料	継続中の契約の配当金	死亡時の配当金
1999年度	21年	55,260円	100円	600円

(注) 「死亡時の配当金」は契約応当日以降死亡の場合の配当金額を示します。

②個人保険（旧東邦生命のご契約）

(1) 毎年配当タイプ

配当金は、次のa、bの合計金額です。ただし合計金額がマイナスの場合は0とします。

- a. 危険保険金に被保険者の年齢、性別の区別に応じた死差配当率を乗じた金額
 - b. 責任準備金に利差配当率を乗じた金額
- 利差配当率は「配当基準利回り－予定利率」とし、配当基準利回りは0.75%とします。
- ただし、予定利率が0.75%を下回る場合には当該予定利率を配当基準利回りとします。

なお、保険種類によっては配当率が0となるものがあります。

(2) 5年ごと利差配当タイプ

契約条件の変更に関する特則により、5年ごと利差配当付契約は有配当契約（毎年配当タイプ）に変更されています。

個人保険における契約者配当金を例示しますと以下のとおりです。

- 【例】個人保険（毎年配当タイプ）：終身保険
- ・42歳加入、保険料終身払込、男性、保険料個別月払
 - ・主契約 100万円

契約年度	経過年数	年間保険料	継続中の契約の配当金	死亡時の配当金
1988年度	32年	34,032円	556円	625円

(注) 「死亡時の配当金」は契約応当日以降死亡の場合の配当金額を示します。

③個人保険（旧セゾン生命のご契約）

(1) 毎年配当タイプ

契約者配当は行っておりません。

(2) 5年ごと利差配当タイプ

配当金は、各年度の責任準備金に利差配当率を乗じた額の合計金額とします。ただし、各年度の合計金額がマイナスの場合は0とします。

④個人年金保険、財形保険、財形年金保険及び団体年金

契約者配当は行っておりません。ただし、被保険者集団ごとの剰余を基準として支払う配当金については、会社の定める方法により契約者配当準備金の繰入れを行いました。

⑤団体保険

団体ごとの収支に基づいて、会社の定める方法により契約者配当準備金の繰入れを行いました。

C. 旧スター生命のご契約

①個人保険、個人年金保険

(1) 毎年配当タイプ

配当金は、会社が定める年換算保険料に配当率を乗じた額とします。なお、保険種類によっては配当率が0となるものがあります。

(2) 5年ごと利差配当タイプ

契約条件の変更に関する特則により、5年ごと利差配当付契約は有配当契約（毎年配当タイプ）に変更されています。

個人保険における契約者配当金を例示しますと以下のとおりです。

- 【例】個人保険（毎年配当タイプ）：特定疾病保障定期保険
- ・41歳加入、70歳満期、男性、保険料口座月払
 - ・主契約 100万円

契約年度	経過年数	年間保険料	継続中の契約の配当金	死亡時の配当金
1995年度	25年	20,780円	2,078円	2,078円

(注) 「死亡時の配当金」は契約応当日以降死亡の場合の配当金額を示します。

②財形保険、財形年金保険及び団体年金

契約者配当は行っておりません。ただし、被保険者集団ごとの剰余を基準として支払う配当金については、会社の定める方法により契約者配当準備金の繰入れを行いました。

③団体保険

団体ごとの収支に基づいて、会社の定める方法により契約者配当準備金の繰入れを行いました。

VI 業務の状況を示す指標等

2. 2018年度契約者配当の状況

A. ジブラルタ生命のご契約（下記B.及びC.に掲げると除きます）

①個人保険、個人年金保険

(1) 毎年配当タイプ

配当金は、次のa、bの合計金額です。ただし合計金額がマイナスの場合は0とします。

- 危険保険金に被保険者の年齢、性別の区別に応じた死差配当率を乗じた金額
- 災害保険金額または入院給付金日額に被保険者の年齢の区別に応じた特約配当率を乗じた金額

なお、保険種類によっては配当率が0となるものがあります。また、被保険者集団ごとの剰余を基準として支払う配当金については、会社の定める方法により契約者配当準備金の繰入れを行いました。

(2) 5年ごと利差配当タイプ

契約者配当は行っていません。

個人保険における契約者配当金を例示しますと以下のとおりです。

- 【例】個人保険（毎年配当タイプ）：定期保険（勤労保険）
- ・42歳加入、70歳満期、男性、保険料口座月払
 - ・主契約 100万円

契約年度	経過年数	年間保険料	継続中の契約の配当金	死亡時の配当金
1994年度	25年	10,104円	2,251円	2,326円
1995年度	24年	10,044円	2,380円	2,251円

【注】「死亡時の配当金」は契約応当日以降死亡の場合の配当金額を示します。

②財形保険、財形年金保険及び団体年金

契約者配当は行っていません。ただし、被保険者集団ごとの剰余を基準として支払う配当金については、会社の定める方法により契約者配当準備金の繰入れを行いました。

③団体保険

団体ごとの収支に基づいて、会社の定める方法により契約者配当準備金の繰入れを行いました。

B. 旧エジソン生命のご契約

①個人保険（旧東邦生命のご契約、旧セゾン生命のご契約を除きます。）

(1) 毎年配当タイプ

配当金は、次のa、bの合計金額です。ただし合計金額がマイナスの場合は0とします。

- 危険保険金に被保険者の年齢、性別の区別に応じた死差配当率を乗じた金額
- 責任準備金に利差配当率を乗じた金額
利差配当率は「配当基準利回り－予定利率」とし、配当基準利回りは1.50%とします。
ただし、予定利率が1.50%を下回る場合には当該予定利率を配当基準利回りとします。

なお、保険種類によっては配当率が0となるものがあります。

(2) 5年ごと利差配当タイプ

配当金は、各年度の責任準備金に利差配当率を乗じた額の合計金額とします。ただし、各年度の合計金額がマイナスの場合は0とします。

個人保険における契約者配当金を例示しますと以下のとおりです。

- 【例】個人保険（毎年配当タイプ）：定期保険特約付新養老保険
- ・45歳加入、保険期間25年、女性、保険料集団月払
 - ・主契約 100万円
 - ・定期保険特約 400万円

契約年度	経過年数	年間保険料	継続中の契約の配当金	死亡時の配当金
1999年度	20年	64,428円	500円	700円

【注】「死亡時の配当金」は契約応当日以降死亡の場合の配当金額を示します。

②個人保険（旧東邦生命のご契約）

(1) 毎年配当タイプ

配当金は、次のa、bの合計金額です。ただし合計金額がマイナスの場合は0とします。

- 危険保険金に被保険者の年齢、性別の区別に応じた死差配当率を乗じた金額

- 責任準備金に利差配当率を乗じた金額

利差配当率は「配当基準利回り－予定利率」とし、配当基準利回りは1.50%とします。
ただし、予定利率が1.50%を下回る場合には当該予定利率を配当基準利回りとします。

なお、保険種類によっては配当率が0となるものがあります。

(2) 5年ごと利差配当タイプ

契約条件の変更に関する特則により、5年ごと利差配当付契約は有配当契約（毎年配当タイプ）に変更されています。

個人保険における契約者配当金を例示しますと以下のとおりです。

- 【例】個人保険（毎年配当タイプ）：終身保険
- ・26歳加入、保険料払込期間29年、女性、保険料個別月払
 - ・主契約 100万円

契約年度	経過年数	年間保険料	継続中の契約の配当金	死亡時の配当金
1991年度	28年	25,764円	70円	70円

【注】「死亡時の配当金」は契約応当日以降死亡の場合の配当金額を示します。

【例】個人保険（毎年配当タイプ）：終身保険

- ・20歳加入、保険料払込期間35年、男性、保険料職団月払
- ・主契約 100万円

契約年度	経過年数	年間保険料	継続中の契約の配当金	死亡時の配当金
1987年度	32年	21,660円	50円	50円

【注】「死亡時の配当金」は契約応当日以降死亡の場合の配当金額を示します。

③個人保険（旧セゾン生命のご契約）

(1) 毎年配当タイプ

契約者配当は行っていません。

(2) 5年ごと利差配当タイプ

配当金は、各年度の責任準備金に利差配当率を乗じた額の合計金額とします。ただし、各年度の合計金額がマイナスの場合は0とします。

④個人年金保険、財形保険、財形年金保険及び団体年金

契約者配当は行っていません。ただし、被保険者集団ごとの剰余を基準として支払う配当金については、会社の定める方法により契約者配当準備金の繰入れを行いました。

⑤団体保険

団体ごとの収支に基づいて、会社の定める方法により契約者配当準備金の繰入れを行いました。

C. 旧スター生命のご契約

①個人保険、個人年金保険

(1) 毎年配当タイプ

配当金は、会社が定める年換算保険料に配当率を乗じた額とします。なお、保険種類によっては配当率が0となるものがあります。

(2) 5年ごと利差配当タイプ

契約条件の変更に関する特則により、5年ごと利差配当付契約は有配当契約（毎年配当タイプ）に変更されています。

個人保険における契約者配当金を例示しますと以下のとおりです。

- 【例】個人保険（毎年配当タイプ）：特定疾病保障定期保険
- ・41歳加入、70歳満期、男性、保険料口座月払
 - ・主契約 100万円

契約年度	経過年数	年間保険料	継続中の契約の配当金	死亡時の配当金
1995年度	24年	20,780円	976円	976円

【注】「死亡時の配当金」は契約応当日以降死亡の場合の配当金額を示します。

②財形保険、財形年金保険及び団体年金

契約者配当は行っていません。ただし、被保険者集団ごとの剰余を基準として支払う配当金については、会社の定める方法により契約者配当準備金の繰入れを行いました。

③団体保険

団体ごとの収支に基づいて、会社の定める方法により契約者配当準備金の繰入れを行いました。

2 保険契約に関する指標等

1 保有契約増加率

(単位：%)

区分	2018年度	2019年度
個人保険	3.5	△0.1
個人年金保険	△8.3	△13.3
団体保険	△10.7	△24.4
団体年金保険	△3.8	△4.1

2 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金 (個人保険)

(単位：千円)

区分	2018年度	2019年度
新契約平均保険金	9,128	8,805
保有契約平均保険金	5,999	6,024

(注) 新契約平均保険金については、転換契約を含んでいません。

3 新契約率 (対年度始)

(単位：%)

区分	2018年度	2019年度
個人保険	11.3	8.9
個人年金保険	1.3	0.3
団体保険	0.1	0.0

(注) 転換契約は含んでいません。

4 解約失効率 (対年度始)

(単位：%)

区分	2018年度	2019年度
個人保険	6.3	6.2
個人年金保険	2.7	2.5
団体保険	1.4	1.0

(注) 1. 解約・失効の他、復活ならびに保険金額の増加・減少を反映させています。
 2. 個人年金保険は、年金開始前契約における解約失効率です。

5 個人保険新契約平均保険料(月払契約)

(単位：円)

2018年度	2019年度
10,334	10,510

(注) 転換契約は含んでいません。

6 死亡率 (個人保険主契約)

(単位：%)

件数率		金額率	
2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
3.61	3.98	2.42	2.44

7 特約発生率 (個人保険)

(単位：%)

区分		2018年度	2019年度
災害死亡保障契約	件数	0.122	0.112
	金額	0.111	0.122
障害保障契約	件数	0.274	0.315
	金額	0.079	0.108
災害入院保障契約	件数	3.075	3.151
	金額	90	91
疾病入院保障契約	件数	66.115	70.086
	金額	1,186	1,272
成人病入院保障契約	件数	24.836	27.211
	金額	535	587
疾病・傷害手術保障契約	件数	41.239	44.182
	金額		
成人病手術保障契約	件数	31.727	35.586
	金額		

8 事業費率 (対収入保険料)

(単位：%)

2018年度	2019年度
16.9	20.7

9 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数

2018年度	2019年度
9社	9社

(うち第三分野)

2018年度	2019年度
2社	2社

(注) 支払再保険料ベースで10百万円以上の出再実績のある保険会社を対象としています。

10 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合

(単位：%)

2018年度	2019年度
99.6	99.7

(うち第三分野)

(単位：%)

2018年度	2019年度
83.5	78.8

11 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合

(単位：%)

格付区分	2018年度	2019年度
A-以上	100.0	100.0

(うち第三分野)

(単位：%)

格付区分	2018年度	2019年度
A-以上	100.0	100.0

(注) 1. 格付はスタンダード・アンド・プアーズ社によるものに基づいております。なお、スタンダード・アンド・プアーズ社で格付を取得していない場合は、A.M.Best社もしくはFitch社の格付に基づいております。

2. 支払再保険料ベースで10百万円以上の出再実績のある保険会社を対象としています。

Ⅵ 業務の状況を示す指標等

12 未だ収受していない再保険金の額 (単位：百万円)

2018年度	2019年度
5,153	8,598
(うち第三分野) (単位：百万円)	
2018年度	2019年度
2,655	5,863

13 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合

(単位：%)

	2018年度	2019年度
第三分野発生率	19.9	20.3
医療 (疾病)	33.5	35.4
がん	8.6	9.3
介護	2.3	2.6
その他	20.1	19.3

(注) 1. 第三分野発生率は、分子を発生保険金額 (保険金・給付金等の支払額、対応する支払備金繰入額 (保険業法施行規則第72条に定める既発生未報告分を除く) 及び保険金・給付金等の支払いに係る事業費等の合計額)、分母を経過保険料として算出した率です。
2. 経過保険料は、(年度始保有契約年換算保険料+年度末保有契約年換算保険料) ÷ 2を使用しています。

3 経理に関する指標等

1 支払備金明細表

(単位：百万円)

区分	2018年度末	2019年度末	
保険金	死亡保険金	19,290	19,465
	災害保険金	302	204
	高度障害保険金	2,904	3,154
	満期保険金	2,034	1,342
	その他	833	805
	小計	25,365	24,972
年金	4,073	3,556	
給付金	8,612	7,927	
解約戻戻金	19,363	19,813	
保険金据置支払金	230	242	
その他共計	57,809	56,725	

2 責任準備金明細表

(単位：百万円)

区分	2018年度末	2019年度末	
責任準備金 (除危険準備金)	個人保険	6,406,946	6,509,534
	(一般勘定)	6,400,772	6,504,832
	(特別勘定)	6,173	4,702
	個人年金保険	1,841,911	1,605,625
	(一般勘定)	1,840,946	1,604,793
	(特別勘定)	965	832
	団体保険	9,529	9,646
	(一般勘定)	9,529	9,646
	(特別勘定)	—	—
	団体年金保険	194,897	186,956
	(一般勘定)	193,043	185,430
	(特別勘定)	1,853	1,525
	その他	2,090,823	2,005,971
	(一般勘定)	2,090,823	2,005,971
(特別勘定)	—	—	
小計	10,544,108	10,317,735	
(一般勘定)	10,535,116	10,310,674	
(特別勘定)	8,992	7,061	
危険準備金	120,930	123,711	
合計	10,665,038	10,441,446	
(一般勘定)	10,656,046	10,434,385	
(特別勘定)	8,992	7,061	

3 責任準備金残高の内訳

(単位：百万円)

区分	保険料積立金	未経過保険料	払戻積立金	危険準備金	年度末合計
2018年度末	10,248,048	296,059	—	120,930	10,665,038
2019年度末	10,012,180	305,554	—	123,711	10,441,446

4 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高（契約年度別）

1. 責任準備金の積立方式、積立率

		2018年度末		2019年度末	
積立方式	標準責任準備金対象契約	個人保険	平準純保険料式	平準純保険料式	
		個人年金保険			
	標準責任準備金対象外契約	個人保険	平準純保険料式	平準純保険料式	
		個人年金保険			
積立率（危険準備金を除く）		100.0%	100.0%		

(注) 1. 積立方式及び積立率は、個人保険及び個人年金保険を対象としています。なお、団体保険、団体年金保険、財形保険、財形年金保険、医療保障保険及び受再保険は上記には含んでいません。

2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、及び未経過保険料に対する積立率を記載しています。

2. 責任準備金残高（契約年度別）

(単位：百万円、%)

(単位：百万円、%)

契約年度	責任準備金残高	予定利率
～1980年度	54,054	1.50～5.75
1981年度～1985年度	142,129	1.50～5.75
1986年度～1990年度	494,469	1.50～6.00
1991年度～1995年度	580,302	1.50～6.25
1996年度～2000年度	719,826	1.00～4.50
2001年度～2005年度	690,902	0.10～4.80
2006年度～2010年度	1,558,141	0.05～5.81
2011年度	478,968	0.05～5.05
2012年度	387,957	0.05～3.52

契約年度	責任準備金残高	予定利率
2013年度	413,668	0.05～3.55
2014年度	456,429	0.05～3.29
2015年度	467,523	0.05～3.20
2016年度	498,680	0.05～3.20
2017年度	476,572	0.05～3.20
2018年度	508,562	0.25～3.20
2019年度	181,434	0.05～3.20

(注) 1. 責任準備金残高は、個人保険及び個人年金保険の責任準備金（特別勘定の責任準備金及び危険準備金を除く）を記載しています。

2. 予定利率については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しています。

5 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数

1. 責任準備金残高（一般勘定）

(単位：百万円)

	2018年度末	2019年度末
責任準備金残高（一般勘定）	0	0

(注) 1. 保険業法施行規則第68条に規定する保険契約（標準責任準備金対象契約）を対象としています。

2. 責任準備金残高（一般勘定）は、最低保証に係る保険料積立金を記載しています。

2. 算出方法、その計算の基礎となる係数

算出方法については、標準的方式により算出しています。

計算の基礎となる係数については、平成8年大蔵省告示第48号第9項第1号二に規定する率と同じ率を使用しています。

6 契約者配当準備金明細表

(単位：百万円)

区分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	合計	
2018年度	当期首現在高	25,888	333	5,280	533	14	3,152	35,202
	利息による増加	1	0	0	0	0	—	1
	配当金支払による減少	8,019	112	4,357	31	2	9,088	21,611
	その他の増加	0	—	—	—	—	—	0
	当期繰入額	7,377	33	3,424	11	0	9,286	20,134
	当期末現在高	25,249 (17,558)	254 (241)	4,347 (34)	513 (500)	12 (11)	3,350 (—)	33,726 (18,346)
2019年度	当期首現在高	25,249	254	4,347	513	12	3,350	33,726
	利息による増加	1	0	0	0	0	—	1
	配当金支払による減少	8,276	85	3,014	12	1	9,674	21,063
	その他の増加	0	—	—	—	—	—	0
	当期繰入額	6,914	33	1,485	11	△0	8,953	17,399
	当期末現在高	23,889 (16,657)	202 (188)	2,819 (30)	512 (500)	10 (9)	2,629 (—)	30,064 (17,385)

(注) ()内はうち積立配当金額です。

Ⅵ 業務の状況を示す指標等

7 引当金明細表

(2018年度)

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期末残高	当期増減(△)額	計上の理由及び算定方法	
貸倒引当金	一般貸倒引当金	386	249	△136	重要な会計方針に記載したとおりであります。
	個別貸倒引当金	585	629	44	
退職給付引当金	61,459	61,824	365		
役員退職慰労引当金	443	344	△98		
価格変動準備金	177,026	193,614	16,588		

(2019年度)

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期末残高	当期増減(△)額	計上の理由及び算定方法	
貸倒引当金	一般貸倒引当金	249	208	△40	重要な会計方針に記載したとおりであります。
	個別貸倒引当金	629	707	78	
退職給付引当金	61,824	62,000	176		
役員退職慰労引当金	344	339	△5		
価格変動準備金	193,614	200,040	6,426		

8 特定海外債権引当勘定の状況

2018年度末及び2019年度末とも残高はありません。

9 資本金等明細表

(2018年度)

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘要
資本金	75,500	—	—	75,500	
うち既発行株式					
普通株式	(2,100,977株)	(一株)	(一株)	(2,100,977株)	
優先株式	(47株)	(一株)	(一株)	(47株)	
計	75,500	—	—	75,500	
資本剰余金					
資本準備金	35,429	—	—	35,429	
その他資本剰余金	—	—	—	—	
計	35,429	—	—	35,429	

(2019年度)

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘要
資本金	75,500	—	—	75,500	
うち既発行株式					
普通株式	(2,100,977株)	(一株)	(一株)	(2,100,977株)	
優先株式	(47株)	(一株)	(一株)	(47株)	
計	75,500	—	—	75,500	
資本剰余金					
資本準備金	35,429	—	—	35,429	
その他資本剰余金	—	—	—	—	
計	35,429	—	—	35,429	

10 保険料明細表

(単位：百万円)

区分	2018年度	2019年度
個人保険	1,005,946	835,483
(うち一時払)	318,612	116,613
(うち年払)	265,723	296,783
(うち半年払)	17,751	18,898
(うち月払)	403,859	403,187
個人年金保険	42,002	19,774
(うち一時払)	27,774	6,482
(うち年払)	2,299	2,088
(うち半年払)	437	363
(うち月払)	11,491	10,839
団体保険	9,779	8,304
団体年金保険	10,983	10,507
その他計	1,131,415	914,373

11 保険金明細表

(単位：百万円)

区分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	2019年度 合計	2018年度 合計
死亡保険金	77,100	5,207	3,667	—	—	39,451	125,425	115,178
災害保険金	566	21	61	—	—	94	743	747
高度障害保険金	5,001	8	211	—	—	27	5,249	4,392
満期保険金	31,626	—	—	—	74	—	31,700	54,617
その他	4,665	—	18	—	—	68	4,752	4,687
合計	118,959	5,237	3,958	—	74	39,642	167,872	179,623

12 年金明細表

(単位：百万円)

個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	2019年度 合計	2018年度 合計
11,399	58,535	15	5,050	758	1,067	76,827	78,515

13 給付金明細表

(単位：百万円)

区分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	2019年度 合計	2018年度 合計
死亡給付金	459	1,743	951	340	4	196	3,695	4,366
入院給付金	16,601	57	32	—	—	75	16,767	16,603
手術給付金	12,251	23	—	—	—	8	12,284	11,681
障害給付金	170	—	23	—	—	—	193	158
生存給付金	6,787	—	—	—	74	5,412	12,273	10,756
その他	10,114	93,789	7	13,333	—	1,798	119,044	138,760
合計	46,385	95,614	1,015	13,674	78	7,491	164,258	182,326

14 解約返戻金明細表

(単位：百万円)

個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	2019年度 合計	2018年度 合計
188,188	37,232	—	108	728	—	226,257	223,623

VI 業務の状況を示す指標等

15 減価償却費明細表

(単位：百万円、%)

区分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有形固定資産	25,388	1,857	15,235	10,153	60.0
建物	13,237	528	6,981	6,256	52.7
リース資産	3,273	218	1,420	1,853	43.4
その他の有形固定資産	8,877	1,110	6,834	2,043	77.0
無形固定資産	36,041	2,378	26,384	9,656	73.2
その他	69	8	44	24	64.4
合計	61,499	4,243	41,664	19,834	67.7

16 事業費明細表

(単位：百万円)

区分	2018年度	2019年度
営業活動費	63,813	55,483
営業管理費	26,020	22,874
一般管理費	101,326	110,667
合計	191,160	189,024

(注) 一般管理費のうち、生命保険契約者保護機構に対する負担金は、2018年度が1,342百万円、2019年度が1,357百万円です。

17 税金明細表

(単位：百万円)

区分	2018年度	2019年度
国税	7,747	7,816
消費税	6,608	6,868
地方法人特別税	971	798
印紙税	152	138
登録免許税	0	0
その他の国税	15	11
地方税	4,452	4,155
地方消費税	1,783	1,897
法人事業税	2,328	1,912
固定資産税	140	140
事業所税	119	130
その他の地方税	81	73
合計	12,200	11,971

18 リース取引

[通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引]

2018年度及び2019年度とも該当する取引はありません。

19 借入金残存期間別残高

(単位：百万円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのない ものを含む)	合計
2018年度末	—	—	—	—	—	6,355	6,355
2019年度末	—	—	—	—	—	6,355	6,355

(注) 借入金残高は、他の債務より債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。

4 一般勘定資産の運用に関する指標等

1 2019年度の一般勘定資産の運用状況

1. 運用環境

当期におけるわが国経済は、概ね景気は弱含みとなりました。年度前半は、米中間の通商問題を背景に輸出が伸び悩むなか、個人消費の持ち直しと設備投資の増加傾向が続き、緩やかな景気回復基調で推移しました。しかし10月に実施された消費税率引き上げにより、個人消費、住宅投資が落ち込み、一部で弱含みを見せていた企業の生産活動は一段と弱含みました。年明け以降は、新型コロナウイルスの感染拡大により、個人消費、生産活動の大幅な落ち込みが見られ、景気の不透明感が急速に高まりました。

国内債券市場（10年国債利回り）は、国内景気の先行き不透明感の強まりに加え、海外長期金利の金利低下が波及し低下基調となり、9月には一時マイナス0.30%近傍まで低下しました。しかしその後、米中間の通商協議の進展期待が高まり、一転して利回りは上昇に転じました。年明け以降は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大で、リスク回避目的の国債購入が加速し利回りは一旦大きく低下しました。しかし、財政出動による国債増発懸念からその後反転上昇し、年度末の10年国債金利は前年度末比0.105%高い0.010%で取引を終えました。

国内株式市場（日経平均株価）は、米中間の通商問題による世界経済の後退懸念が高まり夏場にかけて上値の重い展開が続きました。しかし、10月に米中間で通商問題についての部分的な合意が伝わると、世界の株式市場は上昇に転じました。また、米国連邦準備理事会による政策金利の引き下げを好感し、日経平均株価も年度の高値を更新する展開となりました。しかし、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、世界的にリスク資産からの逃避行動が強まり、日経平均株価も大幅に下落しました。日経平均株価は、前年度末比2,288.80円下落の18,917.01円で取引を終えました。

外国為替市場（ドル円相場）は、米中間の通商問題による世界経済の後退懸念の高まりと、米国連邦準備理事会による政策金利の引き下げにより、一時1ドル105円を下回る円高の展開となりました。その後、米中間の通商問題の解決の糸口が見え始めるとリスク資産が選好され円安の展開となり一時112円を付けました。しかし、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、安全資産としての円が選好され、徐々に円高局面となりました。ドル円レートは前年度末比2.16円円高水準の1ドル108.83円で取引を終えました。

2. 当社の運用方針

当社の資産運用は、ALM（資産負債総合管理）の観点から、原則的に保険負債の特性に合致する運用資産への投資を行っています。具体的には、安定したキャッシュフローが得られる国債や信用度の高い発行体による確定利付資産を運用の中心に置いています。また、信用度の若干劣る確定利付資産・株式・不動産などへの投資を限定的に実行することで総合収益の向上を図っております。なお、外貨建保険負債に対応するものを除き、外貨建公社債等につきましては、原則として為替ヘッジを行っています。

3. 運用実績の概況

2019年度末の一般勘定資産残高は11兆3,083億円となりました。資産運用については、引き続き安定的な収益を確保できる国内外公社債を運用の中核に据えました。なお、主な資産の運用状況は以下のとおりです。

国内公社債につきましては、負債特性を勘案し、国債ならびに高格付け社債への投資を行いました。外国証券については、外貨建保険対応として負債側の状況等を勘案しながら外貨建公社債へ投資を行いました。加えて、外貨建保険負債対応外で為替ヘッジを付した外貨建公社債等への投資も行いました。貸付金については、国内外の案件に投資を実施しました。

この結果、2019年度末の主な資産構成は、公社債39.8%、外国証券40.8%、貸付金12.3%となりました。

Ⅵ 業務の状況を示す指標等

4. ポートフォリオの推移

a. 資産の構成

(単位：百万円、%)

区分	2018年度末		2019年度末	
	金額	占率	金額	占率
現預金・コールローン	188,979	1.6	224,680	2.0
買入金銭債権	21,028	0.2	17,919	0.2
有価証券	9,737,224	83.6	9,278,638	82.1
公社債	4,701,488	40.4	4,497,701	39.8
株式	116,003	1.0	109,868	1.0
外国証券	4,858,113	41.7	4,615,554	40.8
公社債	4,697,135	40.3	4,496,553	39.8
株式等	160,977	1.4	119,001	1.1
その他の証券	61,619	0.5	55,513	0.5
貸付金	1,315,143	11.3	1,392,561	12.3
保険約款貸付	83,665	0.7	84,934	0.8
一般貸付	1,231,477	10.6	1,307,627	11.6
不動産	48,843	0.4	48,850	0.4
繰延税金資産	84,461	0.7	121,726	1.1
その他	255,546	2.2	224,872	2.0
貸倒引当金	△879	△0.0	△916	△0.0
合計	11,650,348	100.0	11,308,332	100.0
うち外貨建資産	5,638,214	48.4	5,441,409	48.1

b. 資産の増減

(単位：百万円)

区分	2018年度	2019年度
現預金・コールローン	32,656	35,701
買入金銭債権	△3,931	△3,108
有価証券	51,387	△458,586
公社債	13,302	△203,786
株式	△8,366	△6,135
外国証券	42,741	△242,558
公社債	26,010	△200,581
株式等	16,730	△41,976
その他の証券	3,710	△6,106
貸付金	194,208	77,418
保険約款貸付	4,646	1,268
一般貸付	189,562	76,149
不動産	△224	6
繰延税金資産	△1,754	37,265
その他	△34,310	△30,673
貸倒引当金	92	△37
合計	238,124	△342,015
うち外貨建資産	252,239	△196,805

2 運用利回り

(単位：%)

区分	2018年度	2019年度
現預金・コールローン	△0.57	△0.19
買入金銭債権	2.13	2.19
有価証券	3.80	0.64
うち公社債	1.96	2.13
うち株式	15.57	8.12
うち外国証券	5.41	△0.97
貸付金	6.70	2.08
うち一般貸付	6.90	2.01
不動産	5.51	5.77
一般勘定計	3.38	0.67

- (注) 1. 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益－資産運用費用として算出した利回りです。
2. 資産運用利回り計算の分子の資産運用収益のなかには外貨建保険に係る為替差損益等が含まれていますが、この差損益等は損益上、同保険商品の責任準備金の繰入額で実質相殺され経常利益には影響を与えておりません。この影響を除いた一般勘定の運用利回りは次のとおりです。

区分	2018年度	2019年度
一般勘定計	2.65	2.73

3 主要資産の平均残高

(単位：百万円)

区分	2018年度	2019年度
現預金・コールローン	146,449	140,060
買入金銭債権	22,224	18,717
有価証券	9,742,529	9,471,790
うち公社債	4,774,910	4,604,739
うち株式	74,216	76,899
うち外国証券	4,846,685	4,743,022
貸付金	1,236,375	1,382,849
うち一般貸付	1,155,366	1,299,367
不動産	48,810	48,841
一般勘定計	11,566,445	11,425,014
うち海外投融資	5,929,774	5,969,844

4 資産運用収益明細表

(単位：百万円)

区分	2018年度	2019年度
利息及び配当金等収入	320,532	311,481
商品有価証券運用益	—	—
金銭の信託運用益	—	—
売買目的有価証券運用益	2,105	—
有価証券売却益	31,410	36,820
有価証券償還益	1,163	1,418
金融派生商品収益	—	—
為替差益	136,225	—
貸倒引当金戻入額	82	—
その他運用収益	1,684	7,289
合計	493,203	357,009

5 資産運用費用明細表

(単位：百万円)

区分	2018年度	2019年度
支払利息	1,024	193
商品有価証券運用損	—	—
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	1,420
有価証券売却損	19,406	1,095
有価証券評価損	1,245	10,271
有価証券償還損	610	365
金融派生商品費用	77,661	13,735
為替差損	—	250,590
貸倒引当金繰入額	—	50
貸付金償却	0	0
賃貸用不動産等減価償却費	714	675
その他運用費用	1,916	1,973
合計	102,579	280,370

6 利息及び配当金等収入明細表

(単位：百万円)

区分	2018年度	2019年度
預貯金利息	645	656
有価証券利息・配当金	269,440	256,131
公社債利息	78,003	74,846
株式配当金	3,438	3,661
外国証券利息配当金	185,309	175,178
貸付金利息	44,632	48,791
不動産賃貸料	5,203	5,297
その他共計	320,532	311,481

7 有価証券売却益明細表

(単位：百万円)

区分	2018年度	2019年度
国債等債券	16,295	23,419
株式等	8,370	4,081
外国証券	6,744	8,818
その他共計	31,410	36,820

8 有価証券売却損明細表

(単位：百万円)

区分	2018年度	2019年度
国債等債券	612	1
株式等	215	354
外国証券	18,577	738
その他共計	19,406	1,095

9 有価証券評価損明細表

(単位：百万円)

区分	2018年度	2019年度
国債等債券	—	—
株式等	—	1,081
外国証券	1,245	8,371
その他共計	1,245	10,271

10 商品有価証券明細表

2018年度末及び2019年度末とも保有していません。

11 商品有価証券売買高

2018年度及び2019年度とも該当する取引はありません。

12 有価証券明細表

(単位：百万円、%)

区分	2018年度末		2019年度末	
	金額	占率	金額	占率
国債	3,866,656	39.7	3,732,502	40.2
地方債	74,162	0.8	70,760	0.8
社債	760,668	7.8	694,438	7.5
うち公社・公団債	394,313	4.0	364,297	3.9
株式	116,003	1.2	109,868	1.2
外国証券	4,858,113	49.9	4,615,554	49.7
公社債	4,697,135	48.2	4,496,553	48.5
株式等	160,977	1.7	119,001	1.3
その他の証券	61,619	0.6	55,513	0.6
合計	9,737,224	100.0	9,278,638	100.0

Ⅵ 業務の状況を示す指標等

13 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

区分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定め ないものを 含む)	合計
2018年度末	国債	13,015	176,046	197,669	341,099	321,411	2,817,414	3,866,656
	地方債	—	—	8,217	22,599	16,134	27,211	74,162
	社債	50,160	88,907	125,232	75,085	81,136	340,145	760,668
	株式						116,003	116,003
	外国証券	234,986	501,228	617,106	756,575	950,773	1,797,442	4,858,113
	公社債	234,177	500,998	617,106	756,575	950,773	1,637,503	4,697,135
	株式等	808	229	—	—	—	159,939	160,977
	その他の証券	109	—	—	—	—	61,510	61,619
	買入金銭債権	—	—	—	—	—	21,028	21,028
	譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	
合計	298,271	766,182	948,226	1,195,359	1,369,455	5,180,757	9,758,253	
2019年度末	国債	107,489	110,686	392,869	162,203	370,173	2,589,080	3,732,502
	地方債	—	3,529	19,496	14,659	16,001	17,074	70,760
	社債	57,711	81,830	97,647	61,346	94,430	301,471	694,438
	株式						109,868	109,868
	外国証券	238,224	376,381	559,132	753,642	841,781	1,846,391	4,615,554
	公社債	237,568	376,331	559,132	753,642	841,781	1,728,097	4,496,553
	株式等	656	50	—	—	—	118,294	119,001
	その他の証券	29	—	—	—	—	55,483	55,513
	買入金銭債権	—	—	—	—	—	17,919	17,919
	譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	
合計	403,455	572,427	1,069,145	991,852	1,322,386	4,937,290	9,296,558	

14 保有公社債の期末残高利回り

(単位：%)

区分	2018年度	2019年度
公社債	1.70	1.70
外国公社債	3.36	3.04

15 業種別株式保有明細表

(単位：百万円、%)

区分	2018年度末		2019年度末		
	金額	占率	金額	占率	
水産・農林業	294	0.3	218	0.2	
鉱業	—	—	—	—	
建設業	4,788	4.1	4,060	3.7	
製造業	食料品	1,671	1.4	—	—
	繊維製品	—	—	—	—
	パルプ・紙	—	—	—	—
	化学	11,231	9.7	7,743	7.0
	医薬品	12,845	11.1	12,921	11.8
	石油・石炭製品	423	0.4	1,207	1.1
	ゴム製品	781	0.7	608	0.6
	ガラス・土石製品	—	—	446	0.4
	鉄鋼	—	—	—	—
	非鉄金属	—	—	—	—
	金属製品	208	0.2	247	0.2
	機械	1,897	1.6	2,296	2.1
	電気機器	2,059	1.8	2,084	1.9
	輸送用機器	2,522	2.2	2,637	2.4
	精密機器	—	—	—	—
	その他製品	—	—	—	—
電気・ガス業	1,075	0.9	1,506	1.4	
運輸・情報通信業	陸運業	3,800	3.3	3,371	3.1
	海運業	—	—	—	—
	空運業	—	—	—	—
	倉庫・運輸関連業	—	—	—	—
	情報・通信業	17,876	15.4	23,150	21.1
商業	卸売業	13,128	11.3	11,643	10.6
	小売業	1,686	1.5	1,136	1.0
金融・保険業	銀行業	10,713	9.2	8,028	7.3
	証券・商品先物取引業	—	—	—	—
	保険業	25,144	21.7	24,035	21.9
	その他金融業	2,274	2.0	1,387	1.3
不動産業	15	0.0	15	0.0	
サービス業	1,562	1.3	1,118	1.0	
合計	116,003	100.0	109,868	100.0	

16 貸付金明細表

(単位：百万円)

区分	2018年度末	2019年度末
保険約款貸付	83,665	84,934
契約者貸付	69,711	71,109
保険料振替貸付	13,953	13,825
一般貸付	1,231,477	1,307,627
(うち非居住者貸付)	(1,090,187)	(1,160,599)
企業貸付	1,189,244	1,266,775
(うち国内企業向け)	(114,056)	(121,176)
国・国際機関・政府関係機関貸付	10,056	10,049
公共団体・公企業貸付	28,072	27,680
住宅ローン	3,894	3,054
消費者ローン	209	67
その他	—	—
合計	1,315,143	1,392,561

Ⅵ 業務の状況を示す指標等

17 貸付金残存期間別残高

(単位：百万円)

区分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超(期間の定め のないものを含む)	合計
2018年度末	変動金利	2,562	7,005	1,743	708	381	380	12,783
	固定金利	16,847	118,752	152,223	276,912	371,510	282,447	1,218,694
	一般貸付計	19,410	125,758	153,966	277,621	371,892	282,828	1,231,477
2019年度末	変動金利	5,096	2,564	1,345	1,084	103	305	10,499
	固定金利	101,491	96,635	177,618	312,799	379,343	229,239	1,297,127
	一般貸付計	106,588	99,199	178,963	313,883	379,447	229,544	1,307,627

18 国内企業向け貸付金企業規模別内訳

(単位：件、百万円、%)

区分		2018年度末	占率	2019年度末	占率
大企業	貸付先数	8	26.7	7	21.9
	金額	28,579	25.1	28,472	23.5
中堅企業	貸付先数	3	10.0	3	9.4
	金額	15,000	13.2	15,000	12.4
中小企業	貸付先数	19	63.3	22	68.8
	金額	70,477	61.8	77,703	64.1
国内企業向け貸付計	貸付先数	30	100.0	32	100.0
	金額	114,056	100.0	121,176	100.0

(注) 1. 業種の区分は以下のとおりです。

2. 貸付先数とは、各貸付先を名寄せした結果の債務者数をいい、貸付件数ではありません。

業種	①右の②～④を除く全業種		②小売業、飲食業		③サービス業		④卸売業	
大企業	従業員 300名超かつ	資本金 10億円以上	従業員 50名超かつ	資本金 10億円以上	従業員 100名超かつ	資本金 10億円以上	従業員 100名超かつ	資本金 10億円以上
中堅企業		資本金 3億円超 10億円未満		資本金 5千万円超 10億円未満		資本金 5千万円超 10億円未満		資本金 1億円超 10億円未満
中小企業	資本金3億円以下又は 常用する従業員300人以下		資本金5千万円以下又は 常用する従業員50人以下		資本金5千万円以下又は 常用する従業員100人以下		資本金1億円以下又は 常用する従業員100人以下	

19 貸付金業種別内訳

(単位：百万円、%)

区分	2018年度末		2019年度末	
	金額	占率	金額	占率
製造業	3,000	0.2	3,000	0.2
食料	—	—	—	—
繊維	—	—	—	—
木材・木製品	—	—	—	—
パルプ・紙	—	—	—	—
印刷	—	—	—	—
化学	—	—	—	—
石油・石炭	—	—	—	—
窯業・土石	—	—	—	—
鉄鋼	—	—	—	—
非鉄金属	—	—	—	—
金属製品	—	—	—	—
はん用・生産用・業務用機械	—	—	—	—
電気機械	—	—	—	—
輸送用機械	3,000	0.2	3,000	0.2
その他の製造業	—	—	—	—
農業・林業	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—
運輸業、郵便業	585	0.0	478	0.0
卸売業	—	—	—	—
小売業	—	—	—	—
金融業、保険業	39,398	3.2	39,390	3.0
不動産業	70,477	5.7	77,703	5.9
物品賃貸業	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—
飲食業	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—
医療・福祉	—	—	—	—
その他のサービス	652	0.1	653	0.0
地方公共団体	23,072	1.9	22,680	1.7
個人（住宅・消費・納税資金等）	4,104	0.3	3,121	0.2
合計	141,289	11.5	147,027	11.2
海外向け	15,000	1.2	15,000	1.1
政府等	15,000	1.2	15,000	1.1
金融機関	—	—	42,000	3.2
商工業（等）	1,075,187	87.3	1,103,599	84.4
合計	1,090,187	88.5	1,160,599	88.8
一般貸付計	1,231,477	100.0	1,307,627	100.0

20 貸付金使途別内訳

(単位：百万円、%)

区分	2018年度末		2019年度末	
	金額	占率	金額	占率
設備資金	71,714	96.0	78,835	96.3
運転資金	3,000	4.0	3,000	3.7

VI 業務の状況を示す指標等

21 貸付金地域別内訳

(単位：百万円、%)

区分	2018年度末		2019年度末	
	金額	占率	金額	占率
北海道	—	—	—	—
東北	4,319	3.1	4,322	3.0
関東	97,764	71.3	107,319	74.6
中部	15,946	11.6	15,783	11.0
近畿	12,695	9.3	10,251	7.1
中国	1,561	1.1	1,474	1.0
四国	2,086	1.5	1,972	1.4
九州	2,812	2.0	2,780	1.9
合計	137,185	100.0	143,905	100.0

(注) 1. 個人ローン、非居住者貸付、保険約款貸付等は含んでいません。
2. 地域区分は、貸付先の本社所在地によります。

22 貸付金担保別内訳

(単位：百万円、%)

区分	2018年度末		2019年度末	
	金額	占率	金額	占率
担保貸付	1,145,664	93.0	1,181,303	90.3
有価証券担保貸付	—	—	—	—
不動産・動産・財団担保貸付	1,145,664	93.0	1,181,303	90.3
指名債権担保貸付	—	—	—	—
保証貸付	1,237	0.1	1,131	0.1
信用貸付	80,470	6.5	122,070	9.3
その他	4,104	0.3	3,121	0.2
一般貸付計	1,231,477	100.0	1,307,627	100.0
うち劣後特約付貸付	19,341	1.6	19,341	1.5

23 有形固定資産明細表

1. 有形固定資産の明細

(単位：百万円、%)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額		当期償却額	当期末残高	減価償却累計額	償却累計率
2018年度	土地	29,782	—	181	—	29,601	—	—
	建物	19,285	1,331	123	—	19,199	17,061	47.1
	リース資産	2,290	—	—	218	2,071	1,201	36.7
	建設仮勘定	—	45	2	—	43	—	—
	その他の有形固定資産	2,202	927	70	—	2,010	6,205	75.5
	合計	53,560	2,304	378	—	52,925	24,468	—
	うち賃貸等不動産	39,868	429	246	—	39,360	10,479	—
2019年度	土地	29,601	—	23	(11)	29,577	—	—
	建物	19,199	1,331	80	(13)	19,270	18,185	48.6
	リース資産	2,071	—	—	218	1,853	1,420	43.4
	建設仮勘定	43	3	45	—	1	—	—
	その他の有形固定資産	2,010	1,226	8	(0)	2,093	7,215	77.5
	合計	52,925	2,561	157	(24)	52,796	26,820	—
	うち賃貸等不動産	39,360	717	64	(24)	39,361	11,204	—

(注) 1. 「当期減少額」欄の括弧内には、減損損失の計上額を記載しています。
2. 賃貸等不動産の当期増加額、当期減少額には用途変更に伴う振替額を含んでいます。

2. 不動産残高及び賃貸用ビル保有数

(単位：百万円)

区分	2018年度末	2019年度末
不動産残高	48,843	48,850
営業用	9,483	9,488
賃貸用	39,360	39,361
賃貸用ビル保有数	82棟	82棟

24 固定資産等処分益明細表

(単位：百万円)

区分	2018年度	2019年度
有形固定資産	169	6
土地	53	1
建物	84	4
リース資産	—	—
その他	30	0
無形固定資産	—	—
その他	—	—
合計	169	6
うち賃貸等不動産	138	5

25 固定資産等処分損明細表

(単位：百万円)

区分	2018年度	2019年度
有形固定資産	151	78
土地	2	—
建物	78	72
リース資産	—	—
その他	70	5
無形固定資産	8	389
その他	5	5
合計	165	473
うち賃貸等不動産	11	17

26 賃貸用不動産等減価償却費明細表

(単位：百万円、%)

区分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有形固定資産	24,649	675	11,585	13,064	47.0
建物	24,218	651	11,204	13,014	46.3
リース資産	—	—	—	—	—
その他の有形固定資産	430	24	381	49	88.5
無形固定資産	13	—	13	—	100.0
その他	38	—	38	—	100.0
合計	24,701	675	11,637	13,064	47.1

27 海外投融資の状況
1. 資産別明細
a. 外貨建資産

(単位：百万円、%)

区分	2018年度末		2019年度末	
	金額	占率	金額	占率
公社債	4,274,112	70.0	4,079,135	68.7
株式	7,446	0.1	19,316	0.3
現預金・その他	1,356,656	22.2	1,342,957	22.6
小計	5,638,214	92.4	5,441,409	91.6

b. 円貨額が確定した外貨建資産

(単位：百万円、%)

区分	2018年度末		2019年度末	
	金額	占率	金額	占率
公社債	—	—	—	—
現預金・その他	—	—	—	—
小計	—	—	—	—

c. 円貨建資産

(単位：百万円、%)

区分	2018年度末		2019年度末	
	金額	占率	金額	占率
非居住者貸付	15,000	0.2	57,000	1.0
公社債(円建外債)・その他	449,736	7.4	441,405	7.4
小計	464,736	7.6	498,405	8.4

d. 合計

(単位：百万円、%)

区分	2018年度末		2019年度末	
	金額	占率	金額	占率
海外投融資	6,102,950	100.0	5,939,815	100.0

(注) 「円貨額が確定した外貨建資産」は、為替予約等が付されていることにより決済時の円貨額が確定し、当該円貨額を資産の貸借対照表価額としているものです。

2. 地域別構成

(単位：百万円、%)

区分	2018年度末								2019年度末							
	外国証券		[うち公社債]		[うち株式等]		非居住者貸付		外国証券		[うち公社債]		[うち株式等]		非居住者貸付	
	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率
北米	3,353,330	69.0	3,353,111	71.4	218	0.1	1,032,840	94.7	3,402,510	73.7	3,401,610	75.6	899	0.8	1,110,010	95.6
ヨーロッパ	526,836	10.8	421,758	9.0	105,077	65.3	5,000	0.5	396,247	8.6	344,906	7.7	51,341	43.1	5,000	0.4
オセアニア	499,050	10.3	499,050	10.6	—	—	42,347	3.9	410,723	8.9	410,723	9.1	—	—	35,589	3.1
アジア	27,936	0.6	27,936	0.6	0	0.0	—	—	19,028	0.4	19,028	0.4	—	—	—	—
中南米	143,210	2.9	87,528	1.9	55,681	34.6	—	—	179,398	3.9	112,638	2.5	66,760	56.1	—	—
中東	1,086	0.0	1,086	0.0	—	—	—	—	1	0.0	1	0.0	—	—	—	—
アフリカ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際機関	306,662	6.3	306,662	6.5	—	—	10,000	0.9	207,644	4.5	207,644	4.6	—	—	10,000	0.9
合計	4,858,113	100.0	4,697,135	100.0	160,977	100.0	1,090,187	100.0	4,615,554	100.0	4,496,553	100.0	119,001	100.0	1,160,599	100.0

3. 外貨建資産の通貨別構成

(単位：百万円、%)

区分	2018年度末		2019年度末	
	金額	占率	金額	占率
米ドル	4,522,486	80.2	4,562,834	83.9
ユーロ	10,725	0.2	6,288	0.1
豪ドル	1,102,915	19.6	871,388	16.0
その他	2,086	0.0	897	0.0
合計	5,638,214	100.0	5,441,409	100.0

VI 業務の状況を示す指標等

28 海外投融資利回り

(単位：%)

2018年度	2019年度
4.62	△0.66

(注) 資産運用利回り計算の分子の資産運用収益のなかには外貨建保険に係る為替差損益等が含まれていますが、この差損益等は損益上、同保険商品の責任準備金の繰入額で実質相殺され経常利益には影響を与えておりません。
この影響を除いた一般勘定の運用利回りは次のとおりです。

2018年度	2019年度
3.20	3.28

29 公共関係投融資の概況 (新規引受額、貸出額)

(単位：百万円)

区分	2018年度	2019年度
	金額	金額
公共債	国債	—
	地方債	—
	公社・公団債	63
	小計	63
貸付	政府関係機関	56
	公共団体・公企業	—
	小計	56
合計	119	101

30 各種ローン金利

貸出の種類	利率		
	2016年8月10日実施 年0.95%	2017年7月11日実施 年1.00%	2019年7月10日実施 年0.95%
一般貸付標準金利 (長期プライムレート)			

(注) 住宅ローン、消費者ローン(提携ローン)につきましては、新規の取扱いは行っておりません。

31 その他の資産明細表

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	当期増加額	当期減少額	減価償却累計額	期末残高	摘要
繰延資産等	144	54	38	83	76	
合計	144	54	38	83	76	

5 有価証券等の時価情報 (一般勘定)

1 有価証券の時価情報

1. 売買目的有価証券の評価損益

(単位：百万円)

区分	2018年度末		2019年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	34,140	2,105	35,252	△1,420

(注) 2018年度末、2019年度末とも「金銭の信託」は保有していません。

2. 有価証券の時価情報 (売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの)

(単位：百万円)

区分	2018年度末					2019年度末				
	帳簿価額	時価	差損益	[うち差益]	[うち差損]	帳簿価額	時価	差損益	[うち差益]	[うち差損]
満期保有目的の債券	66,669	71,252	4,583	4,591	△8	61,912	65,916	4,003	4,003	—
責任準備金対応債券	7,281,281	8,285,149	1,003,868	1,011,764	△7,896	6,976,451	8,190,333	1,213,881	1,233,185	△19,303
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他有価証券	2,191,140	2,331,431	140,291	147,205	△6,913	2,074,512	2,178,717	104,205	147,129	△42,923
公社債	602,960	659,256	56,296	56,316	△19	581,442	626,854	45,411	46,259	△847
株式	58,108	98,878	40,770	41,460	△690	60,741	92,859	32,118	35,510	△3,392
外国証券	1,502,302	1,529,994	27,691	33,894	△6,203	1,405,856	1,422,694	16,837	55,168	△38,330
公社債	1,376,074	1,404,195	28,120	33,595	△5,474	1,315,380	1,339,652	24,272	53,875	△29,602
株式等	126,228	125,799	△429	299	△728	90,476	83,041	△7,434	1,293	△8,728
その他の証券	20,167	35,052	14,885	14,885	—	19,827	29,006	9,179	9,528	△349
買入金銭債権	7,601	8,248	647	647	△0	6,644	7,303	659	662	△3
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	9,539,091	10,687,833	1,148,742	1,163,561	△14,818	9,112,876	10,434,967	1,322,090	1,384,318	△62,227
公社債	4,645,191	5,480,348	835,157	835,206	△48	4,452,289	5,215,559	763,270	764,297	△1,027
株式	58,108	98,878	40,770	41,460	△690	60,741	92,859	32,118	35,510	△3,392
外国証券	4,795,243	5,051,371	256,128	270,207	△14,079	4,562,757	5,078,660	515,902	573,356	△57,454
公社債	4,669,015	4,925,572	256,557	269,907	△13,350	4,472,281	4,995,618	523,337	572,063	△48,726
株式等	126,228	125,799	△429	299	△728	90,476	83,041	△7,434	1,293	△8,728
その他の証券	20,167	35,052	14,885	14,885	—	19,827	29,006	9,179	9,528	△349
買入金銭債権	20,380	22,182	1,801	1,801	△0	17,260	18,881	1,620	1,624	△3
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

・時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区分	2018年度末	2019年度末
満期保有目的の債券	—	—
非上場外国債券	—	—
その他	—	—
責任準備金対応債券	—	—
子会社・関連会社株式	43,366	43,386
非上場国内株式（店頭売買株式を除く）	16,909	16,909
非上場外国株式（店頭売買株式を除く）	—	—
その他	26,457	26,477
その他有価証券	1,243	816
非上場国内株式（店頭売買株式を除く）	216	99
非上場外国株式（店頭売買株式を除く）	0	—
非上場外国債券	—	—
その他	1,027	716
合計	44,610	44,202

2 金銭の信託の時価情報

2018年度末及び2019年度末とも保有していません。

3 デリバティブ取引の時価情報（ヘッジ会計適用・非適用分の合算値）

1. 差損益の内訳（ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳）

(単位：百万円)

区分	ヘッジ会計適用分	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
		2018年度末	2,347	△24,663	—	—	—
	ヘッジ会計非適用分	△180	△32,295	—	—	—	△32,476
	合計	2,167	△56,959	—	—	—	△54,791
2019年度末	ヘッジ会計適用分	12,401	△27,280	—	—	—	△14,879
	ヘッジ会計非適用分	—	△27,074	—	—	—	△27,074
	合計	12,401	△54,354	—	—	—	△41,953

(注) ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分の差損益（2018年度末 通貨関連△5,027百万円、2019年度末 通貨関連503百万円）及びヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。

2. 金利関連

(単位：百万円)

区分	種類	2018年度末				2019年度末			
		契約額等	[うち1年超]	時価	差損益	契約額等	[うち1年超]	時価	差損益
店頭	金利スワップ								
	固定金利受取/変動金利支払	20,000	20,000	2,347	2,347	84,657	84,657	12,401	12,401
	変動金利受取/固定金利支払	—	—	—	—	—	—	—	—
	金利スワップション								
	売建	—	—	—	—	—	—	—	—
	買建	5,000	—	△180	△180	—	—	—	—
合計				2,167				12,401	

(参考) 金利スワップ契約の残存期間別構成

(単位：百万円、%)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合計
2018年度末	受取固定/支払変動スワップ想定元本	—	—	—	—	20,000	20,000
	平均受取固定金利	—	—	—	—	0.94	0.94
	平均支払変動金利	—	—	—	—	0.01	0.01
	支払固定/受取変動スワップ想定元本	—	—	—	—	—	—
	平均支払固定金利	—	—	—	—	—	—
	平均受取変動金利	—	—	—	—	—	—
2019年度末	受取固定/支払変動スワップ想定元本	—	—	—	—	84,657	84,657
	平均受取固定金利	—	—	—	—	1.48	1.48
	平均支払変動金利	—	—	—	—	1.08	1.08
	支払固定/受取変動スワップ想定元本	—	—	—	—	—	—
	平均支払固定金利	—	—	—	—	—	—
	平均受取変動金利	—	—	—	—	—	—

Ⅵ 業務の状況を示す指標等

3. 通貨関連

(単位：百万円)

区分	種類	2018年度末				2019年度末			
		契約額等	[うち1年超]	時価	差損益	契約額等	[うち1年超]	時価	差損益
店頭	為替予約								
	売建	922,997	350,788	△36,898	△36,898	721,807	266,242	△19,983	△19,983
	(米ドル)	911,578	350,788	△37,312	△37,312	717,830	266,242	△20,079	△20,079
	(ユーロ)	7,693	—	367	367	2,856	—	66	66
	(英ポンド)	3,725	—	47	47	1,119	—	28	28
	買建	189,793	4,321	2,574	2,574	93,078	12,850	250	250
	(米ドル)	184,532	4,321	2,678	2,678	90,715	12,850	282	282
	(ユーロ)	3,467	—	△99	△99	2,024	—	△26	△26
	(英ポンド)	1,792	—	△4	△4	338	—	△4	△4
	通貨オプション								
	売建								
	コール	—	—	—	—	—	—	—	—
		(—)	(—)			(—)	(—)		
	プット	—	—	—	—	—	—	—	—
		(—)	(—)			(—)	(—)		
	買建								
	コール	—	—	—	—	—	—	—	—
		(—)	(—)			(—)	(—)		
	プット	102	—	0	△21	—	—	—	—
		(21)	(—)			(—)	(—)		
(米ドル)	102	—	0	△21	—	—	—	—	
	(21)	(—)			(—)	(—)			
通貨スワップ									
受取円貨支払外貨	224,942	209,093	△20,596	△20,596	205,432	191,895	△29,191	△29,191	
(米ドル)	224,942	209,093	△20,596	△20,596	205,432	191,895	△29,191	△29,191	
受取外貨支払円貨	27,681	27,681	△2,017	△2,017	27,681	14,000	△5,430	△5,430	
(米ドル)	5,281	5,281	△99	△99	5,281	—	△123	△123	
(豪ドル)	22,400	22,400	△1,918	△1,918	22,400	14,000	△5,307	△5,307	
合計				△56,959				△54,354	

- (注) 1. 括弧内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。
 2. 年度末の為替相場は先物相場を使用しています。
 3. 為替予約の時価は差損益を記載しています。

4. 株式関連

2018年度末及び2019年度末とも保有していません。

5. 債券関連

2018年度末及び2019年度末とも保有していません。

6. その他

2018年度末及び2019年度末とも保有していません。

Ⅶ 特別勘定に関する指標等

1 特別勘定資産残高の状況

(単位：百万円)

区分	2018年度末		2019年度末	
	金額		金額	
個人変額保険	6,202		4,827	
個人変額年金保険	4,700		4,623	
団体年金保険	1,853		1,525	
特別勘定計	12,756		10,976	

2 個人変額保険（特別勘定）の状況

1 保有契約高

(単位：件、百万円)

区分	2018年度末		2019年度末	
	件数	金額	件数	金額
変額保険（有期型）	20	24	14	20
変額保険（終身型）	3,861	13,985	3,641	12,571
合計	3,881	14,010	3,655	12,591

2 運用の経過

個人変額保険の運用にあたっては、期初にマクロ経済分析・投資環境見通しに基づき、国内外の株式・公社債などを運用対象にリスクと収益のバランスを図りつつ、安定的な総合収益が確保できるポートフォリオの構築に努めております。

2019年度の相場は、米中間の通商問題を背景に不安定な動きをしつつも、年明けまでは堅調に推移しましたが、第4四半期に発生した新型コロナウイルスの世界的な感染拡大によって、景気先行き見通しが悪化したことから、株式をはじめとするリスク資産の価格は大幅に下落しました。

国内株式市場は、米中間の通商問題の悪化懸念から下落する場面もありましたが、年末にかけて米中間協議の進展期待などを背景にゆるやかな上昇基調となりました。しかし、第4四半期においては新型コロナウイルスの世界的な感染拡大を受けてリスク資産からの逃避行動が強まり、大幅に下落しました。国内債券は、年度前半は米中間の通商問題の激化懸念などを背景に利回りは低下基調で推移していましたが、その後は日銀による追加緩和観測の後退で上昇に転じました。第4四半期においては、新型コロナウイルスの感染拡大により利回りは一時的に低下しましたが、国債増発懸念から利回りは急上昇しました。

米国株式市場は、米中間の通商問題を背景に不安定な推移を続けていましたが、米連邦準備理事会（FRB）が利下げを実施したことなどが好感され、秋口以降は上昇基調となりました。その後、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大を受けてリスク資産からの逃避行動が強まり、大幅に下落しました。米国債券は、年度前半は米中間の通商問題の激化懸念やFRBによる利下げ観測などを背景に利回りは低下基調で推移しましたが、その後は堅調なマクロ経済環境から安定的に推移しました。しかし、第4四半期には新型コロナウイルスの世界的な感染拡大による景気先行き見通しの悪化を受けてFRBが大幅利下げを実施したため、利回りは急低下しました。

当社は個人変額保険資産の運用にあたり、相対的に堅調なマクロ経済環境やグローバルな中央銀行のハト派姿勢を背景に引き続き米国株式市場が選好されやすいと見込み、外国株式を強気として運用を開始しました。2019年度第4四半期での新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に伴うリスクオフで株式市場が大きく下落する局面では、機動的に株式の配分比率を引き下げる資産配分を実施しましたが、総じて投資計画に沿った資産構成で運用を行いました。

上記の運用の結果、2019年度末の資産構成は全体で国内債券31%、国内株式28%、外国債券11%、外国株式23%、短期資金・その他7%となりました。なお、資産の運用方法を個別銘柄に投資する自社運用からパッシブ運用型投資信託による運用へ完全移行したことから、短期資金・その他を除く個別資産は投資信託を保有しております。

3 年度末個人変額保険特別勘定資産の内訳

(単位：百万円、%)

区分	2018年度末		2019年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金・コールローン	431	7.0	221	4.6
有価証券	5,637	90.9	4,471	92.6
公社債	—	—	—	—
株式	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—
公社債	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—
その他の証券	5,637	90.9	4,471	92.6
貸付金	—	—	—	—
その他	133	2.1	134	2.8
貸倒引当金	—	—	—	—
合計	6,202	100.0	4,827	100.0

4 個人変額保険特別勘定の運用収支状況

(単位：百万円)

区分	2018年度		2019年度	
	金額		金額	
利息配当金等収入	252		290	
有価証券売却益	—		—	
有価証券償還益	—		—	
有価証券評価益	976		425	
為替差益	—		—	
金融派生商品収益	—		—	
その他の収益	—		—	
有価証券売却損	—		—	
有価証券償還損	—		—	
有価証券評価損	1,129		954	
為替差損	—		—	
金融派生商品費用	—		—	
その他の費用	9		6	
収支差額	89		△245	

Ⅶ 特別勘定に関する指標等

5 個人変額保険特別勘定に関する有価証券等の時価情報

1. 売買目的有価証券の評価損益

(単位：百万円)

区分	2018年度末		2019年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	5,637	△152	4,471	△528

(注) 2018年度末及び2019年度末とも「金銭の信託」は保有していません。

2. 金銭の信託の時価情報

2018年度末及び2019年度末とも保有していません。

3. 個人変額保険特別勘定のデリバティブ取引の時価情報 (ヘッジ会計適用・非適用分の合算値)

2018年度末及び2019年度末とも保有していません。

3 個人変額年金保険 (特別勘定) の状況

1 保有契約高

(単位：件、百万円)

区分	2018年度末		2019年度末	
	件数	金額	件数	金額
個人変額年金保険	195	663	174	589

2 運用の経過

最低年金原資保証タイプの運用は、リスク低減に努めつつ、中長期的な運用成果の獲得を目指しております。投資対象は主に国内公社債・国内株式などの円建の有価証券としております。国内公社債の組み入れ比率は、期初の66%から低下し期末は64%となりました。国内株式の組み入れ比率は、期初の31%から低下し期末は29%となりました。短期資金・その他の組み入れ比率は、期初の3%から上昇し期末は7%となりました。

特別勘定選択タイプの運用にあたっては、対象資産に投資する投資信託を通じて組み入れ比率を高水準に保つように運用を行っております。

変額個人年金保険Ⅰ型及び変額個人年金保険Ⅱ型(年金受取総額及び死亡保険金額保証特則付)につきましては、各特別勘定の主たる投資対象である投資信託の組み入れ比率を高水準に維持しました。

3 年度末個人変額年金保険特別勘定資産の内訳

(単位：百万円、%)

区分	2018年度末		2019年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金・コールローン	144	3.1	107	2.3
有価証券	4,522	96.2	4,291	92.8
公社債	2,516	53.5	2,463	53.3
株式	1,162	24.7	1,098	23.8
外国証券	—	—	—	—
公社債	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—
その他の証券	844	18.0	729	15.8
貸付金	—	—	—	—
その他	34	0.7	224	4.9
貸倒引当金	—	—	—	—
合計	4,700	100.0	4,623	100.0

4 個人変額年金保険特別勘定の運用収支状況

(単位：百万円)

区分	2018年度	2019年度
	金額	金額
利息配当金等収入	86	129
有価証券売却益	16	57
有価証券償還益	—	—
有価証券評価益	436	287
為替差益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の収益	—	—
有価証券売却損	18	23
有価証券償還損	—	—
有価証券評価損	488	577
為替差損	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の費用	3	10
収支差額	29	△136

5 個人変額年金保険特別勘定に関する有価証券等の時価情報

1. 売買目的有価証券の評価損益

(単位：百万円)

区分	2018年度末		2019年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	4,522	△51	4,291	△289

(注) 2018年度末及び2019年度末とも「金銭の信託」は保有していません。

2. 金銭の信託の時価情報

2018年度末及び2019年度末とも保有していません。

3. 個人変額年金保険特別勘定のデリバティブ取引の時価情報 (ヘッジ会計適用・非適用分の合算値)

2018年度末及び2019年度末とも保有していません。

Ⅷ 保険会社及びその子会社等の状況

1 保険会社及びその子会社等の概況

1 主要な事業の内容及び組織の構成



2 子会社等に関する事項

名称	主たる営業所 又は 事務所の所在地	資本金又は 出資金の額	事業の内容	設立 年月日	総株主又は総 出資者の議決 権に占める当 社の保有議決 権の割合	総株主又は総出 資者の議決権に 占める当社子会 社等の保有議決 権の割合
プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル 生命保険株式会社	東京都 千代田区	11,545百万円	生命保険業	1955年 5月24日	100.0%	—
プルデンシャル・ モーゲージ・アセット・ ホールディングス・ワン・ ジャパン 投資事業有限責任組合	東京都 千代田区	76,734百万円	投資事業 (金銭の貸付ならびに 特定社債の取得)	2009年 5月19日	99.95%	—
Green Tree, L.P.	Grand Cayman, Cayman Islands	21,766百万円	投資事業	2018年 6月4日	99.99%	—
ロックウッド・ ベンチャー・ワン・ エルエルシー 日本支店	東京都 千代田区	9,500百万円	不動産(受益権) 投資運用	2001年 3月15日	50.0%	—

- (注) 1. プルデンシャル・モーゲージ・アセット・ホールディングス・ワン・ジャパン投資事業有限責任組合は投資事業有限責任組合に係わる出資金及び出資金割合を記載しています。
2. Green Tree, L.P.は、リミテッド・パートナーシップに係わる出資金及び出資金割合を記載しています。なお、出資金は2020年3月末現在数値で、換算レート：1ドル=108.83円です。
3. ロックウッド・ベンチャー・ワン・エルエルシー 日本支店は、匿名組合事業に係わる出資金及び出資金割合を記載しています。

2 保険会社及びその子会社等の主要な業務

1 直近事業年度における事業の概況

子会社等の事業の状況は、以下のとおりであります。

プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社の契約の状況は、個人保険及び個人年金保険の合計で、新契約高（転換による純増加を含む）が前年同期より162億円増加し4,172億円となり、保有契約高は前期末より1,347億円増加し5兆874億円となりました。

収支の状況は、収入面では保険料等収入が3,862億円、資産運用収益が45億円となったのに対し、支出面では保険金等支払金が3,390億円、責任準備金等繰入額が20億円、事業費が360億円となった結果、経常利益は73億円となり、当期純利益は49億円となりました。

また、当期末の総資産は前期末より151億円増加し4,312億円となりました。

子法人等である「プルデンシャル・モーゲージ・アセット・ホールディングス・ワン・ジャパン投資事業有限責任組合」は不動産担保貸付ならびに特定社債の取得、保有及び処分を行っております。

同社の当期業績は受取利息収入が9億円（前期9億円）、オリジネーションフィー等の収入が0億円（前期0億円）となっております。また、当期末の同社の運用資産残高は772億円（前期末722億円）となりました。

子法人等である「Green Tree, L.P.」はヘッジファンドの取得、保有及び処分を行っております。

同社の当期業績は利息及び配当金等収入が1億円（前期0億円）となっております。また、当期末の同社の保有する有価証券残高は227億円（前期末72億円）となっております。

関連法人等である「ロックウッド・ベンチャー・ワン・エルエルシー 日本支店」は不動産の信託受益権を保有する特別目的会社であり同信託受益権の所有・管理を行っております。

同社の当期業績は、不動産賃貸料収入が43億円（前期42億円）、経常利益が21億円（前期21億円）となっております。

2 主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

項目	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益	1,868,606	1,710,556	1,793,460	1,877,936	1,790,562
経常利益	107,843	127,990	147,044	227,665	107,778
親会社株主に帰属する当期純利益	49,803	64,648	89,725	142,115	63,313
包括利益	54,224	46,308	47,217	149,701	28,948

項目	2015年度末	2016年度末	2017年度末	2018年度末	2019年度末
総資産	11,415,478	11,706,993	11,774,711	12,029,234	11,701,712
連結ソルベンシー・マージン比率	927.7%	892.7%	919.4%	884.3%	835.2%

3 保険会社及びその子会社等の財産の状況

1 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	年度	2018年度 (2019年3月31日) 現在	2019年度 (2020年3月31日) 現在
		金額	金額
(資産の部)			
現金及び預貯金		231,794	265,044
買入金銭債権		21,028	17,919
有価証券		10,075,563	9,631,339
貸付金		1,301,039	1,378,659
有形固定資産		53,746	53,512
土地		29,601	29,577
建物		19,343	19,394
リース資産		2,071	1,853
建設仮勘定		43	1
その他の有形固定資産		2,686	2,684
無形固定資産		87,259	83,650
ソフトウェア		10,109	12,687
のれん		74,255	68,067
その他の無形固定資産		2,895	2,895
再保険貸		14,903	20,468
その他資産		156,938	126,503
退職給付に係る資産		1,394	950
繰延税金資産		86,443	124,578
貸倒引当金		△876	△913
資産の部合計		12,029,234	11,701,712

科目	年度	2018年度 (2019年3月31日) 現在	2019年度 (2020年3月31日) 現在
		金額	金額
(負債の部)			
保険契約準備金		11,046,686	10,821,000
支払備金		59,017	57,891
責任準備金		10,956,689	10,735,175
契約者配当準備金		30,978	27,933
再保険借		34,385	42,822
その他負債		204,061	195,142
退職給付に係る負債		69,765	69,544
役員退職慰労引当金		344	339
特別法上の準備金		196,817	203,424
価格変動準備金		196,817	203,424
負債の部合計		11,552,061	11,332,273

(純資産の部)			
資本金		75,500	75,500
資本剰余金		35,429	35,429
利益剰余金		262,039	188,669
株主資本合計		372,968	299,598
その他有価証券評価差額金		103,075	74,895
繰延ヘッジ損益		4,104	△2,198
退職給付に係る調整累計額		△2,975	△2,855
その他の包括利益累計額合計		104,205	69,840
純資産の部合計		477,173	369,438
負債及び純資産の部合計		12,029,234	11,701,712

Ⅷ 保険会社及びその子会社等の状況

2 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

(連結損益計算書)

科目	年度	2018年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	2019年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
		金額	金額
経常収益		1,877,936	1,790,562
保険料等収入		1,371,003	1,201,151
資産運用収益		500,462	360,732
利息及び配当金等収入		324,495	315,187
売買目的有価証券運用益		2,105	—
有価証券売却益		31,418	36,837
有価証券償還益		1,164	1,418
為替差益		137,786	—
貸倒引当金戻入額		80	—
その他運用収益		1,684	7,289
特別勘定資産運用益		1,728	—
その他経常収益		6,470	228,678
経常費用		1,650,270	1,682,783
保険金等支払金		1,123,731	1,146,986
保険金		190,595	178,715
年金		79,268	77,583
給付金		183,411	165,273
解約返戻金		318,129	294,614
再保険払戻金		73	174
その他返戻金		6,321	6,222
再保険料		345,931	424,401
責任準備金等繰入額		162,470	1
支払備金繰入額		1,236	—
責任準備金繰入額		161,231	—
契約者配当金積立利息繰入額		1	1
資産運用費用		105,849	282,026
支払利息		1,320	490
売買目的有価証券運用損		—	1,420
有価証券売却損		20,170	1,095
有価証券評価損		1,248	10,271
有価証券償還損		610	365
金融派生商品費用		79,758	14,258
為替差損		—	251,051
貸倒引当金繰入額		—	50
貸付金償却		0	0
賃貸用不動産等減価償却費		714	675
その他運用費用		2,025	2,079
特別勘定資産運用損		—	267
事業費		226,445	224,917
その他経常費用		31,774	28,850
経常利益		227,665	107,778

(単位：百万円)

科目	年度	2018年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	2019年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
		金額	金額
特別利益		169	6
固定資産等処分益		169	6
特別損失		16,903	7,137
固定資産等処分損		214	506
減損損失		—	24
価格変動準備金繰入額		16,678	6,607
その他特別損失		10	—
契約者配当準備金繰入額		11,200	8,622
税金等調整前当期純利益		199,730	92,025
法人税及び住民税等		59,162	53,947
法人税等調整額		△1,547	△25,235
法人税等合計		57,615	28,711
当期純利益		142,115	63,313
親会社株主に帰属する当期純利益		142,115	63,313

(連結包括利益計算書)

(単位：百万円)

科目	年度	2018年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	2019年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
		金額	金額
当期純利益		142,115	63,313
その他の包括利益		7,586	△34,364
その他有価証券評価差額金		9,973	△28,180
繰延ヘッジ損益		△1,630	△6,303
退職給付に係る調整額		△757	119
包括利益		149,701	28,948
親会社株主に係る包括利益		149,701	28,948

3 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	年度	2018年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	2019年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
		金額	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益 (△は損失)		199,730	92,025
賃貸用不動産等減価償却費		714	675
減価償却費		5,173	5,468
減損損失		—	24
のれん償却額		6,187	6,187
支払備金の増減額 (△は減少)		1,236	△1,126
責任準備金の増減額 (△は減少)		161,231	△221,514
契約者配当準備金積立利息繰入額		1	1
契約者配当準備金繰入額		11,200	8,622
貸倒引当金の増減額 (△は減少)		△80	50
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)		399	356
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)		△98	△5
価格変動準備金の増減額 (△は減少)		16,678	6,607
利息及び配当金等収入		△324,495	△315,187
有価証券関係損益 (△は益)		64,750	△11,770
支払利息		1,320	490
為替差損益 (△は益)		△137,786	251,051
有形固定資産関係損益 (△は益)		12	56
再保険貸の増減額 (△は増加)		△8,666	△5,565
その他資産 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は増加)		△16,682	9,658
再保険借の増減額 (△は減少)		24,565	8,436
その他負債 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は減少)		△10,040	△1,857
非資金取引となる再保険料		168,042	164,829
その他		284	1,191
小計		163,681	△1,291
利息及び配当金等の受取額		301,858	289,059
利息の支払額		△1,999	△494
契約者配当金の支払額		△12,859	△11,668
法人税等の支払額		△44,571	△69,358
営業活動によるキャッシュ・フロー		406,108	206,246
投資活動によるキャッシュ・フロー			
買入金銭債権の売却・償還による収入		3,883	3,096
有価証券の取得による支出		△7,290,531	△4,040,838
有価証券の売却・償還による収入		7,215,285	4,100,683
貸付けによる支出		△239,104	△248,851
貸付金の回収による収入		83,093	146,172
その他		△1,638	△29,788
資産運用活動計 (営業活動及び資産運用活動計)		△229,011	△69,526
有形固定資産の取得による支出		△2,587	△2,744
有形固定資産の売却による収入		374	29
その他		△5,145	△5,864
投資活動によるキャッシュ・フロー		△236,370	△78,105
財務活動によるキャッシュ・フロー			
借入金の返済による支出		△39,201	—
配当金の支払額		△82,001	△92,478
その他		△223	△223
財務活動によるキャッシュ・フロー		△121,426	△92,702
現金及び現金同等物に係る換算差額		△190	△2,188
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		48,120	33,249
現金及び現金同等物期首残高		183,673	231,794
現金及び現金同等物期末残高		231,794	265,044

Ⅷ 保険会社及びその子会社等の状況

4 連結株主資本等変動計算書

2018年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				その他の包括利益累計額				純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	75,500	35,429	201,925	312,854	93,102	5,734	△2,217	96,618	409,473
当期変動額									
剰余金の配当			△82,001	△82,001					△82,001
親会社株主に帰属 する当期純利益			142,115	142,115					142,115
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					9,973	△1,630	△757	7,586	7,586
当期変動額合計	—	—	60,113	60,113	9,973	△1,630	△757	7,586	67,700
当期末残高	75,500	35,429	262,039	372,968	103,075	4,104	△2,975	104,205	477,173

2019年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				その他の包括利益累計額				純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	75,500	35,429	262,039	372,968	103,075	4,104	△2,975	104,205	477,173
当期変動額									
剰余金の配当			△136,683	△136,683					△136,683
親会社株主に帰属 する当期純利益			63,313	63,313					63,313
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					△28,180	△6,303	119	△34,364	△34,364
当期変動額合計	—	—	△73,370	△73,370	△28,180	△6,303	119	△34,364	△107,734
当期末残高	75,500	35,429	188,669	299,598	74,895	△2,198	△2,855	69,840	369,438

連結財務諸表の作成方針

2018年度

1. 連結の範囲に関する事項
連結される子会社及び子法人等数 3社
連結される子会社及び子法人等は、プルデンシャル シブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社、プルデンシャル・モーゲージ・アセット・ホールディングス・ワン・ジャパン投資事業有限責任組合及びGreen Tree, L.P.であります。
Green Tree, L.P.は、出資持分を取得したことにより、当連結会計年度において新たに連結の範囲に含めております。
2. 持分法の適用に関する事項
持分法適用の関連法人等数 1社
ロックウッド・ベンチャー・ワン・エルエルシー 日本支店を営業者とする匿名組合
3. 連結される子会社及び子法人等の当連結会計年度の末日等に関する事項
連結子会社及び子法人等のうち、プルデンシャル・モーゲージ・アセット・ホールディングス・ワン・ジャパン投資事業有限責任組合及びGreen Tree, L.P.の決算日は12月31日であり、当連結会計年度の末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用して連結しております。
4. のれんの償却に関する事項
のれんは、発生原因に応じて20年以内での均等償却を行っております。

2019年度

1. 連結の範囲に関する事項
連結される子会社及び子法人等数 3社
連結される子会社及び子法人等は、プルデンシャル シブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社、プルデンシャル・モーゲージ・アセット・ホールディングス・ワン・ジャパン投資事業有限責任組合及びGreen Tree, L.P.であります。
2. 持分法の適用に関する事項
持分法適用の関連法人等数 1社
ロックウッド・ベンチャー・ワン・エルエルシー 日本支店を営業者とする匿名組合
3. 連結される子会社及び子法人等の当連結会計年度の末日等に関する事項
連結子会社及び子法人等のうち、プルデンシャル・モーゲージ・アセット・ホールディングス・ワン・ジャパン投資事業有限責任組合及びGreen Tree, L.P.の決算日は12月31日であり、当連結会計年度の末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用して連結しております。
4. のれんの償却に関する事項
のれんは、発生原因に応じて20年以内での均等償却を行っております。

重要な会計方針

2018年度

1. 有価証券（買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。なお、外貨建その他有価証券のうち債券に係る換算差額については、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については為替差損益として処理しております。
2. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
3. 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）
定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（2016年3月31日以前に取得した附属設備、構築物を除く）については定額法）を採用しております。
 - ・リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
4. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。
5. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における倒産確率に債権額を乗じた額及び過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額表示しており、その金額は0百万円であります。

2019年度

1. 有価証券（買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。なお、外貨建その他有価証券のうち債券に係る換算差額については、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については為替差損益として処理しております。
2. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
3. 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）
定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（2016年3月31日以前に取得した附属設備、構築物を除く）については定額法）を採用しております。
 - ・リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
4. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。
5. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における倒産確率に債権額を乗じた額及び過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額表示しており、その金額は2百万円であります。

2018年度

6. 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。ただし、年金資産の額が退職給付債務を上回る制度については、退職給付に係る資産を計上しております。退職給付に係る会計処理の方法は以下のとおりです。
- | | |
|----------------|------------------------------|
| 退職給付見込額の期間帰属方法 | 給付算定式基準 |
| 数理計算上の差異の処理年数 | 翌連結会計年度より
5年～10年 |
| 過去勤務費用の処理年数 | 5年もしくは発生連結会計年度
における一括費用処理 |
7. 役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度末において発生したと認められる額を計上しております。
8. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。
9. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に従い、その他有価証券のうち外貨建有価証券の為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジ、およびキャッシュ・フローのヘッジとして繰延ヘッジを適用しております。ヘッジの有効性の判定は、時価ヘッジについてはヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっており、また、繰延ヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。また、保険負債の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして、「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第26号)に基づく金利スワップによる繰延ヘッジを適用しております。ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象となる保険負債とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。
10. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。
11. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。
- ①標準責任準備金の対象契約については、内閣総理大臣が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)
 - ②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
- なお、当社では、保険業法施行規則第69条第5項の規定に基づき、一部の個人保険契約及び個人年金保険契約について、追加責任準備金を30,318百万円積み立てております。
12. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。

2019年度

6. 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。ただし、年金資産の額が退職給付債務を上回る制度については、退職給付に係る資産を計上しております。退職給付に係る会計処理の方法は以下のとおりです。
- | | |
|----------------|------------------------------|
| 退職給付見込額の期間帰属方法 | 給付算定式基準 |
| 数理計算上の差異の処理年数 | 翌連結会計年度より
5年～10年 |
| 過去勤務費用の処理年数 | 5年もしくは発生連結会計年度
における一括費用処理 |
7. 役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度末において発生したと認められる額を計上しております。
8. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。
9. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に従い、その他有価証券のうち外貨建有価証券の為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジ、およびキャッシュ・フローのヘッジとして繰延ヘッジを適用しております。ヘッジの有効性の判定は、時価ヘッジについてはヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっており、また、繰延ヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。また、保険負債の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして、「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第26号)に基づく金利スワップによる繰延ヘッジを適用しております。ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象となる保険負債とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。
10. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。
11. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。
- ①標準責任準備金の対象契約については、内閣総理大臣が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)
 - ②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
- なお、当社では、保険業法施行規則第69条第5項の規定に基づき、一部の個人保険契約及び個人年金保険契約について、追加責任準備金を27,270百万円積み立てております。
12. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。

注記事項 連結貸借対照表関係

2018年度
(2019年3月31日現在)

1. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、ALM（資産負債総合管理）の観点から保険負債の特性にマッチする運用資産への投資を行っております。具体的には、安定したキャッシュ・フローが得られる国債や信用度の高い発行体に対する確定利付資産を運用の中心に置き、その他の確定利付資産・株式・不動産などへの投資を限定的に実行することで総合収益の向上を図っております。なお、外貨建保険負債に対応するものを除いて、外貨建公社債等については、原則として、為替ヘッジを行っております。

デリバティブ取引に関しては、(a)運用資産に係る市場リスク、(b)ALM上の金利リスクの各リスクのヘッジを目的として、先物為替予約、通貨スワップ、通貨オプション、金利スワップ及び金利スワップションを行っております。

なお、主な金融商品として、有価証券は市場リスク及び信用リスク、貸付金は信用リスク、デリバティブ取引は市場リスク及び信用リスクに晒されております。

市場リスクの管理にあたっては、その他有価証券及び売買目的有価証券として保有する金融商品の市場リスク量をVaR（バリュー・アット・リスク）を用いて計測しております。また、責任準備金対応債券及び満期保有目的の債券については、減損見込額を計測し市場リスク量に加算しております。

信用リスクの管理に関しては、集中リスクに留意した保有限度額の設定と遵守状況のモニタリング・報告、与信を伴う投融資の個別案件（投資一任契約に基づき行われる運用等は除く）ごとの審査・信用調査、VaRを用いた信用リスク量の計測等を行っております。

また、統合的リスク管理規程等において定められたリスク・リミットとVaRによるリスク量との比較等の規程の遵守状況を定期的に執行役員会等に報告しております。デリバティブの内包するリスクは、市場リスクについては、現物資産と合わせて一元的に管理しております。信用リスクのうち、デリバティブ取引の決済の確実性に関わるカウンター・パーティー・リスクの管理については、信用度の高い取引先を選定することで行っております。特別勘定の資産運用は、国内外の株式・公社債などを運用対象に分散投資を図り、特別勘定資産の着実な成長と中長期的な観点に立った収益の確保を目指しております。また、運用にあたっては、リスクと収益のバランスをはかりつつ、安定的な総合収益が確保できるポートフォリオの構築に努めております。

2019年度
(2020年3月31日現在)

1. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、ALM（資産負債総合管理）の観点から保険負債の特性にマッチする運用資産への投資を行っております。具体的には、安定したキャッシュ・フローが得られる国債や信用度の高い発行体に対する確定利付資産を運用の中心に置き、その他の確定利付資産・株式・不動産などへの投資を限定的に実行することで総合収益の向上を図っております。なお、外貨建保険負債に対応するものを除いて、外貨建公社債等については、原則として、為替ヘッジを行っております。

デリバティブ取引に関しては、(a)運用資産に係る市場リスク、(b)ALM上の金利リスクの各リスクのヘッジを目的として、先物為替予約、通貨スワップ及び金利スワップションを行っております。

なお、主な金融商品として、有価証券は市場リスク及び信用リスク、貸付金は信用リスク、デリバティブ取引は市場リスク及び信用リスクに晒されております。

市場リスクの管理にあたっては、その他有価証券及び売買目的有価証券として保有する金融商品の市場リスク量をVaR（バリュー・アット・リスク）を用いて計測しております。また、責任準備金対応債券及び満期保有目的の債券については、減損見込額を計測し市場リスク量に加算しております。

信用リスクの管理に関しては、集中リスクに留意した保有限度額の設定と遵守状況のモニタリング・報告、与信を伴う投融資の個別案件（投資一任契約に基づき行われる運用等は除く）ごとの審査・信用調査、VaRを用いた信用リスク量の計測等を行っております。

また、統合的リスク管理規程等において定められたリスク・リミットとVaRによるリスク量との比較等の規程の遵守状況を定期的に執行役員会等に報告しております。デリバティブの内包するリスクは、市場リスクについては、現物資産と合わせて一元的に管理しております。信用リスクのうち、デリバティブ取引の決済の確実性に関わるカウンター・パーティー・リスクの管理については、信用度の高い取引先を選定することで行っております。特別勘定の資産運用は、国内外の株式・公社債などを運用対象に分散投資を図り、特別勘定資産の着実な成長と中長期的な観点に立った収益の確保を目指しております。また、運用にあたっては、リスクと収益のバランスをはかりつつ、安定的な総合収益が確保できるポートフォリオの構築に努めております。

2018年度
(2019年3月31日現在)

- (2) 金融商品の時価等に関する事項
 主な金融資産及び金融負債にかかる連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金	231,794	231,794	—
買入金銭債権			
満期保有目的の債券	12,779	13,933	1,154
その他有価証券	8,248	8,248	—
有価証券			
売買目的有価証券	60,022	60,022	—
満期保有目的の債券	60,112	63,873	3,760
責任準備金対応債券	7,503,405	8,548,363	1,044,957
その他有価証券	2,423,142	2,423,142	—
貸付金			
保険約款貸付	85,902	85,902	—
一般貸付	1,215,136	1,240,463	25,326
貸倒引当金	△248	—	—
	1,300,791	1,326,365	25,574
金融派生商品			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(32,883)	(32,883)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(23,653)	(23,653)	—
(借入金)			
(劣後ローン)	(15,295)	(20,882)	△5,586

- ・貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- ・デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。
- ・負債に計上されているものについては、() で示しております。

①現金及び預貯金

満期のない預貯金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②有価証券（買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づく有価証券として取扱うものを含む）

- ・市場価格のある有価証券
3月末日の市場価格等によっております。
- ・市場価格のない有価証券
合理的に算定された価額による評価を行っております。なお、非上場株式、組合出資金等のうち組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、有価証券に含めておりません。当該非上場株式の当連結会計年度末における連結貸借対照表価額は274百万円、組合出資金等の当連結会計年度末における連結貸借対照表価額は28,606百万円であります。

③貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

一般貸付のうち、法人向貸付については契約に基づくキャッシュ・フローを割引いて現在価値を計算して時価としております。また、外部ブローカー等より時価が取得できる契約については、その時価を使用しております。貸倒懸念債権については資産査定において、担保及び保証による回収見込み額等に基づいて個別貸倒引当金の計算が行われており、債権額から個別貸倒引当金を差し引いた金額を時価としております。個人向の住宅ローン等については保証会社別の区分に基づき繰上返済率を織り込んだ将来見積みキャッシュ・フローを割引いて、現在価値を計算して時価としております。

2019年度
(2020年3月31日現在)

- (2) 金融商品の時価等に関する事項
 主な金融資産及び金融負債にかかる連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金	265,044	265,044	—
買入金銭債権			
満期保有目的の債券	10,616	11,578	961
その他有価証券	7,303	7,303	—
有価証券			
売買目的有価証券	55,705	55,705	—
満期保有目的の債券	56,899	60,216	3,316
責任準備金対応債券	7,197,873	8,452,419	1,254,545
その他有価証券	2,292,490	2,292,490	—
貸付金			
保険約款貸付	87,373	87,373	—
一般貸付	1,291,286	1,325,934	34,648
貸倒引当金	△207	—	—
	1,378,451	1,413,307	34,855
金融派生商品			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(27,913)	(27,913)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(16,748)	(16,748)	—
(借入金)			
(劣後ローン)	(15,295)	(20,062)	△4,767

- ・貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- ・デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。
- ・負債に計上されているものについては、() で示しております。

①現金及び預貯金

満期のない預貯金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②有価証券（買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づく有価証券として取扱うものを含む）

- ・市場価格のある有価証券
3月末日の市場価格等によっております。
- ・市場価格のない有価証券
合理的に算定された価額による評価を行っております。なお、非上場株式、組合出資金等のうち組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、有価証券に含めておりません。当該非上場株式の当連結会計年度末における連結貸借対照表価額は156百万円、組合出資金等の当連結会計年度末における連結貸借対照表価額は28,215百万円であります。

③貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

一般貸付のうち、法人向貸付については契約に基づくキャッシュ・フローを割引いて現在価値を計算して時価としております。また、外部ブローカー等より時価が取得できる契約については、その時価を使用しております。貸倒懸念債権については資産査定において、担保及び保証による回収見込み額等に基づいて個別貸倒引当金の計算が行われており、債権額から個別貸倒引当金を差し引いた金額を時価としております。個人向の住宅ローン等については保証会社別の区分に基づき繰上返済率を織り込んだ将来見積みキャッシュ・フローを割引いて、現在価値を計算して時価としております。

Ⅷ 保険会社及びその子会社等の状況

2018年度
(2019年3月31日現在)

割引率はスワップレートや国債利回り等、適切な指標に信用スプレッド等を上乘せして設定しております。

④金融派生商品

為替予約取引、通貨スワップ取引、通貨オプション取引、金利スワップ取引及び金利スワップション取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格によっております。

⑤借入金

借入金は契約に基づくキャッシュ・フローをスワップレートの利回りに信用スプレッド等を上乘せした割引率で割引いて現在価値を計算して時価としております。

2. 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

当社では、東京都その他の地域において賃貸等不動産を保有しております。当連結会計年度末における当該賃貸等不動産の連結貸借対照表価額は42,254百万円、時価は66,811百万円であります。なお、時価の算定にあたっては、主要な物件については「不動産鑑定評価基準」に基づき社外の不動産鑑定士が算定した金額（自社で指標等を用いて調整を加えたものを含む）であります。その他の重要性が乏しい物件については、土地は相続税評価額、建物は適正な帳簿価額の合算額を時価としております。

また、賃貸等不動産の連結貸借対照表価額に含まれている資産除去債務に対応する額は25百万円であります。

3. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表価額は、211,761百万円であります。

4. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は1,998百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。

貸付金のうち、破綻先債権額は6百万円、延滞債権額は1,991百万円あります。
上記取立不能見込額の直接減額は、延滞債権額0百万円あります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

貸付金のうち、3ヵ月以上延滞債権はありません。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

貸付金のうち、貸付条件緩和債権はありません。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。

5. ローン・パーティシパーションで、日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸付金の元本の当連結会計年度末残高の総額は11,720百万円あります。

2019年度
(2020年3月31日現在)

割引率はスワップレートや国債利回り等、適切な指標に信用スプレッド等を上乘せして設定しております。

④金融派生商品

為替予約取引、通貨スワップ取引及び金利スワップ取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格によっております。

⑤借入金

借入金は契約に基づくキャッシュ・フローをスワップレートの利回りに信用スプレッド等を上乘せした割引率で割引いて現在価値を計算して時価としております。

2. 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

当社では、東京都その他の地域において賃貸等不動産を保有しております。当連結会計年度末における当該賃貸等不動産の連結貸借対照表価額は42,255百万円、時価は70,815百万円あります。なお、時価の算定にあたっては、主要な物件については「不動産鑑定評価基準」に基づき社外の不動産鑑定士が算定した金額（自社で指標等を用いて調整を加えたものを含む）であります。その他の重要性が乏しい物件については、土地は相続税評価額、建物は適正な帳簿価額の合算額を時価としております。

また、賃貸等不動産の連結貸借対照表価額に含まれている資産除去債務に対応する額は22百万円あります。

3. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は550百万円あります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。

貸付金のうち、破綻先債権額は4百万円、延滞債権額は546百万円あります。
上記取立不能見込額の直接減額は、延滞債権額2百万円あります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

貸付金のうち、3ヵ月以上延滞債権はありません。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

貸付金のうち、貸付条件緩和債権はありません。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。

4. ローン・パーティシパーションで、日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸付金の元本の当連結会計年度末残高の総額は8,804百万円あります。

2018年度
(2019年3月31日現在)

6. 有形固定資産の減価償却累計額は25,970百万円であります。
7. 特別勘定の資産の額は26,910百万円であります。
なお、負債の額も同額であります。
8. 繰延税金資産の総額は139,191百万円、繰延税金負債の総額は48,006百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は4,741百万円であります。
繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、価格変動準備金55,012百万円、保険契約準備金48,856百万円、退職給付に係る負債19,597百万円、貸倒引当金245百万円であります。繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額38,893百万円であります。
9. 当連結会計年度における法定実効税率は27.95%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、のれん償却費等永久差異1.10%であります。
10. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当連結会計年度期首現在高	32,636百万円
当連結会計年度契約者配当金支払額	12,859百万円
利息による増加等	1百万円
契約者配当準備金繰入額	11,200百万円
当連結会計年度末現在高	30,978百万円
11. 関係会社（連結される子会社及び子法人等を除く）の出資金は27,458百万円であります。
12. 担保に供されている資産の額は、有価証券34,054百万円であります。
また、担保付き債務の額は11,720百万円であり、その全額が、参加者に売却したものととして会計処理したローン・パーティシペーションに係る参加者への債務相当額であります。
13. 1株当たりの純資産額は227,116円75銭であります。
14. その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金8,940百万円及び永久劣後特約付借入金6,355百万円を計上しております。
15. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当連結会計年度末における今後の負担見積額は24,285百万円あります。なお、当該負担金は拠出した連結会計年度の事業費として処理しております。
16. 責任準備金対応債券に係る連結貸借対照表計上額は7,503,405百万円、時価は8,548,363百万円あります。
当社の責任準備金対応債券の設定に当たっては、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づき、一般勘定負債のうち①一般ファンド（これらと同じ負債特性を持つ再保険契約を含む）②円建年金ファンド（これらと同じ負債特性を持つ再保険契約を含む）③米ドル建保険ファンド（同じ負債特性を持つ再保険契約を含む）④米ドル建年金ファンド（同じ負債特性を持つ再保険契約を含む）⑤豪ドル建年金ファンド（同じ負債特性を持つ再保険契約を含む）をそれぞれ小区分としております。
各小区分における、責任準備金のデュレーションと責任準備金対応債券のデュレーションを、一定範囲内でマッチングさせることにより、金利変動リスクを管理しております。
当該責任準備金の額並びにデュレーションと、責任準備金対応債券の簿価額並びにデュレーションについては、リスク管理部門がモニタリングを行っております。この結果をもとに、投資委員会が責任準備金対応債券への資金配分計画並びに目標デュレーションの見直しを定期的に行っております。
発行者の信用状態が著しく悪化している債券について、当連結会計年度において責任準備金対応債券からその他有価証券への振替を行っております。振替による連結計算書類への影響は軽微であります。

2019年度
(2020年3月31日現在)

5. 有形固定資産の減価償却累計額は28,542百万円あります。
6. 特別勘定の資産の額は21,360百万円あります。
なお、負債の額も同額であります。
7. 繰延税金資産の総額は179,663百万円、繰延税金負債の総額は49,176百万円あります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は5,908百万円あります。
繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金69,589百万円、価格変動準備金56,858百万円、退職給付に係る負債19,534百万円、貸倒引当金255百万円あります。繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額39,229百万円あります。
8. 当連結会計年度における法定実効税率は27.95%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、のれん償却費等永久差異2.18%であります。
9. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当連結会計年度期首現在高	30,978百万円
当連結会計年度契約者配当金支払額	11,668百万円
利息による増加等	1百万円
契約者配当準備金繰入額	8,622百万円
当連結会計年度末現在高	27,933百万円
10. 関係会社（連結される子会社及び子法人等を除く）の出資金は27,477百万円あります。
11. 担保に供されている資産の額は、有価証券34,052百万円あります。
また、担保付き債務の額は8,804百万円であり、その全額が、参加者に売却したものととして会計処理したローン・パーティシペーションに係る参加者への債務相当額であります。
12. 1株当たりの純資産額は175,838円35銭であります。
13. その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金8,940百万円及び永久劣後特約付借入金6,355百万円を計上しております。
14. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当連結会計年度末における今後の負担見積額は23,814百万円あります。なお、当該負担金は拠出した連結会計年度の事業費として処理しております。
15. 責任準備金対応債券に係る連結貸借対照表計上額は7,197,873百万円、時価は8,452,419百万円あります。
当社の責任準備金対応債券の設定に当たっては、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づき、一般勘定負債のうち①一般ファンド（これらと同じ負債特性を持つ再保険契約を含む）②円建年金ファンド（これらと同じ負債特性を持つ再保険契約を含む）③米ドル建保険ファンド（同じ負債特性を持つ再保険契約を含む）④米ドル建年金ファンド（同じ負債特性を持つ再保険契約を含む）⑤豪ドル建年金ファンド（同じ負債特性を持つ再保険契約を含む）をそれぞれ小区分としております。
各小区分における、責任準備金のデュレーションと責任準備金対応債券のデュレーションを、一定範囲内でマッチングさせることにより、金利変動リスクを管理しております。
当該責任準備金の額並びにデュレーションと、責任準備金対応債券の簿価額並びにデュレーションについては、リスク管理部門がモニタリングを行っております。この結果をもとに、投資委員会が責任準備金対応債券への資金配分計画並びに目標デュレーションの見直しを定期的に行っております。
発行者の信用状態が著しく悪化している債券について、当連結会計年度において責任準備金対応債券からその他有価証券への振替を行っております。この結果、従来と比べて有価証券が582百万円、その他有価証券評価差額金が419百万円減少し、繰延税金資産が162百万円増加しております。

Ⅷ 保険会社及びその子会社等の状況

2018年度
(2019年3月31日現在)

プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社の責任準備金対応債券の設定に当たっては、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づき、一般勘定負債のうち円建保険契約群を小区分としております。

小区分における、責任準備金のデュレーションと責任準備金対応債券のデュレーションを、一定範囲内でマッチングさせることにより、金利変動リスクを管理しております。

当該責任準備金の額並びにデュレーションと、責任準備金対応債券の簿価額並びにデュレーションについては、リスク管理部門がモニタリングを行っております。この結果をもとに、投資委員会が責任準備金対応債券への資金配分計画並びに目標デュレーションの見直しを定期的に行っております。

17. 買入金銭債権の内訳は、住宅ローン債権担保証券21,028百万円であります。

18. 退職給付に関する事項は次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結される子会社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度、退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	98,757百万円
勤務費用	4,481百万円
利息費用	727百万円
数理計算上の差異の発生額	2,190百万円
退職給付の支払額	△7,923百万円
その他	83百万円
退職給付債務の期末残高	98,317百万円

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	31,864百万円
期待運用収益	477百万円
数理計算上の差異の発生額	349百万円
退職給付の支払額	△2,745百万円
年金資産の期末残高	29,947百万円

③退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	30,151百万円
年金資産	△29,947百万円
	204百万円
非積立型制度の退職給付債務	68,166百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	68,370百万円
退職給付に係る負債	69,765百万円
退職給付に係る資産	△1,394百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	68,370百万円

④退職給付に関連する損益

勤務費用	4,481百万円
利息費用	727百万円
期待運用収益	△477百万円
数理計算上の差異の費用処理額	799百万円
その他	46百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	5,577百万円

2019年度
(2020年3月31日現在)

プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社の責任準備金対応債券の設定に当たっては、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づき、一般勘定負債のうち円建保険契約群を小区分としております。

小区分における、責任準備金のデュレーションと責任準備金対応債券のデュレーションを、一定範囲内でマッチングさせることにより、金利変動リスクを管理しております。

当該責任準備金の額並びにデュレーションと、責任準備金対応債券の簿価額並びにデュレーションについては、リスク管理部門がモニタリングを行っております。この結果をもとに、投資委員会が責任準備金対応債券への資金配分計画並びに目標デュレーションの見直しを定期的に行っております。

16. 買入金銭債権の内訳は、住宅ローン債権担保証券17,919百万円であります。

17. 退職給付に関する事項は次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結される子会社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度、退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	98,317百万円
勤務費用	4,687百万円
利息費用	725百万円
数理計算上の差異の発生額	713百万円
退職給付の支払額	△8,375百万円
その他	115百万円
退職給付債務の期末残高	96,182百万円

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	29,947百万円
期待運用収益	449百万円
数理計算上の差異の発生額	△157百万円
退職給付の支払額	△2,650百万円
年金資産の期末残高	27,589百万円

③退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	28,192百万円
年金資産	△27,589百万円
	603百万円
非積立型制度の退職給付債務	67,990百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	68,593百万円
退職給付に係る負債	69,544百万円
退職給付に係る資産	△950百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	68,593百万円

④退職給付に関連する損益

勤務費用	4,687百万円
利息費用	725百万円
期待運用収益	△449百万円
数理計算上の差異の費用処理額	1,053百万円
その他	66百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	6,082百万円

2018年度
(2019年3月31日現在)

⑤その他の包括利益等に計上された項目の内訳
その他の包括利益に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

数理計算上の差異	△1,041百万円
合計	<u>△1,041百万円</u>

その他の包括利益累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異	△4,074百万円
合計	<u>△4,074百万円</u>

⑥年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、以下のとおりであります。

債券	64%
生命保険一般勘定	28%
株式	7%
現金及び預金	1%
合計	<u>100%</u>

⑦長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑧数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は以下のとおりであります。

割引率	0.74%～0.90%
長期期待運用収益率	1.50%

(3) 確定拠出制度

確定拠出制度に係る退職給付費用の額
当社及び連結される子会社の確定拠出制度への要拠出額は、502百万円であります。

19. 金額は記載単位未満を切捨てて表示しております。

2019年度
(2020年3月31日現在)

⑤その他の包括利益等に計上された項目の内訳
その他の包括利益に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

数理計算上の差異	182百万円
合計	<u>182百万円</u>

その他の包括利益累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異	△3,891百万円
合計	<u>△3,891百万円</u>

⑥年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、以下のとおりであります。

債券	65%
生命保険一般勘定	27%
株式	7%
現金及び預金	1%
合計	<u>100%</u>

⑦長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑧数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は以下のとおりであります。

割引率	0.74%～0.90%
長期期待運用収益率	1.50%

(3) 確定拠出制度

確定拠出制度に係る退職給付費用の額
当社及び連結される子会社の確定拠出制度への要拠出額は、531百万円であります。

18. 金額は記載単位未満を切捨てて表示しております。

Ⅷ 保険会社及びその子会社等の状況

注記事項 連結損益計算書関係

2018年度
(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

- 1株当たりの当期純利益は67,642円37銭であります。
- 金額は記載単位未満を切捨てて表示しております。

2019年度
(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

- 1株当たりの当期純利益は30,135円13銭であります。
- 金額は記載単位未満を切捨てて表示しております。

注記事項 連結包括利益計算書関係

2018年度
(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

1. その他の包括利益の内訳	
その他有価証券評価差額金：	
当期発生額	15,054百万円
組替調整額	△1,075百万円
税効果調整前	13,979百万円
税効果額	△4,005百万円
その他有価証券評価差額金	9,973百万円
繰延ヘッジ損益：	
当期発生額	△2,137百万円
組替調整額	△124百万円
税効果調整前	△2,262百万円
税効果額	632百万円
繰延ヘッジ損益	△1,630百万円
退職給付に係る調整額：	
当期発生額	△1,840百万円
組替調整額	799百万円
税効果調整前	△1,041百万円
税効果額	284百万円
退職給付に係る調整額	△757百万円
その他の包括利益合計	7,586百万円

2019年度
(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. その他の包括利益の内訳	
その他有価証券評価差額金：	
当期発生額	△39,405百万円
組替調整額	707百万円
税効果調整前	△38,698百万円
税効果額	10,517百万円
その他有価証券評価差額金	△28,180百万円
繰延ヘッジ損益：	
当期発生額	△8,855百万円
組替調整額	106百万円
税効果調整前	△8,748百万円
税効果額	2,445百万円
繰延ヘッジ損益	△6,303百万円
退職給付に係る調整額：	
当期発生額	△870百万円
組替調整額	1,053百万円
税効果調整前	182百万円
税効果額	△63百万円
退職給付に係る調整額	119百万円
その他の包括利益合計	△34,364百万円

注記事項 連結キャッシュ・フロー計算書関係

2018年度

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

- 現金及び現金同等物の範囲は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資であります。
- 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は以下のとおりであります。
現金及び預貯金 231,794百万円
現金及び現金同等物 231,794百万円
- 重要な非資金取引の内容
非資金取引となる再保険料168,042百万円は、再保険料のうち対価として有価証券を売却した取引に係るものであります。

2019年度

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

- 現金及び現金同等物の範囲は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資であります。
- 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は以下のとおりであります。
現金及び預貯金 265,044百万円
現金及び現金同等物 265,044百万円
- 重要な非資金取引の内容
非資金取引となる再保険料164,829百万円は、再保険料のうち対価として有価証券を売却した取引に係るものであります。

注記事項 連結株主資本等変動計算書関係

2018年度

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計 年度期首	当連結会計 年度	当連結会計 年度	当連結会計 年度末
	株式数	増加株式数	減少株式数	株式数
発行済株式				
普通株式	2,100	—	—	2,100
優先株式	0	—	—	0
合計	2,101	—	—	2,101

2. 配当金支払額

(1) 当該事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項
2018年6月21日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・優先株式Bの配当に関する事項

配当金の総額	0百万円
配当の原資	その他利益剰余金
1株当たり配当額	5,089円
基準日	2018年3月31日
効力発生日	2018年6月21日

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	82,001百万円
配当の原資	その他利益剰余金
1株当たり配当額	39,030円
基準日	2018年3月31日
効力発生日	2018年6月21日

(2) 当該事業年度終了後に行う剰余金の配当に関する事項
2019年6月20日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・優先株式Bの配当に関する事項

配当金の総額	0百万円
配当の原資	その他利益剰余金
1株当たり配当額	5,089円
基準日	2019年3月31日
効力発生日	2019年6月20日

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	136,683百万円
配当の原資	その他利益剰余金
1株当たり配当額	65,057円
基準日	2019年3月31日
効力発生日	2019年6月20日

2019年度

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計 年度期首	当連結会計 年度	当連結会計 年度	当連結会計 年度末
	株式数	増加株式数	減少株式数	株式数
発行済株式				
普通株式	2,100	—	—	2,100
優先株式	0	—	—	0
合計	2,101	—	—	2,101

2. 配当金支払額

(1) 当該事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項
2019年6月20日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

金銭による配当金支払額

・優先株式Bの配当に関する事項

配当金の総額	0百万円
配当の原資	その他利益剰余金
1株当たり配当額	5,089円
基準日	2019年3月31日
効力発生日	2019年6月20日

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	136,683百万円
配当の原資	その他利益剰余金
1株当たり配当額	65,057円
基準日	2019年3月31日
効力発生日	2019年6月20日

(2) 当該事業年度終了後に行う剰余金の配当に関する事項
2020年7月30日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

金銭による配当金支払額

・優先株式Bの配当に関する事項

配当金の総額	0百万円
配当の原資	その他利益剰余金
1株当たり配当額	5,089円
基準日	2020年3月31日
効力発生日	2020年7月30日

金銭以外による配当金支払額

・普通株式の配当に関する事項

配当財産の種類	貸付金
配当財産の帳簿価額	24,999百万円
配当の原資	その他利益剰余金
1株当たり配当額	11,899円
基準日	2020年3月31日
効力発生日	2020年7月30日

Ⅷ 保険会社及びその子会社等の状況

5 リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

区分	2018年度末	2019年度末
破綻先債権額	6	4
延滞債権額	1,991	546
3ヵ月以上延滞債権額	—	—
貸付条件緩和債権額	—	—
合計 (貸付残高に対する比率)	1,998 (0.15%)	550 (0.04%)

- (注) 1. 破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等について、帳簿価額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる金額を控除した残額を取立不能見込額として帳簿価額から直接減額表示しています。その金額は、2018年度末が延滞債権額 0百万円、2019年度末が延滞債権額 2百万円です。
2. 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（未収利息不計上貸付金）のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、会社法等による手続き申立てにより法的倒産となった債務者、又は手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは、海外の法律により上記に準ずる法律上の手続き申立てがあった債務者に対する貸付金です。
3. 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸付金です。
4. 3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金です。
5. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。

6 保険会社及びその子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況 (連結ソルベンシー・マージン比率)

(単位：百万円)

項目	2018年度末	2019年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	1,096,615	992,631
資本金等	162,029	206,531
価格変動準備金	196,817	203,424
危険準備金	124,684	127,409
異常危険準備金	—	—
一般貸倒引当金	246	205
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)	130,319	78,568
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	22,905	26,233
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額	△4,074	△3,891
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	415,870	291,708
負債性資本調達手段等	15,295	15,295
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	—	—
その他	32,522	47,145
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1^2+R_5^2+R_8+R_9)^2+(R_2+R_3+R_7)^2+R_4+R_6}$ (B)	248,002	237,677
保険リスク相当額 R ₁	19,813	18,622
一般保険リスク相当額 R ₅	—	—
巨大災害リスク相当額 R ₆	—	—
第三分野保険の保険リスク相当額 R ₈	8,842	8,011
少額短期保険業者の保険リスク相当額 R ₉	—	—
予定利率リスク相当額 R ₂	42,396	40,165
最低保証リスク相当額 R ₇	314	276
資産運用リスク相当額 R ₃	198,201	190,552
経営管理リスク相当額 R ₄	5,391	5,152
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	884.3%	835.2%

- (注) 1. 上記は、保険業法施行規則第86条の2、第88条及び平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しています。
2. 最低保証リスク相当額の算出に際しては、標準的方式を用いております。

7 子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社

(単位：百万円)

項目		2018年度末	2019年度末
ソルベンシー・マージン総額	(A)	129,427	131,095
資本金等		65,544	70,505
価格変動準備金		3,202	3,383
危険準備金		3,754	3,697
一般貸倒引当金		—	—
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)		934	△1,920
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)		—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額		13,299	10,808
負債性資本調達手段等		25,000	25,000
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額		—	—
持込資本金等		—	—
控除項目		—	—
その他		17,692	19,621
リスクの合計額	$\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ (B)	31,414	32,965
保険リスク相当額	R ₁	201	181
第三分野保険の保険リスク相当額	R ₈	43	39
予定利率リスク相当額	R ₂	21	22
最低保証リスク相当額	R ₇	8	16
資産運用リスク相当額	R ₃	30,762	32,274
経営管理リスク相当額	R ₄	620	650
ソルベンシー・マージン比率	$\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	823.9%	795.3%

(注) 1. 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条及び平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

2. 最低保証リスク相当額の算出に際しては、標準的方式を用いております。

8 セグメント情報

当社及び連結子会社等は、生命保険事業以外に投資事業を営んでおりますが、当該事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、セグメント情報及び関連情報の記載を省略しております。

9 会計監査人の監査

2018年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）及び2019年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書は、会社法に基づき、PwCあらた有限責任監査法人の監査を受けております。

※当資料では、監査対象となった連結計算書類の内容をよりご理解いただけるよう、当社の判断に基づき、連結計算書類の記載内容を一部変更しています。

10 連結財務諸表の適正性、及び連結財務諸表作成に係る内部監査の有効性に関する代表者の確認

当社の代表取締役社長は、当社の2019年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）に係る財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及び附属明細書、並びに連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結株主資本等変動計算書）に記載されたすべての重要な事項が適正であることを確認しております。

更に、財務諸表及び連結財務諸表作成に係る内部監査が有効であることを確認しております。

11 事業年度の末日において、子会社等が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他子会社等の経営に重要な影響を及ぼす事象

該当事項はありません。

Contents 生命保険協会統一開示基準項目一覧

このディスクロージャー資料は、一般社団法人生命保険協会の定める「ディスクロージャー開示基準」に基づいて作成しています。
その基準における各項目は以下のページに記載しております。

I. 会社の概況及び組織	38	11. 計算書類等について会社法による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	71
1. 沿革	38	※連結計算書類等については116ページに記載	
2. 経営の組織	39	12. 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について	
3. 店舗網一覧	40、41	金融商品取引法に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	該当ありません
4. 資本金の推移	42	13. 代表者が財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認している旨	—
5. 株式の総数	42	※連結財務諸表について116ページに記載	
6. 株式の状況	42	14. 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容	71
7. 主要株主の状況	42		
8. 取締役及び監査役(役職名・氏名)	43		
9. 会計参与の氏名又は名称	該当ありません		
10. 会計監査人の氏名又は名称	44		
11. 従業員の在籍・採用状況	44		
12. 平均給与(内勤社員)	44		
13. 平均給与(営業社員)	49		
II. 保険会社の主要な業務の内容	45	VI. 業務の状況を示す指標等	72
1. 主要な業務の内容	45	1. 主要な業務の状況を示す指標等	72
2. 経営方針	45	1-1 決算業績の概況	72
III. 直近事業年度における事業の概況	47	1-2 保有契約高及び新契約高	72
1. 直近事業年度における事業の概況	47、48	1-3 年換算保険料	72
2. 契約者懇談会開催の概況	48	1-4 保障機能別保有契約高	73、74
3. 相談・苦情処理態勢、相談(照会、苦情)の件数、及び苦情からの改善事例	48	1-5 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高	74
4. 契約者に対する情報提供の実態	49	1-6 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約年換算保険料	74
5. 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法	49	1-7 契約者配当の状況	75、76
6. 営業社員・代理店教育・研修の概略	49	2. 保険契約に関する指標等	77
7. 保険商品一覧	50、51	2-1 保有契約増加率	77
8. 情報システムに関する状況	53	2-2 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金(個人保険)	77
9. 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況	53	2-3 新契約率(対年度始)	77
IV. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	54	2-4 解約失効率(対年度始)	77
V. 財産の状況	55	2-5 個人保険新契約平均保険料(月払契約)	77
1. 貸借対照表	55	2-6 死亡率(個人保険主契約)	77
2. 損益計算書	56	2-7 特約発生率(個人保険)	77
3. キャッシュ・フロー計算書	57	2-8 事業費率(対収入保険料)	77
4. 株主資本等変動計算書	57	2-9 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数	77
5. 債務者区分による債権の状況	64	2-10 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合	77
6. リスク管理債権の状況	64	2-11 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合	77
7. 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況	64	2-12 未だ収受していない再保険金の額	78
8. 保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)	65	2-13 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合	78
9. 有価証券等の時価情報(会社計)	66	3. 経理に関する指標等	78
9-1 有価証券の時価情報	66、67	3-1 支払備金明細表	78
9-2 金銭の信託の時価情報	67	3-2 責任準備金明細表	78
9-3 デリバティブ取引の時価情報	68~70	3-3 責任準備金残高の内訳	78
10. 経常利益等の明細(基礎利益)	71	3-4 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高(契約年度別)	79

3-5 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数	79
3-6 契約者配当準備金明細表	79
3-7 引当金明細表	80
3-8 特定海外債権引当勘定の状況	80
3-9 資本金等明細表	80
3-10 保険料明細表	81
3-11 保険金明細表	81
3-12 年金明細表	81
3-13 給付金明細表	81
3-14 解約返戻金明細表	81
3-15 減価償却費明細表	82
3-16 事業費明細表	82
3-17 税金明細表	82
3-18 リース取引	82
3-19 借入金残存期間別残高	82
4. 資産運用に関する指標等	83
4-1 資産運用の概況	83、84
4-2 運用利回り	84
4-3 主要資産の平均残高	85
4-4 資産運用収益明細表	85
4-5 資産運用費用明細表	85
4-6 利息及び配当金等収入明細表	85
4-7 有価証券売却益明細表	85
4-8 有価証券売却損明細表	85
4-9 有価証券評価損明細表	85
4-10 商品有価証券明細表	85
4-11 商品有価証券売買高	85
4-12 有価証券明細表	85
4-13 有価証券残存期間別残高	86
4-14 保有公社債の期末残高利回り	86
4-15 業種別株式保有明細表	87
4-16 貸付金明細表	87
4-17 貸付金残存期間別残高	88
4-18 国内企業向け貸付金企業規模別内訳	88
4-19 貸付金業種別内訳	89
4-20 貸付金用途別内訳	89
4-21 貸付金地域別内訳	90
4-22 貸付金担保別内訳	90
4-23 有形固定資産明細表	90
4-24 固定資産等処分益明細表	91
4-25 固定資産等処分損明細表	91
4-26 賃貸用不動産等減価償却費明細表	91
4-27 海外投融資の状況	91
4-28 海外投融資利回り	92
4-29 公共関係投融資の概況(新規引受額、貸出額)	92
4-30 各種ローン金利	92
4-31 その他の資産明細表	92
5. 有価証券等の時価情報(一般勘定)	92
5-1 有価証券の時価情報	92、93
5-2 金銭の信託の時価情報	93
5-3 デリバティブ取引の時価情報	93、94

VII. 保険会社の運営 9

1. リスク管理の体制	10~13
2. 法令遵守の体制	14
3. 法第二百一十一条第一項第一号の確認(第三分野保険に係るものに限る。)の合理性及び妥当性	15
4. 指定生命保険業務紛争解決機関が存在する場合、当該生命保険会社が法第百五条の二第一項第一号に定める生命保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定生命保険業務紛争解決機関の商号又は名称	15
5. 個人データ保護について	16
6. 反社会的勢力との関係遮断のための基本方針	17

VIII. 特別勘定に関する指標等 95

1. 特別勘定資産残高の状況	95
2. 個人変額保険及び個人変額年金保険特別勘定資産の運用の経過	95、96
3. 個人変額保険及び個人変額年金保険の状況	95、96
3-1 保有契約高	95、96
3-2 年度末資産の内訳	95、96
3-3 運用収支状況	95、96
3-4 有価証券の時価情報	96

IX. 保険会社及びその子会社等の状況 97

1. 保険会社及びその子会社等の概況	97
1-1 主要な事業の内容及び組織の構成	97
1-2 子会社等に関する事項	97
2. 保険会社及びその子会社等の主要な業務	98
2-1 直近事業年度における事業の概況	98
2-2 主要な業務の状況を示す指標	98
3. 保険会社及びその子会社等の財産の状況	99
3-1 連結貸借対照表	99
3-2 連結損益計算書及び連結包括利益計算書	100
3-3 連結キャッシュ・フロー計算書	101
3-4 連結株主資本等変動計算書	102
3-5 リスク管理債権の状況	114
3-6 保険会社及びその子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況(連結ソルベンシー・マージン比率)	114
3-7 子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)	115
3-8 セグメント情報	116
3-9 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	該当ありません
3-10 代表者が連結財務諸表の適正性、及び連結財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認している旨	116
3-11 事業年度の末日において、子会社等が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他子会社等の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容	116

ジブラルタ生命保険株式会社

本社/〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10 プルデンシャルタワー

通話料無料

一般のお客さま 0120-37-2269
ミ ナ ジ ブ ロ ッ ク

教職員のお客さま 0120-37-9419
ミ ナ キ ョ ウ イ ク

一般代理店を通じて
ご契約のお客さま 0120-78-2269
ナ ン バ ー ジ ブ ロ ッ ク

ご高齢のお客さま 0120-16-7895

ジブラルタ生命のホームページ <https://www.gib-life.co.jp/>

ジブラルタ生命のフェイスブック公式ページ <https://www.facebook.com/gibliffe.co.jp>

「家族への想い」スペシャルウェブサイト <https://www.gib-life.co.jp/st/kazoku/>

